

14
22

〇
複写

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



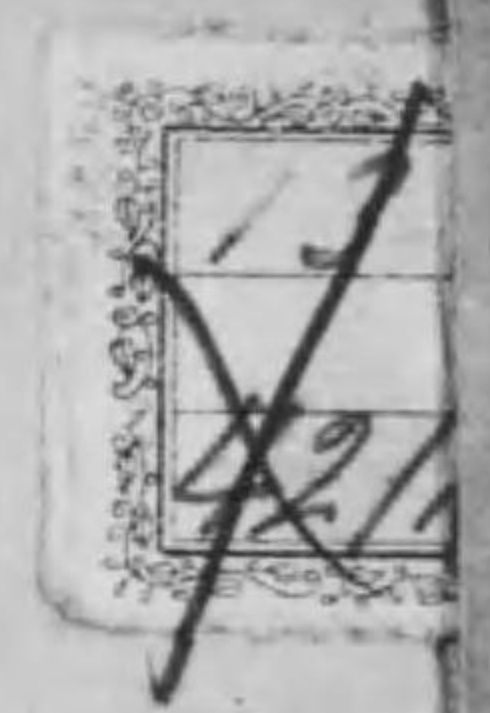
14

221

文 學 博 士

井 上 圓 了

妖 怪 學 講 義



第 四 卷

1922

~~14-221~~
14-221八



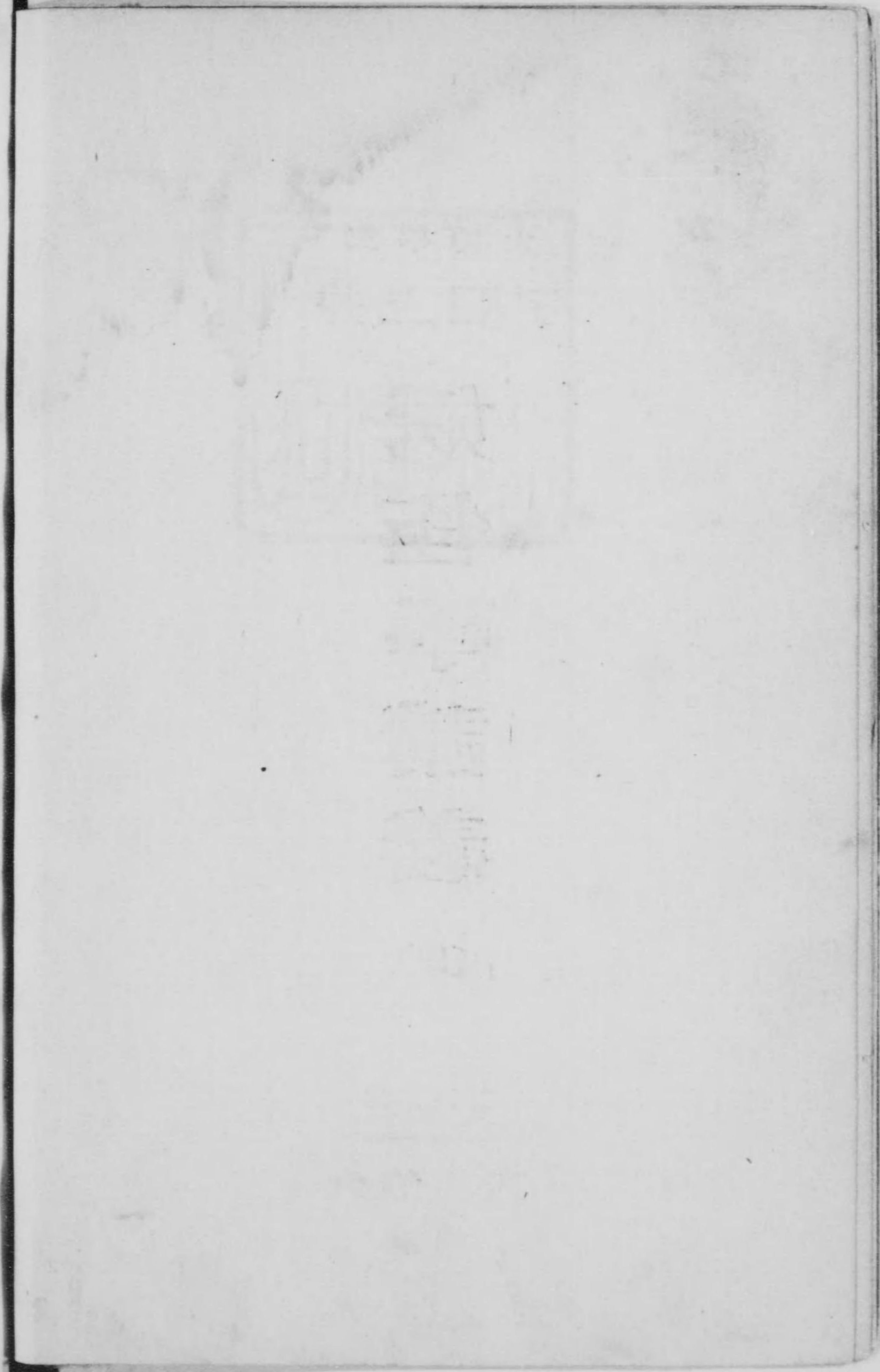
妖
怪
學
講
義

[四]



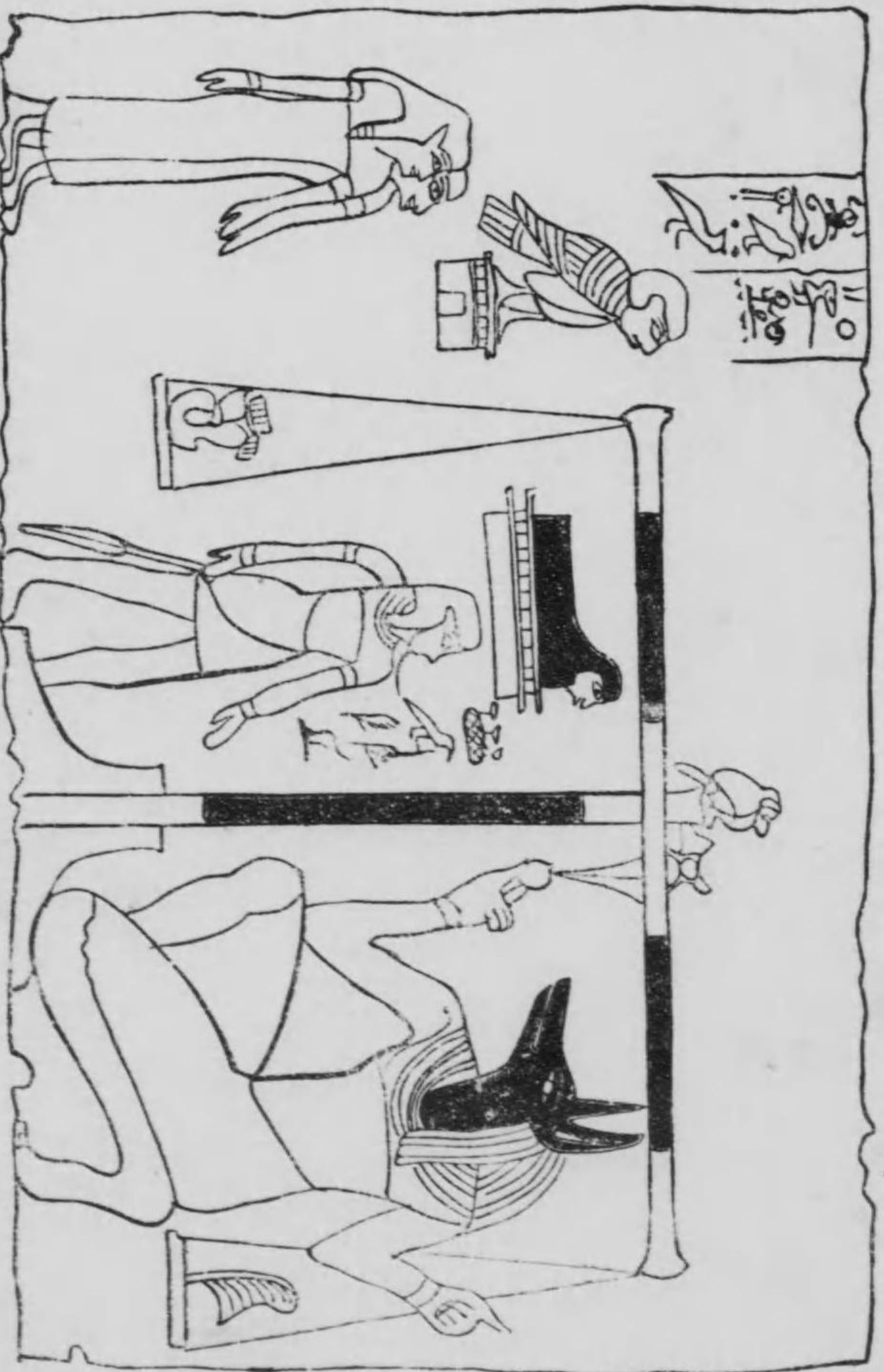


支那の妖怪





支那の美術



(寫畫古及埃) 圖る測を心良の者死スビヌア



大の
の
の
の

西洋の幽霊船



種一の靈幽船

妖怪學講義 第四卷 目次

教育學部門

第一講 智徳篇

第一節 教育論	一六三
第二節 人心發達論	一六四
第三節 教育の目的	一六四
第四節 教育上の迷誤	一六四
第五節 教育の不注意	一六五
第六節 家庭は妖怪の製造場	一六五
第七節 遺傳論	一六五
第八節 結婚論	一六六
第九節 結婚と迷信との關係	一六七
第十節 白痴	一六七

第十一節 神童偉人……………一六七六

第十二節 盲啞……………一六八二

第十三節 道德論……………一六八四

第十四節 惡人の種類……………一六九三

第十五節 殺害……………一六九六

第十六節 盜賊……………一七〇三

第十七節 放火、邪淫、詐偽等の諸惡行……………一七〇七

第十八節 道德上の諸惡……………一七〇九

第一講 教養篇

第十九節 教養論……………一七一

第二十節 胎教論……………一七三

第二十一節 育兒法……………一七五

第二十二節 記憶作用……………一七三

第二十三節 記憶術の歴史……………一七一

第二十四節 學理的方法第一、身體上の注意……………一七六

第二十五節 學理的方法第二、精神上的の注意……………一七九

第二十六節 學理的方法第三、身心相關上の注意……………一七四

第二十七節 應用的方法第一、簡便的記憶法……………一八一

第二十八節 應用的方法第二、方術的記憶法……………一七九〇

第二十九節 記憶術の結論……………一八〇七

第三十節 失念術……………一八二〇

附 錄

記憶術批評……………一八三

記憶術私見……………一八三

失念術方法……………一八〇

雜 部 門

第一講 怪事篇

第一節 人爲的妖怪……………一八四七

第二節 怪事論……………一八五三

第三節 妖怪宅地……………一八五四

第四節 妖怪宅地の現象……………一八五六

第五節 甲種怪事……………一八五七

第六節 乙種怪事……………一九〇九

第七節 百物語……………一九三四

第八節 枕返……………一九三九

第九節 怪事……………一九四一

第一講 怪物篇

第十節 怪物……………一九五〇

第十一節 雪隠の怪物及「ウブメ」……………一九五一

第十二節 舟幽霊……………一九五四

第十三節 河童……………一九五八

第十四節 通り物……………一九六八

第十五節 轆轤首……………一九七四

第十六節 怪異……………一九七八

第三講 妖術篇

第十七節 火渡……………一九八〇

第十八節 不動金縛……………一九八五

第十九節 魔法幻術……………一九八六

第二十節 絲引……………一九九一

附 録

論 說 篇……………一九九九

妖怪窟雜話……………二〇〇七

教育學部門

次 目

目
次
終

第一講 智 德 篇

第一節(教育論) 是より哲學の風力を藉りて、教育の天地に浮べる妖怪の迷雲を一掃せんとするに當り、先づ其前驅として教育の定義種類性質目的について一言せんとす、抑も教育の定義は、諸家其説く所未だ一定せずと雖も、要するに教育は、人類固有の能力を啓發養成するものに外ならず、而して其所謂固有の能力とは、人心内包の性力即ち是なり、然るに經驗學派の論に従ふときは、人の知識思想は、生ながら之を天に稟くるものにあらずして、經驗により外より注入するものとなす、故にロック氏は曰く、人の生るゝや其心猶ほ白紙の如く而して知識思想の生ずる所以は、皆外界の經驗によるものなりと、然れども是説や徒に經驗の一方にのみ偏するものにして、未だ以て確論となすべからず、古語にも玉磨かざれば光なしと曰へることあり、夫れ玉の光を發するは、固より琢磨の力を藉らざるべからずと雖も、其光や磨したる後に、外より之を附着するものにあらずして、溫潤含蓄許多の光耀既に内に葆するあるを以てなり、人心も亦之と同じく、若し内に其光を發すの性なからしめば如何に教育經驗の砥礪を以てすと雖も、瓦石と何ぞ擇ばん、其淵然の光油然の澤得て而して望むべけんや、縦令ひ姑らく經驗論者の説に従つて、知識思想は經驗によりて發達するものとなすも、一たび經驗したるものは、之を心内に於て保持する力なかる可らず、又其保持したる種々の事實を互に連合

概括する力なかるべからず、而して此連合概括の力或は保持の力は、心性の固有する所にして、外より之を得るものにあらざるなり、然らば則ち獨り經驗の力によりて知識の生ずるは、固より得べからざる所なり、之を譬ふるに草木の生ずるや、雨露の澤栽培の力を要せざるべからずと雖も、實に種子を待ちて始て其萌芽を發するを得るが如し、是れ其發生する所以の原理は、外界に存するにあらずして、種子中に存するを以てなり、若し然らずして其發生する所以の原理外界の上でありとせば、櫻の種子に施すに梅の栽培を以てせば、變じて梅となるべく、栗の種子に施すに梨の栽培を以てせば、亦變じて梨となるべし、而して今其櫻なり栗なり栽培の法の如何に關せずして、卒に各々固有の性を失はざる所以のものは、則ち原形原理の種子中に存するの故にあらずや、人心の生成も亦猶ほ此の如し、其外界より得る所のものは特に雨露の澤栽培の力即ち教育經驗に過ぎざるのみ、而して此外界の經驗と内界の性力と相合し始て知識思想の結果を生ずるなり、故に事物の發育は總て原形と材質との二者を待たざるべからず、即ち外界より得る所のものは材質なり、内界に存する所のものは原形なり、今予が教育は人類固有の能力を啓發養成するにありとなす所のものは、即ち外界の材質によりて内界の原形を發育するを謂ふなり、且又教育は徒に内包の性力を其自然の傾向に任じて養成するものにあらずして、之に紀律秩序を與へ、一種の組織を有したる知識思想を構成せんことを以て目的とするものなり、猶ほ場師の草木を養成するや獨り其自然に任せずして、或は之を成長し、或は之を剪裁し、或は

之を灌溉扶持し、以て始て整然として觀るべきものあらしむるが如し、以上已に教育上人心を發育するに、内外兩界の要素あることを略述したるを以て、是れより専ら外界の要素に就て述べんとす。外界の要素之を分ちて二種とす、其一是自然教育と曰ひ、其二に人為教育と曰ふ、自然教育とは吾人を圍繞せる萬有の教育にして、乃ち氣候の若き、地形の若き、山川草木鳥獸の若き、冥々の中識らず知らず吾人を感化するものを謂ふ、人為教育とは人類相互間の教育にして、之を分ちて三種となす、一を社會教育と曰ひ、二を學校教育と曰ひ、三を家庭教育と曰ふ、社會教育とは社會人民朋友親戚の吾人を教育するの謂にして、輿論或は風俗等によりて其感化を受くるは、即ち社會教育の一種なり、社會教育は固より人為教育に屬するも、無意無識の間に行はるゝを以て、人為中の自然教育となすべし、而して學校教育及び家庭教育は、人為中の人為教育なるものなり、是れ父母若くは教師は、豫め目的を定めて、其方向に遵て教育するものなればなり、夫れ此の如く此二種の教育は、人為中の人為教育なりと雖も、其間亦自ら自然の感化を加へざるべからずして、殊に家庭教育の若きは、自然によりて得る所のもの多きに居る、今其事を明かにせんと欲せば、人心發達の理に就て一言せざるべからず。

第二節(人心發達論) 凡そ人心の發育には一定の期限あり、教育家は之を分ちて三期となす、第一幼穉期、第二成童期、第三青年期是なり、幼穉期は、始生のときより滿六歳に至るの間にして、即ち

家庭教育に属する時期なるを以て、之を名けて家庭期となすも可なり、成童期は、満六歳より満十四歳に至る間に於て、学校教育に属する時期なるを以て、之を名けて學齡期となすも可なり、而して青年期は、十五六歳より廿四五歳に至る間に於て、思辨力の發育する時期なるを以て、之を名けて思辨期となすも可なり、今之を智力の發達に考ふるに、智力には外覺内想の二種あり、外覺は直現的にして、直接に外物に接觸して起る所の作用を謂ふ、即ち感覺知覺是なり、内想は再現的にして、一たび直現したるもの、再び之を心内に現する觀念を謂ふ、内想に實想虚想の二種あり、而して又更に實想を分ちて再想構想の二種とし、虚想を分ちて概念斷定推理の三種とす、夫れ外覺は、外界の刺激を心内に感受するより起る所の作用にして、是時にありては、外界は能作用にして内界は所作用たり、實想は記憶作用に本づき、記憶によりて種々の觀念を再起する作用にして、内界猶ほ未だ能作用の地に立つに至らずと雖も、構想のごときは一部分能作用の性質を帯べるものなり、虚想は即ち推理作用の起る所にして、此に至りて内界は全く能作用の地に立ち、外界を命令支配するものなり、之を發育の三時期に配すれば、幼稚期は外覺の力最も活動する時期にして、其心性は所作用の地に立ちて外界の刺激を感受するに止まる、成童期は再想構想の力の盛なる時期にして、是時にありては記憶力の最も活潑なるものとす、青年期は漸く虚想の作用に通み、心性の力によりて外界を命令支配することを得るなり、要するに人は幼時にありては、外界は能動となり内界は所動となりて作用を現示する

も、成長するに隨ひ主客地を易へ、内界は能動となり外界は所動となるに至る、是を以て家庭教育は主として模倣の時期にありては其爲す所のものは外界の刺激に從て感受するのみ、直現の事情に應じて模倣するのみ、曾て其他を識らざるなり、故に家庭の教育に任ずるものは、尤も其身の舉動に注意し、一動靜一語黙、亦皆幼兒の模範となることを務めざるべからず、常に此れのみならず、是時期にありては外界の現象狀態、一として其心を薰染せざるものなきを以て、室内の裝飾を始めとして、苟も兒童の見聞に觸るゝものは、教育の補助となるものを用ひざるべからず、今や文教日に聞け、山村僻邑に至るまで小學教育の設けあらざるはなく、樵豎牧童亦皆冊を挾て校に上るを得るも、唯だ其銳意事に從ふ所のものは學校教育に止り、家庭及び社會教育に至りては、置て顧みざるもの、若し、而して如何なる方法により家庭教育の改善を圖るべきやは、是れ教育社會の一問題たり、余嘗て之が策を講じ、神社佛閣の必要を論じたることあり、今吾邦現時の狀況を視るに、百戸の邑にありて、其九十九戸は概ね茅屋陋室にして、戸内庭前絶て風致の觀るべきものなく、其教育の補助となるものを求めんと欲するも、渺として得べからず、常に之を得べからざるのみならず、其醜穢の狀反て往々教育を害するものあるを免れず、此の如くして家庭の教育を施さんとするは抑も亦難しと謂ふべし、然るに百戸乃至二百戸の村落には、必ず二三の神社佛閣あり、而して其神社佛閣は、村中最も靜閑の地にあり、境内廣敞堂宇清潔にして、固より尋常民家の比にあらず、是を以て足一たび其地を踏めば

莊重肅穆覺えず人をして道徳心を喚起せしむるものあり、況んや堂の内外を裝飾するものに至りては教育の補助となすべきもの少からざるに於てをや、然らば則ち神社佛閣は亦一佳場にして、父母たるもの其幼児を提携して、毎日若くは毎週之に参詣し、優游浸漬以て之が智徳を養成するは尤も其宜しきを得たるものなり、且つ夫れ家庭教育は、父母中にありて其専ら任ずる所のものは、父にあらざして母にあり、而して婦人は其身容易に外に出づる能はざるものなりと雖も、神社佛閣の若きは、兒童を携へて朝夕之に参詣するも、亦何の害あらんや、此の如くなれば獨り其間に於て、兒童の道徳を養成するを得るのみならず、往復の途上見聞する所のものは、皆兒童の知識を開発するに足り、又兒童及び母の運動を助けて、其裨益する所衛生體育上にも及ぼすを得べし、故に余は以爲らく、村落に神社佛閣あるは、特に宗教として其用あるのみならず、教育上亦實に缺くべからざるものなり、而して其祭日或は教會日等の若きも、皆教育上必要なものなれば、成るべく之を保存して、以て村落の教育に適用することを圖らざるべからず、而して其必要なるは、獨り家庭教育に止らずして社會教育に於ても亦缺くべからざるものなり、何となれば今日社會の風たる、決して教育の模範となるべきものにあらず、而して此社會をして教育の模範となさんとするものは、宗教々會の目的とする所なればなり、凡そ教育は學校のみにて、其目的を達すべからざるは勿論にして、加ふるに家庭社會の兩法を以てせざるべからず、而して此兩法は學校の直接に關係せざるものなれば、所謂教會講社を改善矯正

して、從來の社寺を保存し、之を教育上に活用するは今日の急務なり。

第三節(教育の目的) 古來人は萬物の靈長と稱して、天地の間に生を稟くるもの人類を以て最も尊しとせり、禮記に人者天地之徳、陰陽之交、鬼神之會、五行之秀、と曰ひ、左傳に人者稟天地之中而生と曰へり、夫れ其靈長たる所以のものは何ぞや、知識を有し道徳を有するを以てなり、而して此智徳を開発する所以のものは一に教育の力にあり、故に教育の目的は、人をして其萬物の靈長たる所以の特性を開発せしむるにありと謂ふも可なり、然り而して今日進化學者の唱ふる所に據れば、動物も亦智徳の一部分を有するものとなせり、然らば則ち智徳は人類の獨り有する所にあらずして、是を以て人獸の別となすに足らざるか、曰く否、今進化學者の説に従ひ、人獸共に智徳を有すとなすも、其智徳の性質大に異なる所のものあるなり、何となれば獸類の若きは、縱令智徳の一部分を有すと稱するも、其一舉一動は、自然の活動力によりて反射無意的に起るものにして、意識的作用にあらず、縱令意識の原形種子を含蓄するとすも、之を人間の意識の明確なるに比すれば大に徑庭あり、今意識を解して心性内包の光となすときは、動物の精神の一部分を有するも、未だ内包の光を外發するに至らず、人間に至り始めて其光を開き、動靜云爲悉く意識の光明中にありて現するを得るなり、然れども人類と雖も亦生れながらにして然るものにあらず、幼稚の時にありては、多く無意識に屬し、動物と異なるもの幾希なし、其進んで意識の光炳然として愈々明かなるに至るものは、教育經驗の力に

よるなり、故に又教育の目的は、心性内包の光明を開発するにありと謂ふも可なり、且つ之を歴史の上に徴して、社會の變遷を考ふるに、其發達進化の序大に之と相類するものあり、元始にありては人皆無我無欲にして、法律なく、政府なく、飢ゑて食ひ渴して飲み、之を自然の性情に任して各々其所を得ざるはなし、既にして而して智寶漸く開け、利己の心主我の念益々長じ、競争隨て起り、紛紜々々其底止する所を知らず、然れども今日より更に益々發達し、心性内包の光益々明かなるを得ば、全世界盡く其光明の中に沐浴し、鬭争其跡を絶ち、政府なく法律なく賑々として天下治まるの日あるを見るべし、是を葛天氏の民と謂はんか、將た無懷氏の民と謂はんか、即ち是を黄金世界と稱すべく、寂光淨土と稱すべし、而して將來吾人の達すべき所謂黄金世界と、太古の葛天氏無懷氏の世界とは、亦自ら異なる所あり、乃ち太古は無意識の黄金世界にして、將來は赫々たる意識の日輪の下にある光明の黄金なり、而して此想像は、今日にありては、畢竟空想に屬するもの、若しと雖も、之を既往に徴して其次第に開顯し來るを見る、豈之を將來に期すべからずと謂はんや、但だ其光明の分量無限にして、固より意料の及ぶ所にあらずるを以て、之を開顯するも亦無限の時間を要せざるべからず、果して然らば教育の目的は、無限の時間に於て、内包無限の光明を此世界に開發するにありと謂ふべし、是れ宗教と教育と其目的を異にする所以にして、宗教は此世界にありて、到底無限の光明を見ること

能はざるものとし願みて心性の本来に溯り、其内部に於て無限の光明を見んことを求む、而して教育は、將來此世界に於て無限の光明を開くことを得べしとするものなり、其一世一代に於ける教育の目的の若きは、固より此大目的に達する一階梯に過ぎざるのみ。

第四節(教育上の迷誤) 以上既に教育一般に關する解釋を述べたれば、是より教育上の妖怪即ち迷誤を掲て其妄を辨せざるべからず、古來迷信妄想の民間に行はるゝや久し、故に其及ぶ所誠に廣く且つ深し、或は醫道の一部となり、或は宗教の一部となり、或は商賣に稼業に、其關係する所頗る多し、而して教育上亦之ありて、其兒童を養成するに猶ほ此迷信妄想に陥るもの少なしとせず、先づ第一に出産に就て其例を擧ぐれば、古來神佛に祈願して子を得るものあるは、往々聞く所にして、孔子は其父母之を尼丘山に祈りて得たりと云ひ、又吾邦にありても大鹽平八郎は、其父母京都の阿彌陀ヶ峰豐國神社に祈りて得たりと云ふ、而して又神佛に祈願して得たる所の子は皆頓悟非常の人なりと傳ふるも、是れ亦一種の迷誤にして、其實固より此理あることなし、然れども心理上之を考ふるに、此の如く傳ふる所以のもの偶然にあらざるものあり、何となれば其人粹然至純の心を以て神明に對越し以て之を祈り而して子を擧ぐるに於ては、其子の或は平生に異なるものあるも、怪しむべきに及んず、是れ神之之を授くるにあらずして、自己の精誠實に之を致せるなり、而して既に之を得るに及んでは、以て神の與ふる所となし、其教導撫育の方に於ける亦周到至らざる所なし、是れ其子の自ら非

凡人となるに至る所以なり、或人の説に曰くキリストを以て神となすは、其實神なるのみにあらず之を神にしたるものは人の力なりと、換言すれば則ち天然の神にあらずして、人為の神なりと謂ふなり、其故はキリストの生るゝに先ちて、神の斯土に生るゝの豫言あり、人皆其豫言を信じて之を望むや久し、而して會々東方に一異星現はるゝを見て神の生るゝ前兆となし、東方を探りて或人家の厩中に生兒を獲、以て豫言に應じて生るゝ所の神となし、集るもの皆合掌膜拜す、而してキリストも亦稍事物を解するに至りては、自ら神なりと信じ、如何なる不思議もなし得べきものとなす、是を以てキリストの命する所は、聳するものは聰に、替するものは明に、跛するものは起ち、診せず樂せずして痼疾重患立ちどころに治するを得、而して其此に至る所以のものは、畢竟キリストを以て神なりと信する一念より起りたるものなり、是に由りて觀れば、人力を以て神を作爲し得ること決して難きにあらずるを知るべし、假令へば山間の一僻村に神を製造せんと欲せば、其村にて神の如く崇敬する人あらば、先づ其人に何年には神の降誕あるべしとの豫言を爲さしむべし、而して其年に至り或家に生れたる子あらば之を路上に棄て置くべし、後に一村の者之を得て眞に神の子なりと信じ神として養育するときは、必ず成長の後神の作用を現示するに至るべし、是れ全く信仰の力なり、孔子の若きも萬世に其名を傳ふる大聖人に至りたる所以のものは、信仰其物原因の一部分となりたるや疑ふべからず、故に人若し一意に神佛を信仰することを得ば、之に祈願して子を得るは、決して效驗なしと謂ふべか

らず、然れども是れ特に思想單純なる昔時にありて言ふべきのみ、今日の若き思想の複雑なるときに至りて、其效驗を奏せんと欲するも得べからざるなり、其他懷妊中及び出産の時に至る迄、迷信妄想によるもの多く之ありと雖も、人智の進歩するに隨ひ、漸く其跡を絶つに至るべし、第二に體育に就て迷信妄想の關係する例を擧ぐれば、民間一般の風習に、其子を養育するに或に祕呪即ちマジナヒを用ひ、或は守札を用ひ、之によりて幼兒の健康安全を祈らんと欲するものあるは、比々見る所にして兒童の腹痛を治するマジナヒ、或は腫物を治するマジナヒ、或は夜啼を止るマジナヒ等、其他之に類するもの甚だ多し、又守札の若きも子育の守、或は怪我除の守等ありて、之を兒童に帶ばしむれば、以て安全無事なるを得べしと信するものあり、是を以て醫藥を棄て、マジナヒにより、反て其病勢をして重からしむるものあり、一片の守札能く危害を免るべしと信じて、其保護を忽にするものあり、是れ皆思はざるも甚しきものにして、此の若き迷信は、其害あるも益あるを見ざるなり、第三に心育に就て迷信妄想の關係する例を擧ぐれば、兒童の才智に長するを欲して神佛に祈り、又記憶を強めんと欲して種々のマジナヒを用ふるものあり、夫れ才智を長するも記憶を強うするも、皆教育法によらざるべからず、然るに漫然之を省せず、木に緣て魚を求めんと欲す、迷信と謂はずして何ぞや、以上はマジナヒ守札等によりて、教育の補助となすの例を擧げたるのみ、其他或は兒童の生年月によりて其氣質運命を鑑定し、或は卜筮により、或は幹支術、或は洵宮術に考へ、或は人相方位に考ふる等、

凡そ幾多あるを知らず、而して此等の諸法によりて、児童の教育を助けんとするが若き、其迷信たるや固より予の辨解を俟たざるべし、然れども唯だ児童教育の爲めに、一心に神佛に祈念し、其心之が爲めに清淨となり、其行が爲に端正となるを得ば、其平生の舉動自然に児童を薰陶感化するの效あり、故に單純の信仰は他の諸法に比すれば、差優るものとなして可なり。

第五節(教育の不注意) 民間の教育は盡く迷信に出でざるも、不注意によりて其方法を誤るもの多し之あり、今日民間の状態を視るに、第一に父母たるもの、其子を家庭に於て教育することを知らずして、修學時期の至るを俟ち、始て其教育を學校に託せんとするものあり、是れ教育は獨り學校に限るものとなし己の教育者たり、家庭の教育場たるを忘るゝものなり、而して此の若きもの十中八九見る所なり、第二に父母は己の情に任せて児童を支配する弊あり、例へば己の心に愉快なるときは、設令ひ其行咎むべきものあるも、曾て之を責むることをなさず、而して其不愉快なるときにありては、容易に顔色を怒らし聲音を勵まし、以て叱責を加ふるの類を謂ふ、是の如きは父母たるもの喜怒の情を以て、児童を玩弄物視するものなり、或は又父母の其の子に於ける、愛憎の情によりて偏頗不公平をなすものあり、即ち児童をして己の私情の奴隸たらしむるものにして、是れ亦大に不可なるものとす、第三に父母は己の心を以て、児童の未成の心を推量することにして、乃ち三四歳の幼兒に説くに道理を以てして、之を解せざることあり、或は其爲す所道理に背馳することあるに當りては、忽ち怒

りて之を苛責するが若きは、是れ幼兒を以て大人と同一視するより起る過なり、幼稚の兒童は、固より未だ道理を解するの力を有せざるにより、道理を以て、之を責むるは過當のことたるを免れず、故に幼兒を教育するは善く其心情を探りて、其了解し得らるゝものを以て之を訓誨せざるべからず、第四に兒童の早成を喜ぶの風あることなり、夫れ早熟早成の人にして、晩年猶ほ大名を成したるものなきにあらざるも、中年に及んで反て退歩するもの多し、然るに父母たるもの概ね兒童の早成を喜び、僅に其齡五六歳に至れば遽かに之に課するに解し難きの漢籍を以てし、或は詩を賦し歌を詠せしめ、偶々之を能くすれば人に誇りて以て名譽となす、而して其の兒童は、不相當の教育により天才を害し、或は早成に安じて一生を誤るに至るものあるを知らず、是れ畢竟學問を以て、一の裝飾の如く考ふるより起る所の弊にして、亦一種の迷誤となすも可なり、以上述ぶる所の外、之に類するもの列擧するに暇あらず。

第六節(家庭は妖怪の製造場) 家庭教育に就き、妖怪學の講義に尤も直接なる關係を有するものは此妖怪の製造場たる所以を知るにあり、今日民間に於ては、家庭の教育場たるを知らずして、反つて種々妖怪の教育を施すもの多く、第一に父母の兒童を教育するに濫りに苛責し、或は烈日の赫々たるが如く或は嚴霜の凜々たるが如くして、雍容寛裕、和風暖日の藹然たるが如き氣象に乏し、是を以て親子の關係は、唯だ一の恐怖心によりて成るが如きものあり、是れ妖怪製造場の一例となして可なり、

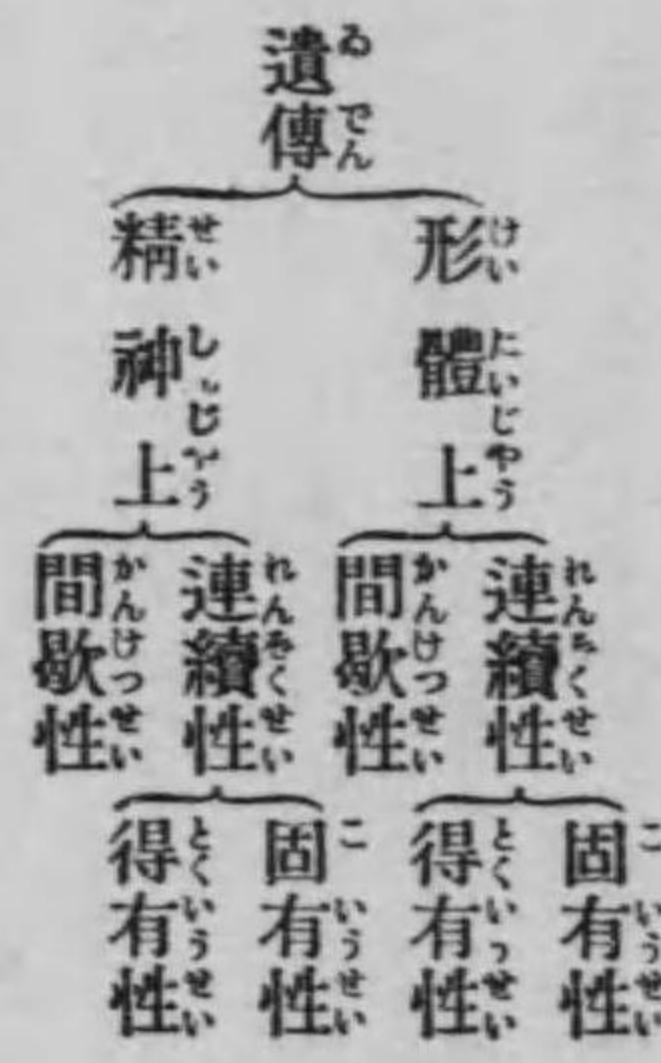
凡そ妖怪は多く恐怖心より起るものにして、内に一たび恐怖心動けば、外に種々の妖怪を現すべし、加之平生兒童の見聞する所の昔話、或は繪草紙の如き、皆妖怪を以て充たし、又其啼くに當りては之を止るに鬼又は怪物の畏るべきを以てす、夫れ此の如く兒童は妖怪の空氣中に其知識の萌芽を發生するを以て、妖怪の妄想は其性質に固着して存し、長ずるに及び種々の幻覺皆其心中より發し、狐憑天狗幽靈等皆之より生ず、故に余は家庭を以て妖怪の製造場となすなり。

第七節(遺傳論)

以上は教育全體について迷誤の一斑を摘示したるものなり、是より人の資性遺傳より賢愚利鈍の分る、所以を説明せんと欲す、夫れ人は誰れも其子孫の才賢を喜び其愚鈍を惡まざる

はなし、而して世間或は才賢の子孫を得んと欲して、之を神佛に祈願するものあり、是れ猶ほ洪水の害を懼れて神佛に祈願するが如きのみ、固より之を得るの道にあらす、若し洪水の害を防がんと欲せば、宜しく堤防を改築修繕せざるべからす、子孫の才賢を欲せば、宜しく家庭及び學校に於て充分の教育を加へざるべからす、徒に神佛に祈願するも何の益あらん、然れども是れ亦共に一時の策にして未だ完全の計にあらす、若し全く洪水の害を絶たんと欲せば、其水源に溯りて山林濫伐の弊を防がざるべからす、而して子孫の才賢を欲せば、必ず父母の遺傳若くは胎教に注意せざるべからす、故に今此に遺傳の重大なることを述べ、古來吾邦に於て結婚に血統を擇ぶの風あり、是れ實に良習慣と謂ふべし、只惜むらくは單に形體上に止りて癡疾不具畸形癩癩病等のみに注意し、精神上の遺傳

に至りては深く問はざるもの、如し、然れども遺傳は獨り形體上に止らず精神上にも同じく其規則あり、左に其表を掲げて説明すべし。



例へば狗の子は狗に似て人の子は人に似たるは、是れ形體上の遺傳にして、狗の子は其知識狗に止り、人の子は能く人間相應の知識を有するものは、精神上の遺傳なり、此の如く子孫々々連續して傳るもの之を連續性と謂ふ、之に反して或は精神病の若き、或は不具畸形の若き、或は英雄の若き學者の若き、一三代若くは數代を隔てて發する遺傳あり、之を間歇性と謂ふ、又祖先以來數世を経て遺傳し、一種の固有性となりたるもの之を固有性遺傳と謂ひ、己一代の間に特種の事情によりて、身心上に發したる變化を其子に遺傳するもの之を得本性遺傳と謂ふ、例へば目は能く物を視るべきは祖先以來の固有性なれども、其父一種の病氣により目を損じ、盲目の子を生ずるに至るが若きは得本性なり而して此規則は身心兩面に於て存するものなり、或は又男性若くは女性の一方を遺傳することあり、

例へば子の性質中、一半は父に似、一半は母に似ることあるが若きは兩性遺傳にして、男子は父に似て髻を生じ、女子は母に似て髻を生ぜざるが若きは一方を遺傳するものなり、此の如く形體上に遺傳あることは何人も共に知る所なれども、精神上に至りては今尚ほ世人の多く疑ふ所なり、然れども身心二者は固より相離るべからざるものにして、既に肉體に遺傳あれば精神亦遺傳なかるべからず、而して之を實際に驗するに、果して其遺傳あるを見る、乃ち狗の子を教育して人間となす能はず、最下等の野蠻人を教育して文明の人となすこと能はざるは、精神上の遺傳の存するによるものなり、抑も精神上の遺傳は、生時反覆數回經驗したる所の習慣性之が原因となるものにして、是習慣は一變して無意識となり、再變して本能となり、遂に器械的反射作用となり、以て其子孫に遺傳し、遂に天賦固有の資生となるに至る、今遺傳の解釋につき左の書を引證す。

スベンセル氏心理学に曰く、遺傳の理法とは爰に慣習となれる心意の繼續は又斯の如き繼續の或遺傳的傾向を生じ其事情にして不變に永存するときは、世々代々その傾向を累積増加すること是れなり、一有機體の生涯開展ある外部の關係を経験するときは、之に應ずる内部の關係を定立し、尋いで自動的となるものなり、彼の蠻人が弓矢を以て鳥類を射るに當り行はるゝが如き心理的諸作用の一結合は絶えず、反覆するときは終には整然たる組織となり、爲めに最初に務めて爲しゝが如き適合の過程を殆ど心中に覺えずして、遂行せらるゝ様に至るものなり、而して此種の手練は獨り一個

人のみならず、又特殊の民族中にも相傳へて一種特別の傾向を特有せしむることを得るものにして、此傾向たるや是れ又一部分の組織を得たる心的結合に外ならざるなり。

リボー氏遺傳論に曰く遺傳とは一の生物學上の理法にして、是に由り生を稟けたる一切の生物は其子々孫々に於て己が身を反覆再現せんとするものなり、此理法の種屬間に存するは猶ほ自己不變の一個人に於けるが若し、是の如き理法あるを以て萬化の轉々流行する中において其基礎根本は凝然不變に存し、自然は長へに其體を寫象し模擬することを得るなり、之を理想的に考ふるときは、遺傳とは單に同一を同一によりて再現するものなりと云はん、されども斯かる概念は純然たる學理上のものと謂ふべし、そは生物の現象は決して此の如き數理的の精密を以て律すべきものにあらず其現象の起る事情は植物界より高等の動物に進み、更に之より人類に至るに隨ひ、愈々複雑錯繆となるものなればなり、人間は其有機組織よりすると、或は其動力よりすると二様に觀ることを得べし、換言せば其物理的生活を構成する作用よりすると、或は其心理的生活を構成する作用よりするととの二あるべし、是等生活の二の様式は共に遺傳の理法に違ふものなるか、二者は全部に違ふものなるか、或は單に一部分のみなるか、若し後の場合なりとせば、其違する割合は幾何なるか。右の如き疑問について、其生理上に關するものは是れ迄々として研究せられたれども、其心理的の方に至りては猶ほ未だ此の如き研究を見ず、云々。

斯くしてリボー氏は生理上の遺傳より進んで心理上の遺傳に及ぼし一々例證を擧げて詳かに説明をなせり、故に左に又同氏が智情意各作用に就て引證せる二三の例を抄譯して示すべし。

先づ記憶及想像の遺傳に就て羅馬の兩セネカは其記憶の強きを以て有名なる人なり、父アルカス、アンネーアスは二千の言辭をば其聞きたる順序に於て正しく反覆することを得、其の子リユーシアス、アンネーアスは父には及ばざりしも又此の記憶力に富みたりと云ふ、ガルトン氏の説に據れば英人にて希臘語學者を以て有名なるリカード、ボルソン氏の家族は、記憶の非常に卓絶せしより諺に此力の優等なるものをボルソンの記憶と呼ぶに至れりと。

技術史に據りて觀るに創作的想像は遺傳によりて相續するものなることを明示せり、吾人は世々同一家族中より詩人、音樂家、畫家を出すを見ること尠ならず、此の中にて詩人の家族は他の者よりは稀少なるが如くなるが、而かも此の理由を發見せんことは難からざるなり、蓋し奈何なる人を問はず、精緻の聽感なくしては音樂家たること能はず、又視官の一定の成形より生ずる、色彩及び形狀の天賦を固くせずんば畫家たること能はず、左れども今此の如き生理的事情は詩人たらん資格には右の如くに必須ならざるなり、是が故に音樂及び模造上の技能は詩才に比すれば、生理機關の定形に依ること遙に多しと謂ふべし、(中略)然れども五十一の詩人の家族につきて一々查驗せしに、中二十二人までは皆一人或は二人以上の斯道に有名なる感歎あることを發見したり。

今事實に據りて、此の如き形質遺傳は獨り能ふべきものたるのみならず、其現實に起りしものなることを明示せざるべからず。(即ち左に擧ぐるもの是なり)

(先づ智力の遺傳について)此等の場合は頗る衆多にして、以て二の類別をなすに足れり、第一類中には科學者、哲學者、經濟學者等を列し、第二類中には謂はゆる記者、歴史家、批評家及び小説家を集む、(中略)科學に有名なる家族は尠なしとせず、多の科學者は皆その父の後を繼ぎしものなり、蓋し此等の人々が幼時より養成せらるゝに當り、之をして自由の討究を爲すことに慣れしめし家庭の氣風は、其後來の職業を決することに與りて力あるは明白なれど、而かも單に教育のみにて天才を成すものにあらず、之をして科學の究察を好むの性を有せしめんには教育より生ずる所の外部の遺傳に加へて、更に他の事情なかるべからず、又數多の科學者は其母或は祖母の有名なる婦人たりしことを知るを得たり、例へばブッフォン、ペーコン、コンドルセー、キュビエル、ダランベール、フォルブス、ワット、ジュシュー等諸氏の如き場合これなり、哲學者中に在りては遺傳稍稀少なるが如し、されども若し吾人にして、哲學者中子孫を遺し、ものは僅々たりし事實を吾心に記せば左ほど之を誦るにも足らざるべし、例へば近代において、デカート、ライブニッツ、マインブランシュ、カント、スピノザ、ヒューム、コント、シヨツペンハウエル等の傑士は孰れも妻らざるか、或は其兒子なかりしものなり。

(次に嗜好欲情に就て) モンテーン氏は其家系より石麻の症を受けたりが故に遺傳の問題に心を傾けし人なるが、氏は又甚しく藥劑を嫌忌する性をも遺傳したり、氏は曰はく、此厭嫌は全く遺傳に出でしものなり、予の父は七十四歳、祖父は六十九歳、及び予の曾祖父は殆ど八十の高齡を保ちたれども、孰れも皆奈何なる藥劑をも味ひしことなく、又之を服用せしこともなし、彼等に通じて使用せざりしものを問はば、是れ實に藥劑なりき、予の祖先は或る知り難き本能及天性によりて、常に奈何なる藥劑をも嘔吐し、予の父は之を見るすらも厭嫌に堪へざりきと。

遊戯の欲情は其増長するに及びては、殆ど癡狂に類するが如き甚しき狂亂を現すものにして、又癡狂と等しく遺傳するものなり、ダガマ、マカトー氏は曰はく、予の知れる一貴婦人あり、富裕の身なりしかども、賭遊を好める一種の欲情を有して終夜此遊戯を事とし、遂に肺癆に罹りて夭折せり、其長子も甚だ母に類して同一なる遊戯の欲情を有せしが、又母の如く癆症に罹り、殆ど同年齢に及びて逝去せり、而して此人にも己に肖似せし一女ありて、同一の嗜好を遺傳せしが、又少壯にして病死せりと。

竊盜の傾向の遺傳するものなることは一般に承認せらるゝことにして、裁判審問の記録中には是に關する事實夥多なれば、殊に爰に枚擧するを要せずして明瞭なるべし、(中略)既に竊盜の事につきて記し、所のものは、又之を殺人の本能にも適用することを得べし、此二者の遺傳相續する事例は

共に判明にして、且つ其數夥し、或家族に在りては竊盜の遺傳に加へて、殺人癖の遺傳あるものもあり、此等の如き場合は到る處に夥多なれば爰に引照することを要せざるべし。

(次に意力に就て) 歴史に徴するに、心身の諸性は全部又は一部分遺傳するものなることを示せり、而して其一部分なるは其子孫に傳はる際、時としては原本の結合を破壊し、子孫は唯その碎片を收拾相續するを得たるのみなることあるに由れり、されば意力も亦其他の性質と等しく遺傳に出づることを得べし、而して此事は既にゾールテール氏がギース家について觀察したることあり、氏は曰はく無形なる心意の父たる有形の身體は、代々同一の性格を父より子に遺傳するものなり、アッビー家は毎に傲慢不屈なり、カトー家は毎に嚴肅酷厲なり、ギース家の全系は剛膽躁急にして、驕傲の態及び文雅の風あり、ギースのフランシス氏より、獨り始めてネーブルス府人民の首領たりし人に至るまで、其容貌よりするも、膽氣よりするも、將た性格より觀るも、皆通常人以上に在る人々のみなりと。

斯くして父祖より遺傳を得たる子孫は、自然に其方に向て發育し易く、音樂師の子は音樂に長じ易く、書家の子は書に工に、畫家の子は畫に工に、學者の子は學者となり易き傾向を有するなり、然れども亦實際上之を徴するに大に然らざるものあり、例へば西洋にてセーキスピヤの子、ミルトンの女子、アジソンの子の若きは皆不肖なり、吾邦にても常に支那の例を引き、堯舜の聖にして丹朱商均の不肖

あり、瞽瞍の頑にして舜の聖あるを以て精神上の遺傳に反對を唱ふるものあり、然れども是れ亦遺傳の説を以て解すべきものにして、未だ之を以て其説を破るに足らず、何となれば凡そ遺傳は獨り父より之を受くるのみならずして、亦母より受くるものなればなり、故に縱令ひ其父賢なるも、其母不賢なるに於ては、其子必ずしも賢なる能はず、又父母の性質相反するときは、其性質相合して互に打ち消すこともあり、又遺傳は獨り父母の性を受くるにあらず、祖父母曾祖父母或は祖先數世間の性を合して遺傳するものにして、其性の結合配置等の事情によりて父母の性の直に其子の上に發せず、反て祖父母或は曾祖高祖の性を發顯することあり、乃ち形體上にありても、子にして親に似ずして祖父母曾祖父母に似たるものあり、又形體上の遺傳病を二三代の後に發するものあり、然らば則ち精神上に於ても、父子直ちに相遺傳せざることも亦怪むに足らず、是れ間歇性遺傳の起る所以なり、吾邦に於ても歴史上英雄豪傑と稱せらるゝ所の人は、其父母必ずしも悉く賢なるにあらざれども、其血統を尋ねれば遠祖中必ず英雄豪傑のあるを見る、即ち源氏平氏新田足利徳川諸氏の若き皆是なり、然るに古來世間一般に遺傳の理を知らざるを以て、種々奇怪の説を附會し、偶々不具白痴のもの生ずれば神罰或は祟とし、才賢のもの生ずれば神の授くる所となす、此を以て良子を得んと欲して神佛に祈願する風習を起すに至る、然れども若し其人神佛のみに祈願して、遺傳教育の如何を顧みざるときは、決して其目的を達すべからず、古昔神佛に祈りて良子を得たるもの、若きは、其遺傳既に人に優り、加る

に教育注意を以てしたればなり、要するに遺傳は教育の本源にして、之を喻ふるに遺傳は猶ほ元金の如く、教育は猶ほ利子の如し、故に子孫を教育せんと欲するものは先づ其遺傳に注意せざるべからず、然らば如何にして遺傳の元金を増殖し得べきかと謂ふに、是れ一に父母其人に存すべしなり、若し父母にして有徳の君子を生んと欲せば、先づ其身の道徳を修めざるべからず、又博識の學者を生んと欲せば、先づ其身の知識を研かざるべからず、之に反して放蕩無頼、自ら飲食に耽り遊惰に沈み而して其子の才賢を求めんと欲して之を神佛に祈念するも、神佛亦如何ともすること能はず、其實例の如きは前にリボー氏遺傳論を抄譯して示したるも、更に今カーペンターの心理書に出づる所の例を引き、大酒家の子孫に惡癖を遺傳する一斑を示すべし。

カーペンター氏曰く、吾人は彼の精酒を過量に服する常習の結果を目標することは、其他の神經刺戟劑に於けるより遙に多し、而して此の如き經驗に據るときは、各個人は斯る常習よりして、其正格の體質に習得せる所の惡癖を子々孫々に遺傳すること判然たり、此遺傳は或は發して生來の蠢愚となり、或は癡狂の傾向となりて、輕微の激因に會するも直に之を増長せしめ、或は飲酒の強慾となりて、遂に之に克つこと能はざるものなることは、此現象に注目せし人々の等しく證憑する所なり、ドクトル・ホーエ氏は、マサッチューセツ州の蠢兒統計の報告に於て蠢兒三百人の兩親の常習を尋ねしに、其百四十五人即ち殆ど半數は全く鯨飲家にして、特に一の場合の如きは飲酒家の兩

親に七人の鈍兒ありしと云ひ、而してドクトル・ダウン氏の如く蠢兒に就て經驗に富める人も此統計を以て決して過大に失することなしと確言せり、ドクトル・ブラウン氏曰く、鯨飲家は常に自己の神経系を毀損し薄弱ならしむるのみならず、又心理的病症を其家族に遺すものなり、即ち斯の如き人の女兒は神經性及び非斯的里症となり、其男兒は薄弱、執拗、放縱にして一旦不慮の危急に迫るか或は通常の義務を果さむとする場合に至れば、能く之に堪ふること能はずと云々。
又江口氏の精神病學にも左の一項あり。
痴呆は遺傳に由て來る者を多しとす、又酒客の小兒及び親屬の婚姻より生れたる小兒は痴呆たること多し。

是れに依て積善の家に餘慶あり不積善の家に餘殃ありとの意を解説するを得べし。

第八節(結婚論) 既に遺傳の忽にすべからざるを知らば、結婚の忽にすべからざる亦從て知るべし、然るに今日世間往々早婚親婚(近親間の結婚を謂ふ)の弊あり、而して白痴盲啞癩癩等は多く近親間の結婚より生ずると云ふ、夫れ生子は父母兩性を遺傳するものなれば、女子の血統遺傳を擇み配偶を求めざるべからざるは、固より言を俟たず、若し夫婦兩性の遺傳宜しきに於ては、其子或は才賢なる能はざるも、數代の間には必ず非凡異常の人を出だすことあり、故に遺傳の注意は結婚より始めざるべからず、而して結婚につき吾邦愚俗の間に一種の弊風あり、即ち人の血統を或は大神の家、或は

人狐の家と稱して之と結婚するを厭ふこと是なり、而して其原因を尋ねるに、一の原因なく一の理由なく、唯世間一時の風評より其名稱を與ふるものにして、祖先の遺傳性眞に惡しきにあらずと云ふ、是れ實に愚俗の迷誤中の最も大なるものにして、其擇ぶべき所のもの更に之より大なるものあるを知らず、今愚民の瓜瓞を培養せんと欲するや、必ず良種を選擇するを知る、而して其子を生ずるに至ては遺傳性を擇ぶを知らず、愚と謂はすして何ぞや、其他日月方位を擇び、五行干支の性質を擇ぶが若き、民間にて結婚上注意する所のものは多く皆此類なり、故に今より從來の諸弊を改め結婚につき遺傳の必要に注意せざるべからず。

抑も結婚は人事の最も大切なるものにして、教育上に重大の關係を有するものなれば、更に其事について一言を述ぶるも、決して無用にあらざるを知る、夫れ國家の元子は人民にして、人民の身心共に健全なるは國家の健全なる所以なり、而して健全の人を得るは教育によると云ふも、其實結婚より始まる、故に結婚は國家の盛衰興廢に關する重大の事なり、且つ世の野蠻と開明とは大に結婚の状態に關係するものなり、野蠻人種にありては夫婦の道なく、男女の交りは禽獸と異ならず、漸く開明に進むに従ひ其道漸く興り、其式漸く整ひ、制度規則も次第に一定するに至る、西洋にありては、希臘人中に結婚の儀式の起りたるは、紀元前一千五百五十四年アゼンス王セクロプスより始まると傳へり、羅馬に於て結婚の法律を制定せしは、紀元前十八年の事なりと云ふ、支那にても夫婦の道は極めて古

く、杜氏通典によれば燧人氏より始めて夫婦の道ありと云ふ、我朝にては諸册二神より始まりしことは皆人の知る所なり、此の如く夫婦結婚の道は東西共に上古に起ると雖も、其儀式制度は世の文明に伴うて次第に定まりしは言を待たず、已に我邦の如きは上代にありては男の方より女の方へ行ききて婚儀なせしものと見えたり、而して結婚の制度を定められしは大寶年間にして、令義解に凡男子十五、女子十三以上聽三婚嫁云々とあり、此結婚の事に就きては予嘗て教育家の注意を促さんと欲し講述したるものあれば左に掲ぐべし。

夫れ夫婦とは男女が一生の苦樂を共にせんと盟約より生ずる所の關係を云ふ、今結婚の必要なる理由を示すに三點あり、(一) 人は種屬保存の義務を有す、此の義務を完せんが爲に結婚の必要起り夫婦の約束を成す、男女相互の本心に訴へて借老の約束を成すは禽獸に無くして獨り人間に有るものとす、尤も禽獸は男女相交渉すと雖も唯だ情慾を遂ぐるものにして、人間の如く道德的に一定の約束を成すにあらざるなり、故に禽獸も間々夫婦と類するものありと雖も情慾の結合にして人間の夫婦は道徳上の結合なり、然るに人間に於て徒らに情慾的の結合をなして、情慾の冷熱に依り離合常ならず、曾て正理を以て此の際に處せざる如きは、自ら甘じて人間の品位を下して禽獸の位置に降るものと云ふべし、(二) 人は孤獨にして此の世に於て満足を致すこと能はず、ゆゑに一男一女互に提携扶掖して一生を送らざるべからず、是れ人間自然の規則なりとす、禽獸は唯だ其の情慾の動

けるときのみ男女相共にするの必要あれども、平生に於て提携扶掖するの必要なし、然るに人間の性情として到底此の如き能はずして堅固なる男女の約束をなして其の生存を體め兼て幸福を増進せんとす、(三) 男女各長ずる所を異にす、ゆゑに男女相待ちて始めて完全人間たるを得べし、男の性は活達勇豪にして事業を企圖し難苦に當るに適し、女の性は穩密柔和にして兒子を長育し家事を整頓するに適せり、故に兩者相助けて其の生計を安んじ兼ねて精神上の和樂を遂ぐべきなり。人間夫婦の道徳的約束より成り立つは是れ人獸の異なる所以にして、夫婦の道を全うするは即ち人間の道を全うする者と云はざるべからず、然れども其の男女の性質相適せざる時は後日破綻を醸す患あり、故に相約せざるの前に充分配合の選擇を謹み、一時の情慾に溺れて永年の悔を遺さざらんことを務めざるべからず、西洋の婚姻を約するや男女隨意に相選ぶ所にして謂はゆる自由結婚を行へり、東洋にては父母之を選ぶものにして謂はゆる干涉結婚を以て成る、干涉結婚の弊は離婚の多きこと是なり、何となれば互に相好投して結ぶ所にあらざるを以て、婚後に至り男女孰れか其意に適せざるときは忽ち相離るゝに至るなり、西洋にては男女相好投して契約をなし、夫れより結婚までは多少の年月あり、此間互に往來して相互の性質を熟知する者とす、故に其の婚後に於て相乖離すること少し、然れども自由結婚の弊は一時の情慾に制せられて一生の大事を誤ること往々是れ有り何となれば少年の時は遠慮に乏しければなり、是れ自由結婚の弊とする所なり、又此の婚姻法の弊

は男女の不均を生じ、四五十にして孀を以て居り、孤獨にして此世を送るもの多し、即ち容貌の醜なる者か或は資産に乏しきものは終身孤獨の不幸を蒙らざるを得ず、此弊は本邦に於ては極めて少しとす。

配合を定むるには獨り愛情を以てするのみならず智慮をも要するなり、即ち配合せんとする對者に就き一生の利害得失を計量せざる可らず、昔はバビロンに於て賣婚の事あり、賣婚とは毎年之が市日あり金を出して其好む所の女子を購ふを云ふ、重婚は往古に行はれし婚姻にして多妻を娶るを云ふ、此の風は今日にても其跡の存するものあり、マホメット教モルモン宗にては一夫にて數妻を帯び、多きは十五六人を有する者あり、蓋し多妻は道理上にては許すべからず、其の理由は、(一) 男女の數は略ぼ平均す(女の方少し少き位なり)されば一夫一婦相結ぶべきは天然の道理とこそ言ふべけれ、若し一人にして數人の婦を有すれば多數の無妻者を生じ、即ち此等無妻者が本來の幸福を掠奪して之を一人の私有に歸するに當る、豈に不合理の至りならずや、(二) 男女は人間の資格に於て權利の同等なる者なり、然るに一夫多妻は女子の權利を剝奪すること最も甚しきものにして、天理に反れる者と言はざるべからず、何となれば此の場合に於ける女子は唯だ男子の權利に服従する者にして殆ど奴隸の主に於けるが如き有様なればなり、(三) 夫婦間の精神上の幸福は一夫一婦にあらざれば保つことを得ず、彼の一夫に従ふ多妻者は其の偶々寵眷を得たる者も他の奪ふ所となり

其勢力を失墜するの恐は戦々として止む時なし、況して其の寵眷なき者の如きは常に良人の顧みる所とならず、寧ろ放捨の禍を招かんことを恐るゝなり、一夫一婦の快樂の如きは夢にだも知らざる所とす、男子は多妻を帯ぶる權力者なるを以て甚だ精神上の娛樂ある者の如しと雖、是れ亦實際多妻によりて決して眞正なる快樂を享有すること能はず、(四) 一夫多妻を有すれば一家の結合鞏固なるを得ず、何となれば一方に於ては婦人間互に嫉妬して親和すること能はず、一方に於ては其より生ずる所の兒女は皆其の所生を異にするを以て、其友愛の情は決して一夫一婦の間に生ずる兄弟の如きを得ず、動もすれば反目して父の寵を争はんとす、此の如きは何を以て一家の和合を成すを得んや、(五) 一夫多妻は大に一家の經濟上不利益なり、縱令巨大の資産あるものにして無益に家計を消費するは爲すべきことにあらず、以上の理由あるを以て一夫多妻の不道徳なるや明なり、之に準じて蓄妾も亦不道徳にして許多の弊害を免れざるものとす。

婚姻に就きて戒むべき事は左の條々なり。

(一、早婚) 早婚には身體上と生計上との二弊あり、男女共に少き時、身體の組織未だ全からざるを以て、此間に生ずる子は虛弱なるを常とす、殊に女子の十六歳以前に生みたる子には夭折するもの多し、最も戒むべき事とす、又男女共に少き時は未だ獨立の生活を營むこと能はざる際なれば、大に生計の困難を招かざるを得ず、若し夫れ父の作業に依りて家計を立つるもの、少年夫妻の如き

は、一朝其父を亡ふときは妻子をして飢餓に迫らしむるに至る、故に婚姻は身體の發達充全し、生活を營む能力充分にして、妻子を養育する義務を果し得べきに及びて相結ぶべきものとす、然るに早く婚姻せざれば放蕩に陥り品行を亂る恐れあり、是れ父母の早く兒の婚姻を定むる所以なり、此少年品行を亂すの弊の如きは、幼少より道徳を勵まし以て此を豫防するより外なきなり。

(二、同族結婚) 草木禽獸に就きて試験するも、同種質の間に結合することは發達に善からずとなすを以て、人類結婚亦他の血族と婚姻するを可とす、若し婚姻を同族のみに求むる時は人種の發達に害あるのみならず、或は一種の遺傳病即ち肺病、癩病等の素因を有する血族に於ては、益其病勢を盛ならしめ遂に其の種族の繁殖を絶つに至ることあり、支那人は古より同姓に娶らずと稱したるは道徳上他族と廣く親義を通ずるの主義より起れりと云ふと雖も亦知らず識らず同姓結婚の弊を覺れるに由る乎、本邦にては婚娶を求むるに夙に家筋を正すと云ふことありて、深く惡疾の遺傳を避くる者の如し、然れども同族結婚の習慣は民間多く行はるゝ所にして、是れ我國は血統家柄を重する風俗ありて甚だ血筋の絶ゆることを嫌ふと、又同族間の結婚に要する儀式用度は他族と結婚するよりも大に省略することを得、且つ婚姻後の交際上にも冗費を減ずることを得るとによる、今一つは同族間の結婚は一家親睦し易きが爲に離婚の憂を豫防するに適應する等の原因より來れる者なり、我國にては族制權を重するの國體なれば、血筋を重するの觀念よりして、皇室血統の神聖な

る所以を感念するに於て國家の維持に非常の勢力を與ふる者なれども、今日は封建時代の如く各家の閥力を振ひ、各一方に割據して威勢を擅にする形勢にあらず、成るべく各地方の感情を除き閥力を去るの時なれば、一家一門の血統上の觀念は今日に養成するを要せず、且つ夫れ本邦は他邦と異り、億兆を擧げて一族一家の關係より成立つ國柄なれば、何ぞ小藩籬を設けて同族結婚を求むるの要あらんや、苟も日本人種たる以上は何れの門族と結婚するも血統を重するの實を害することなし、故に務めて他の門族と婚姻し、學術上免るべからざるの害を防ぎ、兼て親戚の範圍を引むべし、又同族結婚は經費を減ずるの利益ありと雖も、子孫の體質を弱むる弊害を償ふに足らず又同族結婚は一家の平和を保つ利益ありと雖も、此點は社會生活の状況の變遷するに従ひて従前の新妻と舅姑との不和は必ず減少するに至るべし、此を以て異族結婚を獎勵して國民の體質を改良せざるべからず、然れども余が所謂異族結婚なる者は近年盛行はるゝ洋人との離婚を云ふにあらずして國民間の異族を云ふなり、若し夫れ洋人との離婚の如きは事體重大にして我民族の盛衰に關するものなれば、輕々しく論斷するを得ず、余は未だ之を拒むる利益よりも勵ますの利益あるを發見するを得ざるなり、之に加ふるに異族結婚ありと雖も、餘り異りたる人種間の結婚は身心發育上に却て不利なりと云ふ、殊に其結婚は國民の團結力を減ずるの結果を來すは必然なり、次に異族結婚は成るべく同等の階級より求むるを要すれども、或る場合には餘程差異せる階級より求むることあり、

然れども貴人が乞見と結婚するが如きは不可なりとす、若し妄りに自由結婚を勵ますときは此弊に陥り、國民の秩序を打破するの害あり。

(三、離婚) 昔は男女同權なりとの觀念は全く有せざりしを以て男子が婦人を待すること殆ど奴隸の如くなるの觀あり、此を以て道理上良人の非なる事柄なるにも拘はらず妻若し其心に協はざるときは之を去ること弊履を脱するが如く至て無造作なり、又離婚は男子が女子に對する觀念上より來れるのみならず、干渉結婚は亦離婚の要因なりとす、即ち其の結婚以前に於て其の果して男女相好和すべきや否やは未定の問題なるが故に、結婚後に至りて忽ち風波を生じて相離別するに至るなり、人文漸く開け人權の道理を辨ふるに至り、稍女子を虐待するの不可なるを悟り、從ひて一夫一婦の遇を重んじ、其の契約の神聖にして國法正當の理由あるにあらざれば離縁を許さざるに至れるは泰西諸國に於て既に之を見るも我國は未だ此境域に進まず、泰西人は婚姻契約の妄りに破るべからざるを悟るが故に、其の男女相違ふは全く自由の範圍に於て定むるなり、然るに我國干渉結婚の行はるゝ間は全く離婚の弊害を除くこと難し、抑も離婚の弊たる擧げて數ふべからずと雖も、其の主なるものを擧ぐれば、第一人間の快樂、一家の幸福を滅殺する事、第二は家計の根本を薄弱ならしむること、第三は繼母が前妻の子を虐待し其の性質を變惡せしむること等なり、此第三の弊は獨り一家の不和に止らず、國家の不利に及ぶ、聞く世に罪惡を犯し刑辟に觸れたる者の素性を調ぶるに

繼母虐待の原因に坐する者多く、又感化院の兒童の如きも此點より起りたるもの多しと、されば務めて離婚の弊を防ぐは國民に罪惡を減ずるの一原因となるべし、而して又男女同權の弊は女子の權力常に男子の上に出で、却りて權衡を失するに傾き易し、泰西諸國往々此弊に陥るものあるを見る、又自由結婚も極度に至れば數多の弊害を惹起するものなれば、男女平等の權利中自ら男女差別の道理を存せざるべからず、惟ふに西洋は平等に失し、東洋は差別に失するが故に、之れが中庸を得せしめざるべからず、干渉結婚と自由結婚の事についても、亦彼は自由に失し、此は干渉に失するが故に中庸を得て相制せしめざるべからず、平等と自由とに過ぐるも和の道にあらす、差別と干渉とに過ぐるも和の道にあらす、勅語に男女相和しと訓へ給へる者深く感悟せざるべからざるなり。

(四、再婚) 東洋にては貞婦は二夫に見えずと稱して、假令男の無道によりて去らるゝも貞婦の名を全うせんには再婚せざる事となり居れり、然れども此の如くにては女子の不利たる甚だ大にして男子にして再婚の權あらば女子にも亦其自由あるべし、故に男女共に再婚するも敢て咎むべからず、若し夫れ再婚を欲するが爲に故らに口實を設け離別するが如きは固より人倫に背戾する者にして論ずるに足らざるなり。

(五、夫婦の交際) 夫婦の交際は親愛と和順と貞實とを以てすべし、道理上に於ては男女は同權なりと雖も、實際上に於ては男は強く女は弱く、能力も男は女よりも多し、此を以て女は男の力に依り

て生活せざる可らず、乃ち女は男に従順なるべき義務を有す、然れども女は一家の内政を整理するに於て男の爲すべからざることによく注意し得るのみならず、子を擧げて之を乳養し以て一家の繼嗣を立つるは天然上男子の爲し能はざることなり、而して兒女養育の勞は言語に盡す可らざるものにして、此一事に於ては男子よりも女子多く勞するとは明かなり、是を以て男は女を保護するの義務を有する者とす、然り而して男女の間は常に親愛、和順、貞實の三道の行はるゝを要するなり。以上結婚に就きて注意すべき點を示したれば、是より結婚と妖怪即ち迷信との關係に就きて一言すべし。

第九節(結婚と迷信との關係) 結婚の儀式は多く迷信より出て、俗に所謂縁起に本づくものなり、例へば結納の目録に昆布を懸婦又は子生婦と書し、柳樽を屋内喜多留と書し、鯛を壽留女と書し、鯛を多居と書き、可被下を下被可と書くの類是なり、此下被可と書くは是れ一旦家を出でて他に嫁したるものゝ再び家に還るは不吉のことなれば、文面に返り點を附けて、讀むことを嫌ふによる、又婚禮の時に庭火と云ふことあり、鹽尼に云北史我國風俗の事を記する所に、婦入ニ夫家ニ必先跨レ火與レ夫相見といへり、我國昔はかくこそ有りけん、風移り俗變じて此等の事は今はなきにや、唐の古へ聞傳へて筆に残し置ける、今日のならばしに婚禮の時出輿の際其家の門戸に庭燎を設く、俗云よめつがひは不歸を好とする故に葬時の如く燎火を張ると、恐くは古人レ跨火の事を誤りて出棺の禮とおもへるに

や、又新夫婦の家に入るに先づ白衣を着し座定り饌に向ふ前赤衣を服る、是を色なしといふ、是も又赤を以て清むるの意かとなり、又婚禮の時に銚子提子に蝶形を付けることは蝶はのどかなる日にいで草木の花の露を汲うておのが友と打ちつれあそびたはぶる物なり、人もその如く酒をのみては人と中心よりよこびたのしむべきに、腹たちいさかひなどするはよからぬことなり、されば酒のむ人は蝶の花の露を吸てあそびたのしむ如くせよといふ教の爲に蝶の折形を付るなり、瓶予に蝶花形付るも同じ心なり、又一説に蠶の蝶に成りたるが子を多く生むものゆゑ、子孫繁昌を祝ひて蝶の形を付るなりと云ふ、又婚禮に蛤の汲物を用ふるは、蛤は數百千を集めても外の貝に合はざるものにして、貞女は兩夫に見えずとの意を含み、婚儀を祝するに是程目出度ものはなしと云ふ、其外婚禮の贈物の水引は結びきりにして返さるゝも一たび嫁したるものゝ歸らざるを祈るものにして、婚禮の席には客の歸り去るを御歸りといはずして御開きといふも歸るの意を避くるものなり、其他婚姻の儀式は皆縁起を祝するより出でたるものにして、識者の眼より觀るときは迷信の一種なるが如きも、總て儀式は道徳的のものにあらずして感情的のものなれば、其目的は人の情をして満足を抱かしむるに外ならず、故に人をして不快の情を聯起せしむべきものは成るべく之を避けざるべからず、是れ婚禮に縁起を主とする所以なり、又儀式の用は禮節を保つ所以にして、社會の秩序を維持するに缺くべからざるものなり、故に婚禮の儀式も成るべく鄭重に、舊來の風を守るをよしとす、然れども亦餘り繁雜に涉り、或は過度

の奢美に走り、或は野蠻の風あるが如きは次第に改良せざる可らず、我國にて地方に至れば今日猶ほ野蠻に近き風習なきにあらず、人類學會雜誌に各地方の婚姻の風俗を集めたる中に、奥州某地方にては花嫁の行く途中に近傍の若者輩處々に潜伏し、花嫁の輿を窺ひ、之に泥水糞尿に浸したる草履草鞋を投げ付け、以て其衣簪を汚し破るゝことあり等の例を澤山に示せり、余も田舎には花嫁に水を掛け石を投げる等のことあるは傳へ聞く所なるが、此の如き風習は勿論禁制せざるべからず、之を要するに婚禮の儀式は成るべく古風を保存するをよしとするも人文の進歩に伴うて變遷すべきものなれば、其迷信の甚しきものと野蠻に近きもの、如きは、今日之を改良一新せざるべからずと云ふにあり。

第十節(白痴) 以上遺傳及び結婚に就きて注意を示せるを以て、是より賢愚利鈍に就き述べんとす、世の賢中の賢なるものを神童偉人と稱し、愚中の愚なるものを愚鈍白痴と稱す、先づ白痴に就きて考ふるに、之に先天性と後天性との二種あり、而して其中多くは先天性に屬するも、或は生後特種の事情によりて生ずるものなきにあらず、夫れ白痴とは、精神の發達低度に止り智力の缺乏したるものにして、醫家にありては之を以て精神病患者の一種となす、白痴の外に又愚鈍と名くるものあり、是れ精神の缺乏せるにあらざるも、其作用の至りて遲鈍なるものを謂ふ、然れども白痴の輕症なるもの、若きは愚鈍と異ならずして、此兩者の間に劃然たる區別をなすこと難し、而して白痴の重症なるものに至りては、記憶力を有せず、言語を有せず、唯飢渴を感ずるのみにして禽獸と異ならざるも、其輕症

なるものは、談話をなし、文字を解し、書を讀むことを得、然れども精神作用至りて遲鈍にして決斷力極めて弱く自ら思想を統一する力を有せず、蓋し白痴は其腦の形狀異なる所ありて、外部より一見するも容易に健全の人と同一ならざるを知るべし、而して己に精神に缺損ある以上は、之を教育して健全の人となすは到底其望なきも、其症に自ら輕重強弱の度あるを以て、輕症なるものは多少教育し得べきは固より言を俟たず、而して其重症なるものと雖も亦幾分か教育し得べき理あり、何となれば禽獸猶ほ多少教育し得べければなり、故に今より其養育法を講究せざるべからず、然るに世人は實に其養育法を講究せるのみならず、偶々此の如きもの出るときは、神罰或は祟と信じ神に對し懺悔祈願して之を療治せんとす、是れ固より迷誤の甚きものなり、要するに先天性白痴は、遺傳或は母胎に宿りしときの狀況によるものにして、從來の經驗に徴するに、近親の結婚或は大酒家に尤も多しと謂ふ、是れ實に父母たるもの、慎まざるべからざる所なり、其他民間にて畸形異様の子を産するときは或は二タ子三ツ子等を産するときは、皆其原因を鬼神の祟に歸して、更に其原因を尋ねざるは、皆迷誤と謂はざるべからず。

人に生來手足の不具なるものなり、感官の缺損せるものある以上は、腦髓實質の生來缺損不具なるものあるも毫も怪むに足らず、之を精神病の一種とするも、躁性狂、鬱性狂の如き普通の諸狂と大に異なる所あり、普通の諸狂は精神完成せるもの、一時の事情によりて異常を呈したるものにして、

白痴は腦髓其物の不完全より生じたるものなり、而して白痴にも種々其状態を異にせるありて、今五百七十四人について統計せるものによるに、五十三人は赤兒の如く、七十四人は二歳の幼見の如く、九十四人は七歳の小兒の如く、獨立にて生存する能はず、百三十八人は之を監督指揮するものあれば極めて簡單なる職業をなし得、百七十九人は稍、自己の食を得べく、三十六人はよく訓練すれば其身を糊する丈の職業をなすに足ると云ふ、英國中にて一千八百五十五年頃、白痴の数は三千三百七十二人あり、之を保護する白痴院は一千八百四十七年に起れりと云ふ、縱令白痴は教育の望なしとするも學術上其精神の状態を研究するは頗る有益のことなり、且つ白痴の由て起る原因を究索するは亦頗る必要なりとす。

第十一節(神童偉人) 白痴に反するものは神童と稱するものにして、生來穎悟なるものを謂ふ、而して幼時に神童と稱せられたるものにして、晩年に好結果を現はすものと否らざるものとあり、一般の規則によれば、早熟早成のものは亦早衰するものにして、古來大器晩成と稱し、英雄豪傑は多く早熟にあらずして晩成なりと云ふ、然れども早熟のもの亦晩年大業を成したるものなきにあらずして、早熟必ずしも悪しと謂ふべからず、元良博士の心理學には早熟者の後に非凡の人となりたる例を挙げ我邦にては親鸞上人の九歳の時「あすありと思ふ心のあた櫻今よひあらしの吹かぬものか」の歌を詠み、又菅原道真公の十一歳の時、「月輝如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉芳馨」

との詩を作りし例を引き、西洋にてはジョンステュワートミル氏の早熟、獨國音樂者モザート氏の早成等の證を示せり、古來偉人の傳記には大抵早熟の人たることを載せざるはなし、甲も乙も皆神童なり、林羅山の如きは生れて神彩秀徹粗、文字に通ず、人の太平記を讀むを聞きて諳する所多しと云ひ伊藤仁齋は幼にして深沈、戯遊を好まず、十一歳のとき始めて大學の治國平天下の章を讀み、歎じて曰く、今世亦之を知るものある乎と、既にして稍、詩を屬するに用語凡ならず、衆共に嘆異せりと云ふ、新井白石は生れて岐嶷穎敏、三歳の時能く大字を書す、七歳の比父母と戯劇を觀、歸りて之を語るに一も遺忘する所なし、十歳に及びて主君の文翰を書するに殆ど老成の如しと云ふ、又宗教家の方にては、僧行基は母胎を出づるに及び胞衣の中にあり、母之を思み棄て、樹枝に懸く、一日を経て往て之を見るに胞を出で能く言ふ、幼稚の時兒輩と遊ぶに、動もすれば佛乘を讚説す、村里の者之を聞きて感泣せりと云ふ、榮西禪師は八歳にして父に従ひ俱舍頌を讀み、聰敏群兒に過ぎたりと云ひ、道元禪師は幼にして俊敏、世典師訓によらずして能く大義に通ず、世以て神童となせりと云ふ、此の如き類枚舉するに暇あらず、其他美術技藝を以て名あるもの皆生來非凡の人なり、尤も歴史に見る所のもの悉く信すべからずとするも、世の所謂偉人は幼時神童と稱せられし人に多しと謂て可なり、然れども幼時の穎才にして長じて凡庸の人となるもの亦尠からざれば、一般に神童と稱讚する所のもの、必ずしも喜ぶべきにあらず、而して之を實際に徴するに、神童の名を得たるものにして晩年世間に知ら

れざるに至るは蓋し二種の原因あるによる、其一は生物一般の規則により、早熟のものは亦早衰する事、其二は世間よりの稱讚に甘んじ、自ら其才を恃て進取の心なき事是なり、故に父母たるもの設令ひ神童を産するも、必ず其教育上の注意を怠るべからず、夫れ先天性白痴は遺傳による事を知らば、先天性神童も遺傳なることを知らざるべからず、而して智力の多少は脳量の大小に關し、白痴は一般に其脳量小なりとするときは、神童は一般に其脳量大なるべき理なり、然れども必ずしも其量の大小を要するにあらず、之を物理的に考ふるに、脳細胞の結合配置の宜しきを得ると得ざるとは、大に智力上に關係を有する者にして、之を心理的に考ふるも各觀念の連合配置及び意識注意の方向事情は、大に智力の作用に關係を有すること亦明なり、就中智力は注意力即ち心力集合の如何に關するものにして、ヘルベシユス氏曰く、天稟の才は永續せる注意に外ならず、又或人の曰く、心力を一點に會注する事を得るものは、最上の智者なりと、蓋しニュートンの若き大學者は、必ずしも脳量の大小にあらざして、能く其注意力の永續し、且つ其力の強きによるものなるべし、而して之に反して注意力の永續せず、且つ弱きものは愚者なり、其説明は總論説明篇に於て示すべきものなるも、左に圖を掲げて一斑を示さんとす、即ち左の圖は之を人の脳髓に譬へ、其力を百と假定し、之を五等分するときは、各部の力二十となるべし、然るに若し其の部分に全力を集め得るときは百となるべし、是れ二十の五倍なり、故に若し此に甲乙二人ありて、甲は力を一點に集むること能はず、乙は一部分

に集むることを得と假定して之を較するに甲は乙に五倍せる才力を活用するを得る理なり、果して然らば、偉人は必ずしも天賦の智力の多量なるによるにあらずして、其集合活用の常人に異なる所ある



による、是に由て之を考ふるに古來の所謂英雄豪傑は、此の如く一點に心力を集合することを成し得る人なるべし、而して其所謂偉人にも數種ありて、或は智力の卓越せるもの、或は情力の卓越せるもの、或は意力、或は勉強力、耐忍力の決斷力の卓越せるものあり、是れ一部分は脳量の常人に比して大なるに原因するも、亦一部分は心力の一方に集合する力の強きによるものなり、夫れ先天性の脳量及び智力の大小は遺傳によるものなれば、教育上之を奈何ともすべからずと雖も、注意力の發育に至ては教育によりて養成し得べきものなれば、教育家の注意せざるべからざる所にして、先天性神童は遺傳とするも、後天性偉人を作るは教育の力によると知るべし、然るに愚民は此必然の規則の存するあるを知らずして徒に神佛に祈念し神童偉人を得んと欲するも、亦何の效あらんや、故に余は愚民の迷誤の洞中を逃れて、知識の天地に遊ばんことを欲するものなり。

此に又神童偉人についての一種の迷誤あり、例へば古來英雄聖人の生れたるときに必ず奇異の現象あることは東西何れの國に於ても唱ふる所なるが、殊に支那に於て甚しとす、或は奇異の夢に感じ、或は奇異の天象に接し、或は奇異の禽獸を見る等、必ず奇異の現象ありしことを記せり、例へば黃帝

の母、大電の北斗の樞星を繞るを見て感じて帝を生めりと云ふ、有城氏の女、玄鳥の卵を墮すを見之を呑みて契を生めりと云ふ、契は帝皇の子にして殷湯の祖なり、また周の武王の祖たる后稷は、其の母野に出でて巨人の跡を踐みて生む所なりと云ふ、又漢高祖の母は大澤の陂に息うて、夢に神と遇へり、時に其の父往きて之を窺ふに、交龍の其上に横はるを見、已にして之を産せりと云ひ、孝文皇帝の母は龍の胸に據ると夢みて之を生めりと云ふ、此の如きの例、實に枚舉するに暇あらず、我邦の歴史にも英雄の生るゝときに奇瑞あることを記せり、中邑彌助子なきを以て其妻と天に祈り、妻は日輪の其懐に入るを夢みて後一男兒を生めり、是れ即ち豊臣秀吉なり、此事につき世事百談に云へるあり曰く「朝鮮征伐記に豊太閤の朝鮮王へ賜はりし返翰に、予、托胎の時に當り、慈母日輪胎中に入ると夢むとあり、俗説も自據なしと云可からず、之に依りて思ふに、扶桑略記に、天台山沙門陽勝元是れ能登の國の人、其の父は僧善迭、俗姓は紀氏なり、母亦た日光を呑むと夢みて即ち妊娠有り、また註書讀に、蓮師、姓は三國氏、云々、母は清原氏、恒に朝儀を仰て念誦し、日光胞に映すと夢みて而して娠む、なほ唐土にもや、似たる事あり、搜神記に、孫堅の夫人吳氏、孕て而して月懐に入ると夢み已にして策を生む、權の孕に在るに及び、又日懐に入ると夢む、以て堅に告ぐ、妾昔策を懐て月懐に入ると夢む、今又日を夢みるは何ぞや、堅曰く、日月は陰陽の精、極貴の象なり、吾が子孫其れ興らんかとあり、豊公はいふまでもなく、孫權も又尋常の人にあらず、且陽勝日蓮各僧徒の傑出と云ふ

べし」又山崎清兵衛其妻と比叡山神に祈り、一夜夢に神を拜せし時、老翁梅花一枝を携へ來りて左袖に納むと見て一男兒を生めり、是れ即ち鴻儒山崎闇齋なり、此の如き奇談は宗教家の傳記には殊に多しとす、印度支那は之を略す、我邦の高僧の傳記を讀むに、僧最澄即ち傳教大師の父、嘗て嗣なきを愁へ衆神に祈り、已にして叡川左麓の神祠に詣り子を求めたるに、一夕靈夢を得其妻乃ち娠めり、而して師を生めりと云ふ、釋空海即ち弘法大師の母は、梵僧の懐に入るを夢みて娠み、而して師を生めりと云ふ、又日蓮上人の母は、一夕日光の懐に入るを夢みたることは世事百談に引證せるが如し、古今の高僧大徳の傳記に此の如き談を載せざるはなし、是れ學術上説明することを得るや、若し此等を以て實事となすときは神祕的に屬し、固より學術の範圍にあらざるなり、若し之を物理的とするときは、如何様の奇瑞靈夢神感あるも、皆之を自然の偶合に歸せざるべからず、然らざれば人の其徳を追慕して其傳記を附會修飾したるものとなさざるべからず、余も從來の傳記は實事談よりは寧ろ小説的に修飾したるもの多きを以て、後人の虚構に出づるもの決して尠からざるべしと信ず、然れども其傳記に見ゆるものを盡く虚構となすべからず、是に於て心理的説明を參考するを要す、若し心理的説明によれば、靈夢を感じるが如きは其精神の信仰厚きときには、必ず其信仰に關係あるもの、夢中に現するは當然の事にして敢て奇とするに足らず、又巨人の跡を踐みて娠みたるが如きも其母の心に感ずる所のもの胎兒に傳はるべき道理あれば、其生みたる子も必ず常人に異なる所あるも亦敢て怪むに

足らず、其他此の如き奇異の現象ありたる子は、母胎を離れたる後の父母の教育注意が尋常の子供に比して大に異なる所あれば其子の後に非凡の才能を開発するも是れ又當然の事なり、先きに第四節に述ぶる所を参見すべし、之を要するに、古來偉人の生ずるときに奇異の現象を見るは、物理上説明し難きも、心理上説明し得べきものなり。

又古來英雄聖人の世にある間には、種々の奇瑞あることを信ぜり、五雜俎は鳳凰麒麟皆無種而生、世不恒有、故有三王者之瑞。とあり、又偉人の死するときに奇瑞あることを唱へり、往昔物徂徠の病革かなるに及ぶや、自ら左右の門弟に命じて、倭人の死するときは、必ず靈怪あり、今當に紫雲の屋舎を覆ふあるべし、汝等出でて之を視よと云へりと傳ふ、蓋し天地間の奇瑞の英雄の在世に現出すると云ふが如きは、物理的の道理にて説明すべからざるものにして、心理的に解釋すれば、唯世間にて其人の徳を稱讃するの餘り、想像上に描き顯はしたるものに外ならざるべし。

第十二節(盲啞) 此に又盲啞について一言せざるを得ず、盲と啞とは共に覺官の缺損せるものにして身體上の不具者なれども、精神上の不具者にあらず、然れども人の知識は感覺によりて發育せるものなれば、覺官の缺けたる者は知識も幾分か缺くる所なかるべからず、今先づ盲と啞との數を比較するに盲人は至て多きものなり、現今世界にある盲啞の數大數四百萬人に下らずと云ふ、其中佛蘭西に四萬七千人、獨逸に五萬五千人、英國に三萬五千人あり、其數實に夥多なりと謂ふべし、而して生來

の盲者は至て少なく、九分通りは病患、若くは不時の傷害によりて起る、東京盲啞學校の統計表によると、盲生三十八人中生來の分僅に三人なり、而して病患、傷害中遺傳毒によるもの最も多し、是れ人の父母たるもの、注意すべきことなり、次に啞人は大抵生來耳官の缺損せるより起る、或は耳官不完全にても舌官の不完によりて發育すること能はざるものなり、從來の統計によるに平地都府よりは山間田舎に多く、富家よりは貧民に多しと云ふ、是によりて之を考ふるに、小兒教育の際養育注意の缺くるに原因すること明かなり、然り而して啞人は生來に出づるもの多し、其原因について之を尋るに近親間の結婚者に尤も多しと云ふ、アレキサンドル・グラハムベル氏の報する所によると、(大日本教育會雜誌より抄出) 生來の聾者が常人に比して聾兒を擧ぐるの傾向の大なることを證明せるはハルトフォルドのツルレル氏を以て初とす、生來の聾者が互に結婚する時は凡そ産兒の三分の一は聾者たるを免れずとは實に同氏の卓説と云はざるべからず、ハルトフォルドの聾啞院々長ジョブ・キリアムス氏亦近頃同一の穿鑿をなし同一の結果を得たり、千八百八十八年ゼオルジャ聾啞院々長コンノル氏亦其院の生徒結婚に就き調査せしに殆ど同一の結果を得て、之を聾啞統計誌に載せたり云々とあり、氏は又近親結婚と遺傳との關係について曰く、予は近親結婚を以て直に聾啞の原因とは見做さざるなり、然れども既に存立する所の聾啞の傾向を一層強大にするの媒介とすることを疑はず、余は從來聾啞の不具に緣故なき家族の近親結婚より聾啞を生ずるの例證を有せずと、是れ氏の説は近親結婚は聾

啞の原因にあらすして助縁に過ぎずと云ふにあり、例令之を助縁とするも、近親結婚の弊を除くことに注意せざるべからず、且つ我邦の結婚に血統を擇ぶ風あるは暗に遺傳の理を知るものゝ如し。

盲人も啞人も白痴と異りて教育することを得、且つ之によりて一藝に熟達せしむを得べし、西洋にて聾啞の教育は一千五百七十年頃に、西班牙の僧侶始て之を計畫せりと云ふ、而して英國に其學校を創立せしは一千五百七十三年にして、エジンバルフ府に開設せしものを以て濫觴とす、盲院は一千七百八十四年パリスに於て設立せしを始とし、尋で一千七百九十一年英國に於て開設せり、我邦も京都及東京に盲啞學校あり、東京は明治十一年に開設し、京都は其前に創立せりと云ふ。

我邦民間にては盲啞の生るゝは神佛の冥罰若くは祟となし、之を醫治するに神佛に祈願するものあり、是れ愚民の迷信に外ならざるは余が辯明を俟たず、唯余は盲啞の教育を盛にして、之をして専門の一藝に熟達せんことを望むなり、覺官の不具は智力をして不具ならしむる理なりと雖も、五官中一官を缺きたるものは其力を他官の上に乗せ、一事に心意を專注することを得るを以て却て、一藝に熟達するに便なる事情あり、是を以て、盲人は音楽に熟達し、啞生は書畫に熟達するもの多きを見るなり。

第十三節(道德論) 以上は、主として智力に關するものに就き論じ來りしが、是より更に道德に關して論ぜんとす、而して道德に關しては、善人悪人の岐るゝ所以を説明すべきものなるも、之に先ち

て道德一般に就て一言せざるべからず、夫れ智力も道德も、俱に先天に出るものと後天に出るものと二種あり、而して其先天に出るものも又教育上矯正し得べきものと否らざるものと二種あり、乃ち智力上にありて白痴の若きは、先天的に智力の缺乏したるものにして、教育を以て矯正し得べからざるものとす、道德上にありても、之と同じく生來道德性を缺き、教育によりて矯正し得べからざるものあり、之を名づけて道德狂と曰ふ、即ち殺人狂、竊盜狂、或は放火狂の若きは是なり、是等は獨り善惡を判定し得べき良心を有せざるのみならず、人を殺し物を竊み火を放つを以て無上の快樂と思ふなり、而して決して金錢を掠奪して、之によりて愉快を買はんと欲するが爲めにあらず、此の如きは先天的に道德性を缺きたるものにして、固より教育の力の及ぶべからざるものなれば、到底癡狂院に入れ保護を加ふるより外なく、之を精神上の不具と名くるも可なり、而して此先天的に道德性を缺きたるものゝ若きは、之を醫學部門の第二講に譲り、今唯だ教育によりて變化し得べき性質を有するものを論ぜんとす、夫れ教育によりて變化し得べきものに、亦先天後天の二種あり、而して其今日先天的と稱するものに又二種ありて、一は遺傳、一は胎教即ち母の胎内に在りて受くる所の教育によるなり、然れども人の善人となり悪人となるは、多く先天的に屬するよりは寧ろ後天的即ち出生後種々の教育經驗によるものとす、而して其教育養成の方法によりて變化することは、第二講の教養篇に屬する問題なるも、今善人悪人の因て岐るゝ所以を論ぜんと欲せば、亦た聊か後天的に屬する教育經驗に就

て一言せざるべからず、其後天的の原因事情は之を分ちて三種とす、乃ち第一人為的、第二社會的、第三自然的是れなり、人為的とは、家庭學校等の教育を謂ひ、社會的とは、社會の輿論風俗習慣及び實際より得る所のものを謂ふ、是れ固より人為に屬するものなるも、亦多少自然に起るものなれば、人為中の自然のものを稱するも可なり、之に對して家庭學校の教育の若きは、人為中の人為なるものなり、又社會的に屬するものに獨り風俗習慣のみならず、政治宗教の人心に及せる影響をも加へざるべからずして、此政治宗教と風俗習慣とを對比するに、風俗習慣は社會中の自然なるものにして、政治宗教は社會中の人爲なるものなり、次に自然的とは向きに所謂自然教育にして、天地萬有及び總て我四圍の現象より受くる所の影響なり、而して人の或は善人となり惡人となるも、皆此種々の原因事情によりて變化するものにして、其關係する所極めて大となす。

抑と道德上の善惡、即ち人の善人と稱し惡人と稱するは何を義とするやと謂ふに、之が説明を與ふるには、所謂善惡標準論に説き及ばざるべからずして、其論や本講の主とする所にあらざるを以て、姑らく茲に説明せず、然れども通俗の所謂善惡と云ふものは、其行爲の自利なるや、將た利他なるやを以て之を判定し、自利に屬するものは以て惡とし、利他に屬するものは以て善とするなり、孟子の所謂何必曰利、亦有仁義而已矣は、即ち其利は自利を謂ひ、其仁義は利他を謂ふに外ならず、而して今其自利、利他の起る所以を言へば、人の性は自然に自利に傾き易きものにして、其自利の目的は

生存保全にあり、生存保全に自己の生存と種屬の生存との二種あり、自己の生存とは自己一人の生存を謂ひ、種屬の生存とは、子孫若くは眷屬若くは社會の永續を目的とするものを謂ふ、此二種の目的は吾人一種の本能として存するものにして、人類の慾念慾情は即ち此本能性によりて發するものなり、例へば、人は自己を保存するに衣食住を要するなり、而して最も飲食を甚しとなす、之を食慾と謂ふ、又種屬を保存するに妻子を要するなり、是に於て生殖的慾念を生ず、之を色慾と謂ふ、而して二種の慾は、俱に肉體上に關するものなるを以て之を稱して體慾と謂ふ、此の慾や祖先以來遺傳し來り天然の衝動性となりて存し、教育經驗を待たず自然に發育するものなり、體慾の外に又精神上の慾あり、之を願望と名づく、是れ體慾より一步進みたるものにして、精神の發達に應じて起る所なり、而して願望は身體自然の衝動にあらざりて、精神上の目的に向て望を屬するものなれども、猶ほ自己の利益快樂を目的とする自利的たるを免れず、故に其之をして利他的となさんと欲せば、教育の力を待たざるべからず、此二者即ち體慾及び願望は俱に其自然の傾向は自利に進み、教育經驗を待たずして發動する所の天性本能なり、是を以て支那にありて、荀子の若きは性惡論を唱へ、西洋にありてもホップスの若きは自利論を唱ふに至る、蓋し宇宙間の群生は、皆進化の大法に従ひ、生存保全の目的に向て進みたるものにして、其結果、天性本能として自利心を有せざるを得ず、而して利他心の若きは社會發達の後に始て起る所なり、吾人は今日にありては社會發達の後に生れたるを以て、其本性と

して利他心をも有せざるにあらざるも、然れども當初に發する所のものは自利心にして、且つ其の力最も強しとなす、是を以て利他心を發達せしめんと欲せば、教育の力によらざるべからずして、教育の力によれば、自利心に克ち去りて利他心を發育することを得るなり、孟子のごときは、利他の善性を見て性善論を唱へたり、夫れ性善性惡の兩論は先天後天の異なるものにして、先天より論すれば性善論を唱へ、後天より論すれば性惡論を唱ふるに至る、何となれば、人の善人となるは教育經驗を待たざるべからず、是れ後天論者の性惡を唱ふる所以なり、又人の教育經驗によりて善人となるは、其の性本と善なればなり、今若し玉をして瓦礫と異なるなからしめば如何に之を琢磨すと雖も豈に能く光を發するの理あんや、是れ先天論者の、性善を唱ふる所以なり、此の兩論俱に一理なきにあらず、然れども若し人の本性盡く惡ならしめば、教育して善心を開發するの理なく、又盡く善ならしめば、其の性に放任して善人たるべきの理にあらずや、是れ皆未だ各々一方に偏するの弊を免れず、故に今兩説の中間に立ち之を結合するときは、人性の内部に善良の性質を具へ、外面に不良の性質を蒙るものとせざるべからず、而して其の發達するや先づ不良の部分に始り、次第に善良の部分に及ぶ、是れ支那の宋儒に本然氣質の説ある所以なり、從來支那哲學の一大問題は性善性惡説にして、今此に之に關する諸家の異説を擧ぐるを要せずと雖も、貝原氏の簡短に説き示せるものあれば左に掲ぐべし。

子思曰く、天の命之を性と曰ふ、孟子曰く、性は善なり、荀子曰く、人の性は惡、其の善は偽なり、董子曰く、性は生の質なり、楊子曰く、人の性は善惡混す、其の善を修むれば則ち善人たり、其の惡を修むれば則ち惡人たり、韓子曰く、人の性とす所五、曰く仁義禮智信、又曰く、性に三品有り、上なるは善、中なるは上下すべし、下なるは惡、程子曰く、性即理なり、張子曰く、形よりして而して後に氣質の性有り、善く之に反すれば則ち天地の性存す、故に氣質の性は、君子性に弗る者有りとす、東坡曰く、性善惡無し、胡文定公曰く、性は善を以て言ふべからず、纔に善を説く時は、便ち惡と對す、本然の性に非ず、胡五峯曰く、性は善惡を以て辨すべからず（是れ亦文定と同意）、傳燈錄達磨傳に曰く、作用是れ性、目に在りては見と曰ひ、耳に在りては聞と曰ひ、鼻に在りては香を嗅ぎ、口に在りては論談し、手に在りては執捉し、足に在りては運奔すと、篤信竊に謂ふに、子思の性を説くは、天の命人の稟を以て言ふ、是れ性の正解、孟子は其の本然を言ふ、故に曰く善、董子は性の字義を言ふ、其餘の諸子の如きは、性の本然を知らず、故に差ふ無きこと能はず、唯韓子五性を説て其の本然を言ひ、三品を説て其の氣質を言ふ、謂つべし、庶幾しと、浮屠の作用是れ性の説の如きは、（佛敎）専ら氣の運動する者を指して性と爲す、諸説紛々此の如し、故に程子性即理なりと説くは、是れ性の本然を明にする所以なり、是れ亦已むを得ざるの論なり、人に二性無し、其の實性は未だ會て氣質を外にせず、張子の氣質の性を説く所以なり、孔子は性相近

く相遠しと説く、又曰く、一陰一陽之を道と謂ひ、之を繼ぐは善なり、之を成すは性なりとは、皆氣質に就て之を言ふ最も穩當、聖人の言たる所以なり。

以上の説明によるも儒教の性善惡論は大略了解すべし、然るに佛敎にありては其性を論ずるや善とも惡とも一言にて判定すると難し、何者佛敎にては心に染心と不染心とを分つを以て、染心について云ふときは人の性は惡となる、此點より見れば佛敎は性惡論なり、然れども一たび其染心を除き去らば純然たる本來の覺性を開發するに至る、是れ即ち吾人の成佛したるときにして、此點より見れば佛敎は性善論なり、起信論に所謂、不生不滅と生滅と和合して一に非ず異に非ざるを名けて阿黎耶識と爲す（阿黎耶識は譯して藏識と云ふ一切）、此の識に二種の義有りて能く一切法を攝す、云何か二と爲す、一には覺の義、二には不覺の義とあり、是れ即ち一心中に善惡二元あると云ふなり、而して若し心の本性を尋るときは覺心あるのみ、華嚴經に云はく、佛子一衆生として而かも如來の智慧を具有せざるは無し、但妄想執着を以て而かも證得せず、若し妄想を離るれば、一切智、自然智、無礙智即ち現前することを得、とあり、是れ稍宋儒の理氣論に似たる所あり、若し又三乘敎の所説によるときは或は佛性を有するものあり、或は不定なるものもあり、是れ稍韓退之の三品説に似たる所あり、是れによりて之を觀るに佛敎には性善性惡兩説を存せるを知るべし、尙ほ、詳に善惡論を説かんと欲せば、容易に悉くす所にあらざるのみならず、其論餘派に涉るを以て之を略し、此より善人惡人の因て岐る

る所以を述べんとす。

夫れ人の本性は其天性本能に放任せば、決して善人たるを期する能はず、而して之をして善人たらしむるには教育經驗を待たざるべからず、然れども若し教育經驗其宜きを得ざる時は、反て惡を増長するに至る可し、我邦の若きは、父母の家庭教育に於ける其注意を怠るにより、不善に陥るもの亦鮮しとせず、夫れ家庭教育の時期にありては多く體慾の支配を受くるものなれば、之に向て外部より相當の制裁を加へざるべからず、又此時期は其爲す所専ら模倣にあれば、父母たるものは、其言行を謹み、自ら以て兒童の模範とならざるべからず、而して此事は已に第二節に於て詳言せり、學校教育は智德兼全を以て目的とする所にして、智力を進むるには口教指授の能く及ぶ所なれども、道徳に至ては教師其人が德行を以て薰陶するにあらざれば能はず、是れ智育の施し易くして德育の難き所以なり、社會教育は最も道徳に關係を有するものにして、就中向きに所謂社會上の人爲なるもの即ち宗教教育の二者特に宗教を以て最となす、乃ち第二節宗教々會の教育に關係ある所以によりて知るべし、其外天地自然も亦大に道徳に關係を有するものあり、例へば天麗に氣清きときに當りて、兒童を携へて山間水邊に遊び、草木の欣欣たる流水の涓々たるを見れば、自然に人をして高尚幽雅の思想を喚起せしめ、大に道徳の發育を裨補すべし、之を要するに今日世間に惡人の起る所以は、之を内にしては家庭教育、之を外にしては社會教育の其宜しきを得ざるものあるによる、若し夫れ學校教育は何れの學

校にありても徳育に注意せざるものなければ、容易に子弟を誤るの虞あらず、然れども在學の間も亦其交る所の朋友、處る所の境遇により自然に感染する所となり、惡に陥るものなしとせず、是に由て之を觀れば、人の善人となり惡人となるは、先天性の遺傳によるよりは、寧ろ後天性の教育經驗による者尤も多しとす、然るに此に一言せざるを得ざる者あり、乃ち善人の子にして惡人の生ずるある是なり、善人の子は遺傳の理法に従へば其先天性は、善人となるべき傾向を有するは論なく、其の家庭にありて受くる所の教育も平居父母の側にありて善行美德に親炙するを以て、自然善人とならざるべからざるの理なり、而して善人の子必ず善人たらざるものは何ぞや、夫れ善人の子其性質必ずしも善良なるものにあらず、假りに之をして善良にして、且つ家庭學校の教育俱に宜しきを得るとなすも、其一代間の教育は尙ほ之に止らず、乃ち社會教育の若き、或は自然教育の若きもの其宜しきを得ざるときは父母の如く善良の人となること能はず、又其子の自然の性に於て善良の人となることを妨ぐるものあり、先きに既に述べるが如く、人は祖先以來の遺傳性として生存保全の目的を有するものなり、故に如何なる善人の子にても、其自然の衝動性として、自利に進んとする傾向を有せざるはなし、而して若し善人の子なりとして苟も其心に自ら安じ、自ら恃む所あるときは己を制する所の意力弱くして遂に自利の惡心を發達せしむるに至るものなり、然らば則ち惡人の子に善人の生ずるは如何なる理によるか、既に惡人の子なれば、其遺傳なり、家庭教育なり、社會教育なり、俱に不善なるや疑を容れ

ず、而して反て善人となるものは何ぞや、是れ其先天性は始らく惡なるものと假定するも經驗上に於て善に向て進むべき意力を發達することあり、乃ち其父母惡人の故を以て世間に擯斥せらるゝを見て感憤興起する所ありて其身善人となることあり、其例は大酒家の子に酒を飲まざるものあるを以て知るべし、是れ亦平生其親の大酒を目にするより、自ら願て之を厭ひ、反對に向て其心を衝動するに至る、是等の事情よりして惡人の子に反て善人の生ずるものなり、以上は道徳上惡人の世に出る所以を示したるものなるが、是より一々惡人の種類を擧て其事情を述べんとす。

第十四節(惡人の種類) 世の所謂惡人に就ても道徳宗教上の惡人と政治法律上の惡人と自ら異なる所あり、然るに今兩者に通じて共に罪惡と稱する所のものは、第一殺害、第二竊盜、第三放火、第四姦通、第五詐偽の若き是なり、而して此等罪惡の因て起る所以を究むるに、先天後天の二種あることは前節に於て既に之を述べたり、即ち白痴の若きは先天性智力を缺きたるものにして、精神上の不具なるものなり、之と同じく先天性良心を缺きたるものあり、是亦精神上の不具にして、生來善惡を辨別する力を有せざるものは惡をなすことあるも、道徳法律上其非を責むること能はず、乃ち此の如きは精神病の一種にして道徳狂に屬すべきものなり、而して道徳狂は必ずしも先天性に出るに非ず、或は後天性即ち特種の事情によりて精神に異狀を起し、其結果遂に道徳狂となるものあり、然れども此先天後天の道徳狂に屬するものは醫學部門精神病の條下に譲り、茲には平常健全にして且つ善惡を辨

別すべき良心を有する人にして、罪惡を犯すものにつきて論ぜんとなす、然れども健全の人と精神病に罹りたる人と其間に判然たる區別をなすこと能はざれば、多少精神病に罹りたるものをも併せ論ぜざるべからず、夫れ健全の人の罪惡を犯すものを見るに、其原因凡そ四種あり、第一は智謀に出づる者にして、此智謀は良智謀に非ずして惡智謀なり、例へば法律を犯せば罪人となるべきを知りて、種々智謀を運らし巧に法網を脱せんとす、或は既に罪惡を犯して之を隠蔽するが爲めに種々工夫をなすものあり、愚人の惡をなすよりは智者の惡をなすものは之を發覺すること甚だ難し、是れ畢竟智謀を有するによる、此等の智謀は無知無學の輩の到底企及する所にあらずれば、知識を有するは時によりて罪惡をなすの一原因となることあり、第二は無知によりて起る所のものにして、明に善惡を判別すること能はずして惡に陥るものあり、又縱ひ善惡を判別するも其結果影響及び間接の利害を透視すること能はずして輕卒に惡事をなすものあり、又法律上免るゝこと能はざる至て知れ易き惡事をも知識の淺薄なるより之を犯す事あり、其他法律の誤解より惡に陥る事あり、例へば放火は罪惡なるを知るも、格別の重罪に非ずと思惟して之をなすが若き是なり、而して此等は皆智謀によりてなすの正反對にして、畢竟無學無知より此に及ぶ者なり、第三は慾情乃ち自利の慾念によりて罪惡をなすものを謂ふ、例へば金錢を欲するの甚しき己の慾情に克つこと能はずして、竊盜をなすもの、若き是なり、第四は動機乃ち一時の激因によりて動機内に發し、其勢他を顧慮すること能はず、覺えず罪惡をなすに至る、

例へば人に對して不平を抱くことありて之を霧さんと欲して其人を殺すが如き憤怒或は復讐の情炎によりて犯す所の罪惡なり、以上の四者は皆罪惡の起る原因にして、前の二者は智の有無に關し、後の二者は情意に關するなり、古代ソクラテスは智と徳と同一なるを論じて、人の知識進めば徳は自ら成立すべしと説くも、智必ずしも道徳と一致するものにあらず、智に長じたるもの、なしたる惡は無智のものより甚し、而して無智蒙昧の者に至ては人を殺して更に愛憐の情を起さるものあり、故に智あるものと智なきものと、其極端を以て比較するときは殆んど相近きものあり、乃ち智あるもの智なきもの、共に善人もあり惡人もあればなり、是れ諺に所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるか如きものにして吾人は成るべく中庸健全の智力を要するなり、又第三と第四の原因の若き情意の二者より起る所の罪惡は之に智力の伴ふれば自ら矯正することを得べし、然れども亦智力のみによりて道徳を全うするを得るとなすべからず、何となれば智は善惡を辨別し其結果の利害得失を見る力を用ふるものなれども、吾人は善の善たる惡の惡たるを知り、而して唯だ惡心を制する力の乏しきにより惡事をなすとあればなり、故に智力の外に克己作用を有せざる可らずして、又情に於ても極端に趨るの弊を拒ぎ且つ下等の私情を制して道徳的情操を發育せざる可らず、此に因て之を觀れば人をして罪惡を免れ道徳を發達せしむるには智情意三者を發達せしめざるべからず、而して又人を教育するの道に於ても亦之に外ならざるなり、然るに今日教育の制を觀るに唯だ智力のみに偏し、情意の發達に力を用ふる可らず、

是れ世人の教育に對する迷誤にして、此の若きは決して健全なる道徳を養成するの法と謂ふを得ず。
 第十五節(殺害) 是より罪惡の種類に就き其著しきものを舉れば、殺害を以て最となす、蓋し人類は萬物中の靈長にして貴きもの其生命より大なるはなし、然るに之を殺害して其生命を奪ふは罪惡中の最大なるものなり、而して殺害には受種々の別ありて、其中或は罪惡と見做すべからずして、反て道徳の行爲に屬するものあり、今其種類を舉れば第一自殺他殺の二種ありて、自殺中又自利の目的に出るものと利他の目的に出るものと二種あり、而して其所謂利他的自殺は何ぞやと曰ふに或は社會公衆の爲め、或は天下後世の爲め或は父母の爲め君主の爲め、一身を犠牲にし生命を抛ちて顧みざるが若きは、縦ひ自殺ならしむるも人の均しく賞賛して模範となす所なり、又學者は眞理の爲め身を遺れ或は學術研究の爲め或は道徳の爲め正義の爲め、百艱千辛を冒し生命財産を抛つが若きも固より賞賛すべきことにして、古來の聖賢は鼎鑊前に在るも之を視る飴の如く、毫も其節操を變ずることなきは皆此類なり、然れども余が今茲に論ぜんとする所のものは此の如き自殺を謂ふにあらず、世間普通の自殺を謂ふものにして、其原因目的俱に利他にあらずして自利にあるものを謂ふ、例へば自ら不平を醫するに道なく終に自殺を企つるに至るが若き、或は不正の行爲發覺して慙恥の餘、自殺するが若き或は不幸艱難に際會し其苦に堪へずして自殺するが若き是なり、此等は皆自ら己の生命を害するものにして、道徳上其行爲を論ずるに及ばざるが如きも決して然らざるものあり、何となれば其此に至る所

以のものは多く一時の情動若くは深き思慮なきにより、否らざれば堪忍勇氣の乏しきに因るなり、今不平の爲めに自殺するとせんか、是れ其不平に堪る勇氣なきものと謂ふべし、艱難苦痛の爲めに自殺するとせんか、亦其艱難苦痛に堪る勇氣なきものと謂ふべし、故に此等は皆以て善行美事となすべからず、然らば自殺は道徳上賞すべきことにあらずるも亦惡むべきことにあらずるかと謂ふに、自殺の事たる畢竟吾人の責任義務を全うせざるものなれば道徳上亦以て善事となすべからず、換言すれば人の人たる道を盡くさるものなり、何となれば吾人の身體は自己の私有にして、之を守ると否とは、其隨意にありと謂ふも何人も自己一人の力のみにて生命を保ち身體を守るものにあらず、必ず父子兄弟朋友社會ありて、互に相助け始めて生存を完うするものなり、果して然らば自殺は親戚朋友社會に對して其義務を盡くさるは疑ふべからざるなり、是れ道徳上の罪人と謂はずして何ぞや、又吾人は今日今時此世界に突然生れ出でたるものにあらず祖先以來世々相傳て此身をなすに至り、吾人生來の目的は自己を保存し且つ種屬を繁殖するにあり、是れ獨り吾人の義務のみならず、實に生物一般の義務なり、而して自殺は明かに此義務に反するものなり、然るに論者ありて曰く、此世界は不幸の世界のみ、苦多く樂少し、故に早く此世界を去り未來永遠の快樂を求むるに若かずと、此の如きは自己一身の快樂を主張するものにして、自利の極と謂はざるべからず、何となれば此世界の患難苦痛ありて不幸多きは自己獨り然るにあらず、衆人皆然り、然るに自己一人身を殺して以て自ら快うするは自利に

あらずして何ぞ、又縦ひ此世界は不幸の世界とするも、不幸中に幸の存せざるにあらず、今日苦痛を受ければ猶ほ翌日快樂を享くるを得べし、即ち此世界は苦あれば樂あり、不幸あれば幸福あるの世界なり、故に若し此世界の不幸を除かんと欲せば、何ぞ人と俱に力を戮せ以て自ら勉むるに若かんや、又論者ありて曰く、死は人の尤も厭ふ所にして、自殺は人の尤も難しとする所なり、然るに能く之を敢てするは非常の勇氣あるものにして自殺の事たる却て之を賞賛すべしと、是れ大に然らず、夫れ人の此世の苦痛に堪ふる能はずして自ら死に就くは、却て勇氣なきに坐するのみ、若し眞に勇者ならば何ぞ其勇を鼓して更に其艱難苦痛に堪へざるや、而して然る能はざるを以て之を觀れば怯者にあらずして何ぞや、又論者ありて曰く人若し天災地變の不幸、或は大失敗大恥辱に遇ひ、前途の望なく反て徒に生息して世間に無用視せられんよりは、自殺して早く此世を棄つるは却て世間を益するものと謂ふべしと、是れ亦た然らず、天災地變に遇うて不幸に陥りたるも、是れ天のなせる所にして其人の曰ふことあり、又人間萬事塞翁の馬と曰ふことあり、禍福糾纏の如く不幸中に幸福の來るあり、何ぞ一時の不幸によりて此世を絶つての理あらんや、且つ徒に此世に生息するも益する所なしと謂ふも、自殺によりて亦た何の益を世間に與ふるや、既に自殺の益する所なきを知らば、好んで自殺するの愚なるを知るべし、又大失敗大恥辱に遇うて自殺する者の若きも吾人其意を解する能はず、何となれば一

たびなしたる恥辱失敗は、其身死するも決して之と與に消滅するものにあらず、寧ろ此世に生存して其罪を贖ふの道を求めざるべからず、所謂之を東隅に失して之を桑榆に得るものにして、古來より始めに失敗をなし之を後悔し之を懲罰し、大に憤發心を起し終に功名をなしたるもの少しとせず、故に自殺は到底道德上の罪人たるを免るべからず、然るに此に直接の自殺にあらずして間接の自殺あり、例へば宗教上に戒律なるものありて或は粗食し或は斷食し、或は身を寒氣に觸れしめ、以て身體の健康を害し遂に短命を促すが若きは、人間の目的たる自己の保存に反するものなり、又宗教中に妻帯を禁するものあり、是れ亦た種族繁殖の目的に反するものなり、然れども此等は決して道德上の罪人として論すべきものにあらず、若し之を以て惡とせば國家の爲め一身を犠牲にするものも亦た惡とせざる可らず、何となれば宗教家の肉食妻帯を禁じ肉體の健康を毀損して顧みざるが若きは、決して自利の私情によりて之を爲すにあらず、世間の係累を擺脫して眞理を究めんとするか、否らざれば嚴肅なる道德を其身に行ひ、以て世の不道德者を戒むるにあるものなればなり、又此二三の宗教家が一身の健康を害し子孫の繁殖を妨ぐることもあるも、之によりて社會の衰頹を來たすの患なきのみならず、反て社會の道德を矯正して其風俗を匡し、結果の及ぶ所社會の繁昌を致すを得るを以て此の如きものは道德上の一大美事と稱するも可なり、而して宗教上の自殺に非難すべきは此にあらずして迷信の點にあり、迷信の自殺は毫も社會國家の爲めに利する所なく後世子孫の爲めに益する所なく、自ら其身を

殺して無上の満足なりと思ひ、彼の婆羅門教徒の身を水中に投じて無上の名譽なりと信するが若き類にして、此等の迷信の弊は宜しく之を矯正せざるべからず、又我邦に在りて古來武士たるもの切腹するを以て無上の名譽とし、社會一般に於ても亦た賞賛したる所なれども、今日に在りては決して賞賛すべきものにあらず、何となれば昔は専ら武勇を尚び生命を捨つるを以て無上のこととなしたるより必要上此に及びたるものなれども、今日は大に事情を異にし、毫も其必要なのみならず之を賞賛するときは却て殘忍風を成し、其勢自殺に止らず他殺にも至るを以てなり。

以上は自殺に就て論じたるを以て之より他殺に及ぼんとす、夫れ他人を殺害するは其行爲の不正なることは固より論を待たざるも或る場合に於ては他殺必ずしも不正ならざることあり、例へば國家の爲めに敵を殺し、人の爲めに賊を殺すが若きは、獨り不正ならざるのみならず、反て道徳に合するものなり、換言すれば一人を殺して衆人を生かす行爲、即ち自利的殺害にあらずして利他的殺害は不正と謂ふべからず、或は大義名分と云ふが如き正義を目的とするものは亦固より不正にあらず、唯此に復讐の問題に就ては少しく其可否を論ぜざるべからず、我邦にては古來大に復讐を重じて道徳上の美事となし、君父の讎は俱に天を戴かざるとなして、臣子たるもの必ず復讐の義務あるものとなせり、獨り我邦に於てのみならず、古代にありては多くの邦に於て皆然り、故に其事昔時に於ては善となすも今日に於ては未だ容易に首肯すべからざるものあり、何となれば此に人ありて己の親を殺すに當り

己れ自ら其讎を復せざるも國に法律なるものありて之を罰するを得るを以てなり、乃ち昔時は法律不完全に於て其力のみに依頼すべからざりしも、今日は昔日に比するに大に法律も整頓せるを以て固より法律に一任すべからずなり、若し然らずして個人的復讐をなすに至らば、即ち是れ國家の法律を蔑視する者にして、其罪に坐せざるを得ず、故に復讐の事は昔日法律の不完全の世にありては即ち可なり、今日にありては即ち不可なり、然るに今論ぜん欲する他殺は此の如きものを謂ふにあらず、全く一人の私情悪心より出たる他殺にして、例へば激論の末一朝の怒りに堪へず遂に人を殺すに至りたるが若き、或は私慾の念を制する能はず人の財寶を掠奪せんと欲して殺害に及びたるが若き、或は自ら惡事をなさんと欲して人を誘ひたるに之に應ぜざるが爲め殺害したるが若き、或は自ら既に罪惡を犯して之を隠蔽せんが爲め殺害したるが若き、是れ皆何人を問はずして其大惡なるを知る、然れども殺害にも亦偶然過失より出でたるものあり、是れ故意に爲したるものにあらずれば決して其罪を責むべからずと雖も、然れども過失は多く不注意より起るものなれば、不注意の責は自ら之を負はざるべからず、例へば獸獵に出で誤て人を殺すに至るが若き是なり、而して注意と關係なき眞に偶然に起りたるものに至りては固より其惡を責むべき理なし、例へば自ら患る所の惡疾が他人に傳染して、己れは幸にして死を免れ他人は之が爲めに死するも罪となすべからざるが如し、又他殺の一種に殺兒あり、昔は國によりて公然行ひたる處あり、彼のスバルタの殺兒淘汰の若きは頗る有名なるものして、スバルタは

之により武勇の國となれり、故に殺見必ずしも害あるものにあらずと謂ふものあれども、是れ固より妄説のみ、其理由は別に説明を要せずして明なり、我邦に於ても維新以前は申すに及ばず、今日にても潜に殺見を行ふ地方ありて、子供己に二三人ありて不足を感じざるに、更に子の生るゝあらば「御返し申せ」と云ひつゝ之を踏みつぶすと云ふ、實に残忍も亦甚しと謂ふべし、之を防ぐの法は宗教道徳の力に由らざる可らず、獨り法律刑罰の能くする所にあらず、又暗殺は何れの國に於ても古來より行はれ、今日猶は往々見る所なれども、是亦不正の事たるや明なり、何となれば縦ひ其人殺すべき罪あるものとするも、一己の私意に出で他の不慮を襲ふものにして正當の方法にあらざればなり、而して故意的殺害中にありては、子として其親を弑し臣として其君を弑するが若きは罪惡中の最たるものにして、古來天地に容れざる所となせり、故に他殺にも其罪に大小輕重の差ありて同一ならず、或は事情によりて實に無罪なるのみならず、反て道徳上賞賛すべきことあれば、審かに其性質を考へ以て罪を論ぜざるべからず、然れども世間一般に謂ふ所の他殺は故意的不正義の他殺を稱するものにして余が茲に論ずる所のものも亦其類の他殺を義とするなり、又他殺の一種として考ふべきものに他人を呪咀して殺さんとするものあり、我邦の神社に往々人の像を畫き之に釘を打込たるものあるを見る、是れ即ち呪咀にして怨仇を報ずる爲めに行ふ所なるも其實何の功もなきものなり、唯己れの意を慰むるに過ぎず、故に此の如きは迷誤の甚きものと謂はざるを得ず、凡そ殺害に關する罪惡は、一は先天

に出ると雖も、亦後天に出るもの少からず、故に其害を防ぐは教育に由らざるべからずして、其教育も亦決して人爲のみに限るべからず、社會教育及び自然教育にも注意せざるべからず、社會教育の殺害と關係あるは別に説明を要するに及ばざれども、自然教育の殺害に影響する所以は茲に聊か例を擧げ以て之を證せんとす、先づ氣候と關係を有することは犯罪人の統計に就て容易に其事實を發見するを得べし、乃ち一般に氣候の溫暖なるは寒冷なるよりは犯罪者多く、隨て殺害者亦た多きを見るなり又その土地と關係を有するは、歐洲中に在りて、南部の人は概ね残忍にして殺害者多く、伊太利の若き是なり、而して又伊太利中に在りても、南方の地は北方に比して殺害者多しと云ふ、以て自然的教育の殺害に關係を有するの如何を知るに足るべし。

第十六節(盜賊) 盜賊も亦た種類多し、大盜あり小盜あり、無形の盜あり有形の盜あり、兵力を以て人の國を奪ふが若きも亦一種の盜賊と謂はざるを得ず、歴山王の若き人吉汗の若き是なり、此の如きは純然たる宗教道徳の理によりて論ずれば到底罪惡たるを免れざるなり、然るに今日世人は之を目して盜賊となさずして却て尊びて英雄となし、其傳記を誦し其事蹟を慕ひ、以て教育の一助となさんと欲す、思はざるの至りと謂ふべし、又宗教上に於て己と信仰を異にするものを觀ること猶ほ禽獸寇讎の如くし、其人を殺し其國を奪ふを以て宗教の大忠臣と思惟せるものあれども、是れ亦た迷信の一種となさざるべからず、而して其之を論定するには、先づ正義と宗教と一致するや否を知るを要す

るなり、今若し宗教と正義と別途なるものならしめば、己と信仰を異にするものに向て虐待を加ふるも敢て不可なる所なきもの、如しと雖も、世固より此理あることなし、而して果して宗教と正義と一致せざるべからざるものとなさば、自己と信仰を異にするの故を以て殺害暴行を加ふるの不義たるや明なり、此の若きは畢竟迷信の弊のみ、然れども予の茲に論ずる所の盜賊は、以上の若き國家的盜賊を謂ふにあらずして、普通に所謂個人的盜賊を謂ふ、此個人的盜賊に強盜竊盜の二種あるは何人も知る所なれども、竊盜に有形無形の二種あるは多く人の知らざる所なれば、茲に一言せざるべからず、何をか有形の盜賊と謂ひ、何をか無形の盜賊と謂ふ、曰く他人所有の物品を竊取するもの之れを有形の盜賊と謂ひ、他人の思想工夫を剽竊するもの之れを無形の盜賊と謂ふ、即ち他人の發見したる意匠を竊み、或は他人の著述したる思想を竊むが如きは是なり、而して之を拒ぐは法律上版權條例及び特許條例あり、然れども無形の竊盜は決して之に盡きたるにあらず、一々其種類を擧ぐるときは何人も多少の罪過を犯さざるもの希なり、夫れ有形の竊盜は見易く知り易し、而して無形の竊盜は見難く知り難きのみならず、其の竊盜と竊盜にあらざるものとの分界を知るも猶ほ且つ甚だ難し、故に余は此に題する竊盜は専ら有形の竊盜を意味するなり、而して此有形の竊盜は下等無智の人民或は兒輩下婢等に尤も多しとす、是れ一は其智慮淺短にして其事の悪なるを感ずるの力甚だ弱く、且つ之により來す所の利害を見ること能はざるを以て輕しく之を爲すに因ると雖も亦た平素の教育其宜しきを得ざるを以

てなり、凡そ何事にても、小を積で大をなすものにして、最初些少の慾心より一たび小盜を試みれば之を再びし之を三びし、遂に習慣の力大盜大惡をなして更に其非を覺えず、又縱ひ之を知るも自ら制止すること能はざるに至る、是れ家庭教育の尤も注意せざるべからざる所以なり、然れども人の盜心あるもの、若きは決して獨り教育の有無にのみ因るにあらず、亦た先天性に出づるものあり、其先天性の盜心に就き安齋隨筆に述べたるものを左に掲げ、以て之を論ずべし。

盜を好むも一種の人才なり、此才も母の胎中に在る時より其才を受得て生るゝなり、されば他事に拙き者も盜には大に巧なるものなり、盜才を受得て生たる者は小兒の時より僞言を好み詭ひ追從し、人の目を凌て食物を盜む、是盜の始なり、童友を欺て飢物を奪取る、是惡巧の始なり、成長に至ては其才増長して貨財を盜み且博奕を好み終に強盜竊盜に至らずと云ふ事なし、盜才は人のみにあらず、盜犬あり、盜猫あり、常の犬猫にかはりて人の目を凌ぐの巧あり、是亦胎中より受得たる才なり、盜は貧窮に依てするなりと云説あれどもさにあらず、盜才なき人は餓死するとも盜む事なし、天下に貧窮の人多し、豈悉く盜をせんや、盜才ある人は富裕なれ共盜を好むなり、時の執政の臣にて、大祿を賜はり、富裕なる人も、主君の目を凌て密に賄賂を取て政事を曲ぐるの人あり、是貨財を盜むのみならず、主人の眼を盜み、官を盜み祿を盜む者なり、如此の盜人上にあれば、其下司も皆盜を好む、況んや下民に於てをや、如此の時世の風俗、諸人恥を知らず謀計して利を得るを賢

者とし、廉直にして利を取らざるを愚者とす、主君の爲に死するは恥を知らばなり、恥を知らざれば死せず。

此論によるに盗賊は一種の天性にして、其性質を有するものは、縦ひ富貴の家に生れても之を爲し其性質を有せざるものは、貧賤の家に生れても之を爲さざるは事實に照して證するを得れども、亦た之を以て一般の例となすべからず、凡そ世間の盗賊の九分以上は所謂恒の産なくして恒の心なきによるものにして、貧民が平素すら産計に苦むに、若し米價騰貴して一層の困憊を感じる時に多く此事あるを見るなり、是に由て之を観れば、貧困は盗賊の原因と謂ふも可なり、然れども貧困のみ獨り盗賊の原因たるにあらず、教育の有無良心の發達の何如は固より與りて大に力あり、故に其天然の性質は之を容易に變ずること能はざるも、教育其宜しきを得れば盗賊を未發に防ぐことを得べし、而して其天性も亦た教育によりて多少之を變ずることを得るを以て、盗賊を防ぐの法は唯教育を實施するにありのみ、若し然らずして教育習慣其宜しきを得ざらしめば、良心の發達不完全にして、第一に善惡を辨別する力に乏しく又縦ひ之を辨別し得るも惡事を感じるの力薄く、恬然として愧る所なきに至る、第二に惡心を制止する意力弱く、容易に情慾の動す所となりて、克己の力を以て之を制すること能はざるに至る、故に盗心を防ぐは先づ良心の發達を完全ならしめざるべからず、而して其發達は教育と習慣により、就中幼時の習慣は大に影響を及ぼすを以て、家庭教育には尤も注意を置かざるべからず、

是れ余が眞正純良の教育を起すことの必要を唱ふる所以なり。

第十七節(放火、邪淫、詐僞の諸惡行) 世に放火狂なるものあり、是れ一種の精神病によりて放火をなすものなり、之に反し精神病にあらずして一の目的を以て放火をなすものあり、今其之をなす所以の本心を釋ぬるに第一に慾心に本いて放火をなすものあり、即ち人の金銀物品を竊取せんが爲めに放火し、或は火災保險の行るゝより保險金を得んと欲して放火するの類是なり、第二怨讎により放火をなすものあり、是れ其人に深恨宿怨ありて之を露さんが爲めにするものにして、民間往々にある所なり、第三は惡行を隠蔽せんが爲めに放火するものにして、其最も殘忍なる例を舉れば、人を殺し或は人の物を竊み、其跡を滅せんと欲して之を爲すの類なり、而して以上の三者は俱に自利的の私心より起るものにして、一定の目的を以て故意に爲す所の放火なり、次に又激情憤怒により自ら制止する能はずして放火をなすものあり、而して其情の發するや、前後の影響を考ふるの暇なく、又他日如何なる禍害の己に及ぶやも顧みる能はずして之を爲し、其の後大に悔悟するが若きものあり、又一種の奇情により放火するものありて、之を爲すや其の目的利慾の爲めにあらず、唯人の喧嘩し驚愕し狼狽するを見て之を愉快とするものなり、此二者は稍精神病に近きものにして、其情の一步を進むるものは即ち放火狂なり、而して此の二者共に情の變動に本くを以て、之を情動的放火と謂ふべし、此放火も盜賊の如く多少人の資性に因ると雖も、亦教育の有無良心の發達如何に關係するものなれば、眞

正の教育を興して之を矯正せざるべからず、次に邪淫姦通は放火と同じく、獨り道德の罪人なるのみならず、法律上の之を罰するものにして、其起るや色慾の情に動されて之を制すること能はざるによる、是れ情意の二者關係するものなり、次に詐欺は自利心に本きて發するものにして、智力關係するものなり、今之を放火邪淫に對比して考ふるに、放火邪淫は情の力のみにて之を爲し、智力を待たざることを得るも、詐欺に至りては多少の智力あるにあらざれば能はず、而して其巧拙は一に智力の發達の程度によるものなり。

之を要するに世間一切の悪心悪行は人々自然の性として己に具ふる所のものを濫用するによりて起る、蓋し人生の目的は生存保全に外ならず、而して其保全は自己保全種屬保全是なり、先づ自己保全に要する所のものを舉げば、衣食住の三者にして、就中飲食を以て甚しとなす、是に於て人の自然性として食慾を生ずるに至る、次に種屬の保全に於て生ずる所のものは色慾なり、是二者は祖先以來遺傳し來る所の天性にして、之を欲する力尤も強く、若し其自然に任して之を節する所なれば、人間は色食二欲の奴隸となりて已まんのみ、而して此慾を達する媒介は金錢にあり、是に於てか財慾なるもの起るなり、之を總稱して利慾と謂ふ、是れ人の悪心悪行の直接の原因となるものにして、盜賊も放火も邪淫詐欺も、凡そ法律上認めて罪惡となす所のものは、多く此慾心より生ずるものなり、而して之を制するは智情意の三者を發達せしめざる可らず、是れ教育の必要なる所以、亦た聖人君子の宗教を説き

道德を講ずる所以なり。

第十八節(道德上の諸惡) 以上掲けたる惡行は法律上之を罪惡となす所のものにして、罪惡中の大なるものなり、然るに法律上罪惡と認めずして、道德上に於て罪惡となすものあり、例へば蓄妾の若き、或は般樂怠放して酒色に耽るが若きは、法律上之を罰するを得ざるも、道德上之を以て不正の行爲となすものなり、夫れ法律は他人の權利を害し、他人の生命財産等に損害を與ふる時に於て之を罰するも、若し其利害の自己一身に止り他人の上に損害を與へざる事に至ては置て其罪を問ざるなり、而して道德は之と異なり、他人に損害を與ふると與へざるに關せず、苟も事の性質の不正不義に涉る者は皆以て惡行となす、而して以上舉けたる者の如きは肉體上に關係を有する感覺上の欲にして、道德上之を非とする所の名利中重にも利欲に就て其尤も大なるものを示せるなり、而して所謂名を好むの欲は是れ精神上に關する欲にして之を體慾に比すれば其上に位すと謂て可なり、若し單に虛名を貪り虚飾を喜ぶが若きは、法律に於て問ふ所にあらずるも、道德に於ては尙ほ之を戒むるなり、此法律及び道德の關係異同は一々此に述ぶるに違あらず。

以上余が妖怪學講義に於て、道德法律上の罪惡に就て喩々する所以のものは、世人に迷誤の甚しき、其子孫に惡人の生ずることあれば之を醫せんと欲して、或は方角に依り或は祈禱秘呪の類を用ひ其原因を崇り又は怨靈に歸するもの多く、眞正の教育によりて之を矯正せんとするを知らず、苟も智

識の一端を有するもの誰れか其愚を笑はざらんや、此の如きは下等の人民に多しと雖も、富み且つ貴きものに於ても猶愚民に均きものあり、又其道徳に背き正義を知らざるに至ては遙に愚民の下に居るものあり、余が教育學を講ずるの偶然にあらざるを知るべし、退きて自ら社會の風潮を熟察するに、且つ怪み且つ惑はざるを得ざるもの多し、滔々たる天下到る處、飢に泣き渴に叫ぶものあるも、大厦高堂に眠食するものは更に之を知らず、而して其身は酒色に沈湎し、體慾の奴隸となり、以て自ら揚然として其意を得たりとなす、嗚呼人の人たる所以のもの何にありて存するか、若し夫れ情火の炎々として燃るに當りては、道理も其光を隠し、正義も其跡を晦らまし、天地昏冥上下閉塞し、窮民貧人其間に苦吟し世間實に慘然たる悲境を現するに至る、是れ地獄にあらすして何ぞや、是に於て聖人君子の世に出るや、此實況を見て黙止するに忍びず、或は天下を周遊して仁義の大道を講ずるものあり、或は樹下に端坐して迷悟の眞理を證するものあり、其説く所の教は實に天地の公道なり、人間の本分なり、其道の一たび多苦多患の人の心底に入るや、宛も地獄にありて佛陀の慈光に接したるが如く其喜び實に心中に溢れんとす、是に於て始めて天地其光を得、六合赫々として明かなり、是に至て此土即ち極樂となる、果して然らば地獄も極樂も皆我目前にありて存す、而して之を知らざるものは愚人之を知るものは智者なり、宜く活眼を開きて達觀すべし、縱令世間は晦冥暗黒なるも、吾人一たび此理を照見し來らば、心内に光明の別天地を開くに至る、世間にありて多苦多患の人も、顧みて心内

光明を仰がば、地獄界中に極樂を開現するを得べし、而して其此に至るには先づ心天に横はる假怪の迷雲を一掃せざるべからず、之を一掃するは教育の力を假らざるべからず、是れ余が教育學部門を設けて、第一に智徳篇を講じたる所以なり、嗚呼世の貧富の岐途に迷ふ者よ、來りて妖怪學の門に入りて眞正の教育を講ずべし。

第二講 教 養 篇

第十八節(教養論) 前講は主として智徳に關するものを述べたるも、其中一部分は教養に互りて之を講ぜり、然れども間々遺漏なきにあらざるを以て、本講に於て其闕を補はんとす、抑も妖怪に眞假怪の二者ありて、教育學は假怪に關係を有し、宗教學は眞怪に關係を有することは前講に於て屢々論する所なり、而して眞假怪の外に又僞怪と稱するものあり、是れ人爲を以て故意的に僞作したるものにして、之を矯正するも亦た教育學の部類に屬す、故に教育學は僞怪を消滅し併せて假怪を排除するを以て目的とし、宗教學は眞怪を開發するを以て目的とするなり、而して假怪は天地萬有の上に發する現象なれば其講究を現象界に屬し、眞怪は宇宙萬有の本原實體なれば無象界に屬す、然れども其無象と現象とは到底相合して離れざるものなれば、吾人は深く萬有萬象を觀察するに於ては、其の身現象界にありて自ら眞怪の實相に接見するを得べし、而して吾人の直接に眞怪に連絡して、二者の

間に相通するを得るものは此心性なり、乃ち此心性中に無限の智情意を有し、其力に依りて眞怪と相合するを得るなり、夫れ眞怪の其實相を示すも此無限性の上にて、吾人の眞怪の實境に體達するも亦た此無限性の上にて、而して此無限性によりて直ちに眞怪と相合する法を示すものは宗教なり、故に宗教は其教の所主觀的なり、或は稱して直覺と曰ひ、又啓示と曰ふ、乃ち吾主觀的の心を以て直ちに眞怪と相合するを謂ふなり、夫れ吾人は既に宗教の講究により主觀的の心内に眞怪の妙境を有するを知らば、之を客觀界に開現するときは目前の世界をして眞怪の世界となすを得べき理にして、教育の最後の目的とする所亦唯此に在り、乃ち教育は客觀に對する現象上の心を養成開發して、其完全微妙の實相を目前の世界の上にて開現し、之によりて此世界を圓滿完美の黄金世界となすことを目的とするものなり、然れども其目的たるや今日今時に實行するを得るものにあらずして、漸々次々順序階梯に循ひて、數萬世の後は其目的に達せんことを期するものなり、而して宗教は則ち吾人の心裏に包有せる無限性の眞怪を開現し、主觀的に之と相合する道を教ふるものにして、直ちに此目的に達せんとするものなり、之を要するに教育宗教共に眞怪を開現するを以て目的となすものにして、唯だ其方法を異にするのみ、乃ち教育は假怪によりて眞怪に達せんとし、宗教は眞怪其物に接觸して直に之を開かんとす、教育は客觀的にして宗教は主觀的なり、教育は漸及的にして宗教は直入的なり、教育は發達的にして宗教は啓示的なり、抑々此世界は如何なる世界ぞや、假怪の迷雲を拂ひ去りて之を

觀れば、實に絶對的無限世界なり、完美的理想世界なり、道理的の光明世界なり、快樂的幸福世界なり、活動的の神力世界なり、無始以來其體に固有せる大勢力によりて一たび自發自動して天地萬有を開現し、漸く進化して漸く内包の光明を外界に發揚し、一大宇宙盡く理想の光明の中にありて圓滿ならしむるを以て其の目的とす、而してよく之を主觀上に啓示するものは宗教にして、客觀上に開顯するものは教育なり、教育にして若し能く其目的を達するを得ば、一大世界盡く智慧二光の下に靈然たるを得べし、是れ即ち所謂黄金世界にして、予は之を眞怪の世界と謂ふ、佛教に所謂寂光淨土是なり、故に余は初より假怪の迷雲を開きて眞怪の明月を示すは實に教育宗教の目的なりと云ふなり。

第十九節(胎教論) 凡そ教育中第一に講すべきものは胎教より先きなるはあらず、胎教のことたる獨り西洋に於て之を唱ふるのみならず、東洋にても支那に於て夙に唱道する所にして、朱子は小學の書に胎教のことを論じ太任は文王の母、摯任氏の中女なり、王季娶つて以て妃と爲す、太任の性は、端一誠莊、惟れ徳之れ行ふ、其の文王を娠むに及びて、目に惡色を視ず、耳に淫聲を聴かず、口に敖言を出さず、文王を生んで而して明聖、太任之に教ふるに一を以てすれば而かも百を識り卒に周宗と爲る、君子太任を謂て胎教を能くすと爲す、とあるは何人も知る所なり、夫れ懷妊中母の性情感動の能く胎兒に遺傳し易きは事實上明かに認むる所たり、此の如く果して母の感情と胎兒の性質と關係あり

るものならしめば、懐妊中は母自ら注意を怠るべからざるや勿論なるも、亦他よりも成るべく母の心を和らけ、且つ安せしむるやう注意せざるべからず、而して胎児の性質をして純良ならしめんとせば、其母たる者懐妊中に在りて如何なる注意を要するかと謂ふに、先づ古人の格言を誦し、或は徳行家の傳記を讀み、其心をして居常道徳世界に逍遙せしむべし、而して其居室の若きも、聖賢の肖像を楯間に掲げ、朝夕之を目にするを可となす、又其胎兒をして宗教信者たらしめんと欲せば、懐妊中毎日寺院に參詣し、或は其家に安置する所の神佛の肖像を禮拜し、朝夕經文を讀誦し、其の心常に宗教を離れしめざるべし、若し然らずして、或は淫猥の小説を讀み、或は兇漢惡徒の行爲を耳目するとき、之が爲めに其精神を動し、之を胎兒に遺傳して、不良の結果を生ずるや必せり、昔し孔子の父母尼丘山に禱りて孔子を生じ、山崎闇齋の父母比叡山に禱りて闇齋を生ずるが若きは、蓋し其父母之を禱るに至誠の意を以てし、而して其己に之を娠むや敢て邪辟の行をなさざるを以て、生ずる所の兒自ら聖人となり、賢人となるなり、西洋に於ても之に類する例は亦た多く聞所にして、或る耶穌教の一信者一日舊教の寺院に詣り、天使の肖像を觀、其後幾くならずして、男兒を獲しが、其の容貌宛然天使の如しと云ふ、此の若く懐妊中に在りては、母の舉動の胎兒に影響するや極めて大なるものなれば、尤も其行爲を慎まざるべからず、而して憂苦悲哀驚駭恐怖の若き非常に精神を刺激する事柄は、其の談話たり小説たり演劇たるを問はず、之を避くるを要す、故に懐妊中は親戚朋友の艱難苦痛ある

も、成るべく其心を動さざる様に注意すべし、凡そ身體の先天性に不具癡疾と名くるものは、多く母の胎中に在るときに起るものにして、或は宿りし位置或は懐妊中の舉動或は飲食等に關係を有することは明かにして、之と同時に精神上の感染あること亦た明かなれば、之が母たるもの、衣食住より運動言語に至る迄、其注意を忽にせざるは胎教の要點なり、是を以て一家親戚の者も亦た須らく此意を體し、以て妊婦の心を安するを勉めざるべからず、然るに我邦の若きは往々夫妻反目婦姑勃讎の觀なきにあらず、是れ獨り其婦に對して不可なるのみならず、胎兒に對して大に戒むべきこととなす、若し夫れ其他の懷妊中注意すべき所は醫家の定る所の規則ありて、婦人衛生論の若き書世間其類に乏しからざるを以て、茲に具論せず、抑も昔時に在りては一般に難産を懼れて、或は之を神に祈り、或は御札御守等を用ふることありしも、固より其功なきことは今日衛生學の證する所なり、然れども只だ其功は僅に之に由りて精神を安するにあるのみ、而して之に由りて果して精神を安するを得れば自ら難産も變じて安産となるべきを以て、御札御守亦た全然效なしと謂ふべからず、但だ一に之に依頼するを知りて他の注意を怠るは、吾人未だ之に與する能はざるなり。

第二十節(育兒法) 古來小兒を養育するに、何人も其體の健康にして其智徳の充實なるを願はざるなく、而して之を神佛に祈り、御札御守或はマジナヒを用ゐる、或は種々の呪法卜筮九星洵宮に考へ、方位方鑑等に問ひ、以て身心兩全の子孫を得んとを求む、此の若きは予固より盡く之を排するもの

にあらす、若し之によりて其精神を安するを得ば、猶ほ多少の效驗あるべし、然れども單に之のみによりて身心兩全の人を得んと欲するは迷誤の甚しきものと謂べし、我邦古來の風習に就て小兒必用記の中に左の如く示せるものあり、『我日本は神國にして神をうやまひたつとぶを風習とすれば、小兒の時氏は神産神又はその外にも神の守として封じたる札やうの物を衣帯にくりつけて置事なり、かくのごとくすれば邪氣惡魔をさくといふ、兒は心氣薄く弱ければ邪氣もをかしやすきものなり、外よりなす事にして害のなき事なればすべき事なり、然れ共愚なる人は此事をたゞ第一の事とおもひ、巫をめしあつめなどして兒を見せ、又は兒の前にて祈禱などをさするによりて、鈴の聲、錫杖の音などに驚き兒をして病を生ぜしむる事多し、財を費すのみにあらず其害多き事なり、能く心得べきなり』と、此の如きは精神を安するの點に於ては或は可なるも又害なきにあらざれば、育兒法は今日の學理に本きて之を講ぜざるべからず、然れ共古代の説必すしも盡く排斥すべきにもあらず、保嬰論に據るに、『子を養育するに十種の法あり、第一には背を暖にせよ、二つには腹を暖にせよ、三つには足を暖にせよ、四つには頭を涼しくせよ、五つには胸を涼しくせよ、六つには小兒の驚きおそるゝかたちの類を見する事なけれ、七つにはいまだ見しらぬ人を見せしむる事なけれ、八つには啼く事さだまらずして乳を飲しむる事なけれ、九つには輕粉朱砂の類の石藥を飲しむる事なけれ、十には浴する事たびたびすべからず』と見えたり、此箇條中には今日の學理に適合する所固より多し、又千金論に『小兒漸

く人を見知り物を見しる時神廟のほとり塚のあたりに携へ行くべからず』と云へり、之に就て小兒必用記に説明して曰く、すべて兒子を愛するとして、異形のものおそろしきものなどにて愛しすかす事なけれ、或は神佛の前へつれ行てあしきかたちの鬼神を見する事なけれ、猿つかひ傀儡師の類のおそろしき人形など見する事なけれ、あやしきかたちの鳥獸の類又はかたはものゝ乞食など見苦しきものを見する事なけれ、或は高き所に抱きあげ、ふかき井のもとにのぞませ、ふかふちにむかひ、流るゝ川を見せ、牛馬犬猫などを見せて手づからいらはせ、牛馬の息にあたらせなどする事甚あしき事なり、下さまの者は此理をしらず、兒をすかし愛するとして、己が肩に抱きのせ、高聲をあけて笑らひのゝしりなどして兒を驚して病を生ずる事多し、此事乳母にもかたはらにつきそふ人にも云きかすべき事なり、能々心得べき事なり』と、是れ亦た大に理あるの言と謂ふべし、而して小兒の教育は其年齢と智力とに應じて異にせざるべからず、夫れ小兒の智力たるや次第に順序を逐うて進むものにして、其始て生るゝや僅に不充分の感覺及び運動を有するに過ぎず、而して其感覺中に於て飢渴の感覺と寒温の感覺とは最も先きに起り、是より數日を経て始めて明暗を辨別する所の視覺發達し、暗處を厭ひ明處を喜ぶに至る、聽覺は其發達視覺の後において、或は雷鳴の耳を刺激するに逢ふと雖も更に之を感ぜざるものあり、而して其漸く發達して音響を感じ得るに及ては、子守歌を聞て能く睡り又其名を呼ばるれば之に應ずるに至る、觸覺は其一部分は早く發達するも、全體の發達は數日の後に在り、此くして

諸感覺漸く發達するに従ひて、外物を一物として認識する所の知覺作用起り、次に記憶力次に判斷力、推理力と順を逐うて發達するなり、而して言語の作用は之を他の感覺に比するに最も後に起るものなり、今此諸作用の有無を試みると欲せば、視覺を試むるには光輝あるものを左右に動して、其小兒の眼球の轉ずると轉ぜざるによりて之を判するを得べし、又聽覺の有無は一種の音を鳴らして、其方に向て頭を傾くと傾けざるとによりて知るを得べし、或人の試験したる所の成績表に據るに、味覺及び觸覺の一部即ち唇の感覺は生誕の日より之を有し、視覺は一週日以後、聽覺は七八週以後にありと云ふ、但だ視覺中明暗を辨別するは十二三週の後であり、色を辨別するは二年の後でありて、一週日の後に至れば僅に目を動かすを見るのみ、感覺に繼で發達するものを情となす、乃ち母を見て喜ぶ情を發するは十四週の後であり、喜びて笑を發するは二十四週の後であり、動物を懼るゝは三十六週の後であり、又目的ある運動を發するは四ヶ月の後に起り、物を捉へんとして手を出し之を握るは十八ヶ月の後に起り、父母を記憶するは三十週の後に起る等、之を考定したるものあれども、其發達は人によりて遲速を異にするを以て、一概に論じ難し、然れども、精神の發達は感覺に始り、記憶想像推理と順を逐うて次第に發達するものなれば、之を教育するに當りて其發達に相應せる階級によらざるべからず、而して精神は又大に體育に關係するものなれば、體育の方法亦た忽諸に附すべからず、是の故に家庭教育にありては、衣食住運動空氣等に注意するを要す、而して其精神も成るべく過度の

刺激を與へず感情をして激動せざらしむべし、從來我邦にて用る來れる教育法も、其中實に學理に適合せもの多く、又順序も、自ら多年の經驗によりて定めしものなれば、今俄に之を廢すべからず、小兒必用記の拍手振頭の教育につき由來を示せるものあり、曰く『和俗兒子物を見識り手を動す時にいたれば、乳母の類まづ教るに拍手といふ事をなさしむるなり、わが日本の古禮に、貴き人を拜する時、拍手といひて兩の手を合てうつつ事あり、持統天皇御位に即かせ給ふ正月に、公卿百官列座して匣り拜がみ奉りて手をうつつて禮すると日本紀に見えたり、周禮といふ中華の書にも、九拜のそのひとつに振動とある註に、振動とは今倭人の拜禮に兩手を合せてうつつがごとしと見えたり、しかれば日本いにしへより傳へ來る禮法なり、今の世のたゞくだりていにしへの事をとりうしなひてしるものなく、神道者の類、神を拜する時に拍手とて兩手を合せてうつつ事を用るなり、都鄙共に商人交易の時たがひに手をうつつ事も相濟たるといふ禮法のしるしなるにや、小兒にまづ拍手を教る事は禮を教るの初にしてふかき遺法なるべし、振頭はいやといふ事を教るなり、禮の字の和訓をいやとよむなれば、是又禮義を教るの事なり、人として禮なくんば畜類もおなじ事なるべし、詩經にも「鼠を相れば體あり人として禮なくんばなんぞはやく死せざると見えたり」と、是れ即ち其小兒當時の智力に相應せる教育法なり是より漸く發達すれば玩具を示して博物の知識を與へ、尙ほ又發達するに及んでは男兒は殿事女兒は炊事をなす、小兒必用記に又曰く「男の兒五六歳の比、同じ年比の類打よりて殿事馬事などといふ

事をなして、或は竹馬に鞭うつるの戯れみな武をならはしめ歩行を健にするの事なり、いづれも乳母或はつきしたがふ所の者共心に懸て小兒に怪我をせぬやうに遊び戯れしむべきなり、女の童二三歳よりは炊事といふ戯れをなす、これ土座に筵を敷きて、おなじ歳比の小兒あつまりて食炊しぐまねをする事なり、いたつて鄙賤なる事なれ共、錢英の説に小兒は土と水とをもて遊ばしむれば、その熱鬱の氣散じて病なしと見えたれば、和俗此戯をなさしむる事は此意なるにや、又食は人を養ふ根本にして、女は内を治むる事をつかさどる故に、飯炊しぐまねをなさしむる事なるべし」とあり、之に繼ぎ戸外の運動法として、男子は紙鳶女兒は羽根の遊びをなす、小兒必用記に又曰く「續博物志といふ書に、春の時に紙鳶を作りて風にふかせ小兒の戯れとなさしむる事は、兒をして空に向ひて氣をはき、風にふかれて熱をもらさしめんとの意なり」と見えたり、紙鳶とは日本にいふ所のいかのほりの事なり、本邦にても多く兒に此戯をなさしむる事あり、此比の俗に其意をさとらず、奢をのみ好み、紙鳶を作るに其大さ五六尺ばかりにして、金銀をちりばめ、絲を長くつけて、健なる男に舉させてたゞ人の目をよろこばしむる事のみにして、財を費すのみにあらず其益なし、紙鳶の戯をなさしめんとおもはゞ、そのかたちをちひさく作り、小兒にみづから風に向ひて吹きあけさせ、空を見て氣をはき、熱をもらし、かけ廻りて歩行おのづから健になる事をするべし、能々心得べき事なり、又曰く「毎年正月に女子は樂華子に羽をつけて、板にてつかしむるなり、これをこきの子と名づくなり、こきのこといふ木の

實の形に似たるをもていふなり、こきのこといふもの叡山にあり、他處にて見ぬものなり、その實山梔子の形のごとくにして、山梔子よりは實の尖りのさき長くして、粒は圓くあれば、そのまゝ樂華子に鳥の羽をつけたるごとく見ゆるなり、世諺問答には、をさなきもの蚊にくはれぬまじなひ事なりといへり、按ずるにさにあらじ、小兒は熱の強きものなれば、此戯をなさしめて風にふかれ、空にかひて氣をはかして熱をもらさんと事なるべし、いづれの代よりはじめたる事にや、男の子の紙鳶を舉ると同じかるべきなり、倭學に達したる人にたづぬべきなり」とあり、其説明は古代の説に本くものなれども、其中に大に取るべき所あり、此紙鳶及び羽根の遊びは體育及び心育上に於て大に有益の遊なり、殊に紙鳶の若きは和麗の天氣に野外に出で、新鮮の空氣に向て充分の運動をなすものなれば、精神も之が爲め大に爽快となるものにして、兒童の遊戯中にありて尤も有益のものとなす、此の如く我邦従來用る來れる遊戯に於て、自然育兒法の道理に合へるもの決して少しとせず、然れども亦盡く教育上に益ありといふ可らず、兒童の遊戯に就ては、社會事業に其種類を集めて、おはなごま、錢うち、針うち、なめかた、獨樂うち、きさき、顛引、駈くら、鬼ごと、隠れ遊、等を掲げたり、「おはなごま」とは、嬉遊笑覽に博具のこまとありて、缺唇物語に、我幼稚の時木を以て八方といふ物を獨樂の如く作りて、其八ツの面に春夏秋冬花鳥風月といふ文字を書き、同じ文字の札を七ツ書て、めんくりに持ち、たて門とし、鳥といふ字を名目と定め、是を廻してばくちの如く勝負をす云々とあ

り、次に錢うち和漢三才圖繪に云く、倭名抄に、後漢書の注を載せて云く、意錢は今の攤錢なり、蓋し手を以て搓る所有り、之を攤と謂ふ、按ずるに意錢は俗に云ふ穴擊の類か、錢擊の和名之れに叶ふ、但錢攤の訓、之れに叶はず、今僮兒多く之を弄ぶ、二人或は三人、錢を出合ひ、互に更るく之を撃ち、横に筋を地に引きて錢を撒す、一錢を掌に有し、之を以て敵の指す所の錢を撃ち、中れば則ち勝と爲し、如し誤て他錢に中れば則ち負と爲す、初め撒する時、誤つて筋外に出づれば則ち負と爲す、一種は地に穴を掘る大錢を容るべし、而して穴を覗て錢を擲ち、穴に入れば自得と爲して之を取り穴の外の錢は、敵の請ふに任せて之を撃ち、中れば則ち勝と爲す、云々、とあり、次に「針うち」とは紙を賭にして針に糸をつけ、糸の端を指にてつまみ、針を前齒にくはへて重ね置たる紙にうつ、紙に針立たるをそつと抜けば針先に紙付て上るといふ「なめかた」は錢を以て博をなすものなり、此の如き博奕らしき遊戯は成るべく之を避け、體育育心に補益することは之を勸むること遊戯の改良なるべけれ、其他家庭教育にありては、父母の注意すべき點は一般小兒發達の理法是なり、總て小兒は推理の力に乏しく、多くは偶然習慣模倣によりて其知識も自然に發達するものなれば、父母は成るべく良習慣を與へ自ら模範となるべき行爲を示して之に倣はしむべし、而して其既に歩行するを得るに至れば、務めて外に出で色々な事物色々な事情を観察せしむるは知識を開發する方法なり、其漸く長じて學校に入るに及ては、學校の規則に従はしむれば可なり、然れども縦ひ學校に入るも家庭教育は

亦忽にす可らざるを知らざる可らず、而して此等の點は世人の知る所なれば別に説明せず、唯此に貝原の童子訓の一節を掲げて、我邦の教育法も知識の程度に應じて最初は極めて簡單なるものより始め、次第々々に進むとを知らしむべし、童子訓に曰く「六歳の正月始て一二三四五六七八九十百千萬億の數と東西南北の方の名とををしへ、其生れ付の利鈍をはかりて六七歳より和字をよませ書ならはしむべし、はじめて和字をしふるにアイウエオ五十韻を平がなに書てたてよこによませ書ならはしむ、又世間往來のかなの文の手本をならはしむべし云々」然るに最初にも一言したるが如く、教育上の迷誤と名くべきものあれば、其迷誤を避けて適當の教育法によらしむるは妖怪學の目的なり、而して其事は第四節五節六節を參見して之を知るべし。

第二十一節(記憶作用) 次に記憶術の事を述べんに先づ記憶作用に就いて説明せざる可らず、此說明は總論及び心理學部門に於て記述すべき筈なりしも、茲に記憶術なる一節を設けたるを以て、左に略して此處に講述することゝなせり。

抑と記憶とは過ぎたる時に起りし事柄の再現、再生に屬する知識なり、然れども此謂はゆる記憶と再現とは其意味同一なるにあらず、又記憶其物と保持或は把住とは其別あることをも知らざるべからず、凡て保持若くは把住と稱するものは、外界より與へし印象を心内に留め置くことを意味する言辭にして、其事柄の意識に現はるゝと現はれざるとは問ふ所にあらず、然るに今記憶にありては、其記

憶したる事柄が意識の表面に浮現して、一の知識とならんことを要するなり、次に又記憶と再現との異同を考ふるに、再現とは總て吾人の心内に現出する觀念に名づくる言辭にして、直接に感覺、知覺上に見聞覺知したるものを除きて、其他の心内に出現したるものは皆之に屬するなり、而して記憶も固より再現の一種なりと雖も、總ての再現は盡く記憶なりと云ふ可らざるなり、或心理學者は記憶を解して、不變再生の能力なりと云ひ、又他の學者は、記憶は再生の義に信憑の意を含有するものなりと云へり、斯くの如く記憶は再生したるものに就て、此事は過去に於て確に起りしものに相違なきこと、即ち不變の再生たることを證明、信憑する意味を、自然に含有するが故に、之を再生若くは再現に比すれば、多少其意味に制限あることを知るべし、是に於てか記憶と保持及び再現とは其意味自から異なる所あること明かなり。

次に知覺と記憶との別は説明を要するまでもなし、即ち知覺は直接に外界に接觸して起り、記憶は過去に起りし事柄の再現せしものなればなり、然れども知覺には多少の記憶を含めること亦疑ふべからず、例へば目前に在る一物を認識するは則ち知覺作用なれども、其他に過去に於て該事物を認識したりとの記憶ありて、之を補助するものなり、されば記憶明瞭なるときは知覺も愈々明瞭なり、其他一物を他物と辨別し契合するが如きは皆前時の記憶を要するなり、更に又記憶と想像とを比較するときは其異同問はずして明かなり、即ち記憶は過去の知覺を再現するのみにして無經驗、未生起の事を

現することなしと雖ども、想像に至りては曾て未だ經驗せざる未知の事柄を構成現出せしむるものなり。

以上の如く叙述し來るときは、獨り記憶の何物たるかを知るのみならず、又記憶を生ずるに奈何なる事情を要するかを曉るべし、即ち記憶には先づ前時の經驗を要す、前時の經驗なきものは記憶することあらざるなり、而して縱ひ既に前時の經驗ありて心内に保持したりとするも、若し之を誘發する原因なくんば、右の經驗は意識の上に再現するものにあらざるなり、即ち記憶を喚び起す所の誘因は直接のものにして、記憶を生じたる本因は過去に屬して間接のものなり、兩者其一を缺くべからず、されども此間接直接の原因の外に、尙ほ吾人心内の作用即ち所謂主觀的作用の加はらんことを要す、例へば一の記憶に就て、此事は過去に起りしものに相違なきことを承認するが如きは吾人の主觀作用なり、其他又明瞭なる記憶を得んと欲せば其事柄に時間配置して、凡そ何れの頃に發せしものなるかを明に認めんことを要するなり、最後に記憶作用に必須なるものは「我」即ち自己の觀念是なり、若し吾人心内に前後に互りて一定不易の「我」即ち自己なる觀念なくんば、記憶其物は決して存立すべき理なし、如何となれば、記憶は過去に起りし事を再現承認する作用なり、然るに我心に於て過去の「我」と今日の「我」と相異なるものならんには、換言せば吾人の心内の事情は時々刻々變化あるのみにして、其裏面に此等の變化する諸心狀を一致統合すべき唯一の「我」なくんば、昨日の「我」は今

日の「我」にあらず、今日の「我」は昨日の「我」にあらず、之を奈何ぞ記憶の存立すべき理あらんや、是の故に記憶には前後終始を貫きて一定不變なる所の「我」なるものゝ存することを認めざるべからざるなり、此点より觀るときは、今日唯物論者及び經驗學者は、記憶を説明して客觀的原因のみに歸すと雖も、之のみにては未だ盡く記憶を説明し難きこと明かなり、換言すれば、記憶は外界と内界との原因より成るものなり。

次に記憶には様々の種類あり、或は感覺に關するものあり、或は思想上の事柄を記憶するあり、而して感覺上には、或は眼境又は耳境の或特殊の事に關する種々の記憶あり、又記憶には自然に發動するものと、意志を用ひて生起するものとあり、故に之を無意的記憶と有意的記憶とに分つことを得べし、而して有意的記憶は注意力を用ひて過去の事情を追懷せし上、纔に之を想ひ出すものなれば、之を名けて想起と云ふなり。

次に記憶の發達に就て其事情を考ふるに、恰も再生の事情と同一なるを見るなり、即ち最初或事柄を経験せし節に、其刺戟強くして印象の深かりしものは永く且つ明に記憶することを得、又最初の經驗の際に吾注意を惹くこと強かりしものは、久しく記憶に存することを得べし、其他時間経過の遠近は記憶の上に大なる變化を與ふるものにして、或事柄を経験せし後多くの時間を経ざるときは、其記憶明瞭なれども、其の之を隔ること遠きに應じて漸々に消失すべし、是の故に屢々反復せしもの、即ち

日々時々繰り返して習慣となりし事は其記憶も亦強大なり、又記憶は他物と連帶し易きものは忘れ難く、連帶すること困難にして、單獨なる記憶は直に忘失する傾向あり、是れ記憶は思想の聯合と關係するものにして、聯合の強きときは記憶も亦強大なればなり。

記憶の強弱には以上の如き事情あるを以て、心理學者リボー氏は「記憶の病症」と題す書中に於て如何なる事實は失忘し易く、如何なる事柄は失念し難きものなるかを示せり、今其記する所に據れば感情に關することは思想知識に關することよりは失念し難きものなり、例へば書物の上にて何たる興味なく讀習せし事柄に比すれば、何にても感情を動かして興味を感じし事柄は久しく忘れ難きものなり、又行爲即ち意志に關する事に至りては一層忘失せざるものなり、其他文字の記憶についても種々の研究を施し、其結果に據れば、第一に忘るゝは人名地名の如き固有名詞にして、其次は普通名詞、次は形容詞、次は動詞と失念するに前後難易の別あることを明示せり、斯の如く記憶には強弱難易の相違あるを以て、予も一の方法を以て之を試みしことあり、今左に其試験の方法及成績を掲ぐべし。

記憶力試験成績報告(明治廿一年三月九日)

余會て日本人の記憶力を試験して教育上に適用せんことを思ひ一昨年以來通信講學會會員に乞うて各地の小學中學在學の子弟に就て實試し、其成績を哲學會雜誌に掲載したることあり、今其成績に

就て哲學館生徒の記憶力を試験したれば、其方法及び結果大略を述べし。

凡そ記憶力の試験法に種々あれども、余が用ふるところは視感にて試みる法と、聴感にて試みる法の二種なり、聴感試験法は普通の文句若干を集め、之を朗讀し、試験を受くるものをして謹聽せしむるの方法を用ひ、視感試験法は普通の文字若干を集め、之を板上に書し、試験を受くるものをして熟視せしむる方法を用ふ、其朗讀に由るものを第一試験法と稱し、其板書に由るものを第二試験法と稱するなり、例へば第一試験法に用ふる所の文句は、秀吉は東洋の豪傑なり、東京に百萬の人口あり、太陽は恒星の一なり、孔子春秋を作る等の如きものなり、第一試験法に用ふる所の文字は寒見海美心等の類なり、而して其方法並に注意は左に略明すべし。

第一試験法規則並に注意○能試者一人ありて、所試者若干名を一室に集め、各々紙筆の用意を爲さしめ、座定まりて後、能試者は其豫め作り置きたる文句凡そ五十節を大聲にて朗讀し、一回讀み終れば再び始めより朗讀し、二回の朗讀終りて後、能試者は所試者をして己に用意したる紙筆を取りしめ、其文句中の記憶したるものを悉く紙上に寫記せしむべし、所試者之を寫記し終れば能試者は其紙を取り集め、文句幾節を記憶せしかを數へて、各所試者の記憶力を試むることを得るなり、○前後二回の朗讀は、務めて語韻の明瞭にして、所試者をして明かに聽得せしむることを要す、○朗讀のあひだは勿論朗讀の後と雖も、決して所試者より質問を起すことを許さず、所

試者は默聽して只一心に能試者の讀む所の文句を記憶することを務むべし、○試験の前に所試者をして決して朗讀の文句を知らしむべからず、○朗讀の後所試者をして其記憶したる文句を寫記せしむるの時間は三十分乃至一時間を以て限りとす、○所試者の列に加はるものは試験法の文句を耳にて聽きて多少了解し得べき力を有するものを選むべし、○寫記の文は必ずしも本文の如くなるを要せず、意義の同一なるものは完點を附すべし、例へば太陽は恒星の一なりと云ふを太陽は恒星なりと記るし、東京に百萬の人口ありと云ふを東京の人民は百萬なりと記すも固より完點の部に入るべし、○文句の一半を誤りて一半は正しきときは半點を附すべし、例へば拿破崙は近世の豪傑なりと云ふを秀吉は近世の豪傑なりと記るし、孔子春秋を作ると云ふを孔子論語を作ると記すときは固より半點の部に入るべし、能試者は寫記の紙を閱了して誰某は完點何程、半點何程と記載すべし、若くは半點二個を完點一個として完點の部に算入しても然るべし、○能試者は其試験毎に同一の文句を用ひざるを要す、若し毎回同一の文句を用ふるときは所試者に於て或は豫め其文句を知るの恐れあり、然るときは試験を施すも其效なし、故に若し試験を施さんと欲せば初めに用ひたる文句と相似たる他の例を取るべし、例へば秀吉は東洋の豪傑なりの代りに拿破崙は近世の豪傑なりの例を用ひ、楠氏は忠臣なりの代りに將門は逆賊なりの例を用ふるを善しとす。

第二試験法の規則并に注意○能試者は豫め視感試験法の五十字の文字を室内の黒板の面に記し、暫く其面を掩蔽し、所試者をして其室内に入れ、各々紙筆を用意せしめ、座定りて後能試者は其面の文字を所試者に開示し、一定の時間即ち五分間を経て之を拭消し、所試者をして其記憶する所の文字を紙上に寫記せしむべし、寫記の時間は二十五分乃至三十分を以て限りとす、○黑板上の文字は楷書にて大書し、所試者の目に明かに觸るゝことを要す、此試験には完點のみを附して半點を附せず。

右の方法を用ひて一府十一縣二十箇所に於て試験を施行せり、所試者の人員は第一試験法にては總計三百五十三名、第二試験法にては總計三百五十四名なり、其點數の計算表に依るに、第一試験法にては一人の平均記憶力は十八點以上にして、記憶力に長じたるものは二十八點以上、記憶力の弱きものは八點前後なることを知り、第二試験法にては一人の平均記憶力は二十三點以上にして、最高記憶力は三十五點以上、最下記憶力は十四點前後なることを知り、是れに由りて上記中記下記の表を組成することを得、其表左の如し。

試法	上	中	下
第一	自三十五點 至二十五點	自二十五點 至二十五點	自十五點 至十五點

第二 自三十點 至二十點

即ち第一試験法に於て二十五點以上三十五點以下の點數を得たるものは上等の記憶力を有するものとし、十五點以上二十五點以下の點數を得たるものを中等の記憶力を有するものとし、十五點以下五點以上の點數を得たるものは下等の記憶力を有するものとするなり、第二試験法に於て三十點以上四十點以下を得たるものは上等、二十點以上三十點以下を得たるものは中等、十點以上二十點以下を得たるものは下等の記憶力を有するものとするなり、若し第一試験法に於て、三十六點以上の記憶力を有し、第二試験法に於て四十一點以上の記憶力を有するものは最上等として格外に置くべし、又第一試験法に於て五點以下第二試験法に於て十點以下の記憶力を有するものは最下等として度外に置くべし、以上の方法及び規則に依りて今回(明治二十一年三月九日)哲學館生員六十六名の記憶力を試験したれば、其手續及び結果を左に掲記すべし。

○今回の試験に用ひたる方法は第一試験法則も聽感試験法にして、其時期讀したる文句は左の五十字なり。

- (1) 富士山は日本第一の山なり
- (2) 天下は天下の天下なり
- (3) 人は萬物の長なり
- (4) 堯舜は古の聖人なり

- (5) 東京に百萬の人口あり
- (7) 日本に儒佛神の三道あり
- (9) 醫は仁術なり
- (11) 人は智あるを以て貴しとす
- (13) 楠氏は忠臣なり
- (15) 君子は危に近かよらず
- (17) 源平以後武門起る
- (19) 秀吉は三韓を征す
- (21) 人の心は脳髓中にあり
- (23) 耶穌死して耶穌教起る
- (25) 日本外史は山陽の著す所なり
- (27) 哲學は諸學の王なり
- (29) 書は美術なり
- (31) 合衆國の第一の大統領を華盛頓と云ふ
- (32) 高野山は弘法大師の開く所なり
- (6) 水は酸素水素の二元素より成る
- (8) 拿破崙は近世の豪傑なり
- (10) 天罰通るゝ所なし
- (12) 支那は亞細亞の大國なり
- (14) 明治十年に西南の役あり
- (16) 漢の世に三傑あり
- (18) 松島は日本三景の一なり
- (20) 吉野は櫻花の名所なり
- (22) 孔子春秋を作る
- (24) 笑ふ門には福來る
- (26) 亞非利加の南端を喜望峯と云ふ
- (28) 佛蘭西は文明の中心なり
- (30) 羅馬後ちに東西に分る
- (33) 甲越兩軍川中島に戦ふ

- (34) 文武兩道は偏廢すべからず
- (36) 『テームス』河畔に倫敦府あり
- (38) 『ダーウキン』氏進化論を唱ふ
- (40) 煙草は害ありて益なし
- (42) 地球は惑星の一なり
- (44) 國會開設も近きにあり
- (46) 雨降つて地固まる
- (48) 錦を衣て郷に歸る
- (50) 西洋の學問は三百年前より起る
- (35) 農は國の本なり
- (37) 地球の三分の二は海なり
- (39) 地利は人和に若かず
- (41) 英國の領分に日の没したることなし
- (43) 文化文政の間に學者輩出す
- (45) 印度に比馬拉亞山あり
- (47) 『スペンセル』は近世の哲學者なり
- (49) 日本の外に佛教なし

右の試験法に於て各得たる所の點數左表の如し。

得點	人數	得點	人數
十三	一	十六	一
十九半	一	二十	四
二十半	三	二十一半	三
二十二	一	二十二半	一

(20) 吉野は櫻花の名所なり	五十	〇	五十
(32) 高野山は弘法大師の開く所なり	四十九	二	五十
(47) 『スベンセル』は近世の哲學者なり	五十一	二	五十二
(45) 印度に比馬拉亞山あり	四十八	十一	五十三半
(13) 楠氏は忠臣なり	五十四	〇	五十四
(49) 日本の外に佛教なし	五十四	一	五十四半
(27) 哲學は諸學の王なり	五十五	二	五十六
(1) 富士山は日本第一の山なり	六十五	〇	六十五

之を前に掲けたる表に照せば左の結果を得るなり。
 最上の記憶力を有するもの四名
 上記のもの四十名
 中記のもの二十一名
 下記のもの一名
 若し又五十節の文句に就て其答を得たる數を擧ぐれば左表の如し。

文句

完點

半點

合計

點數總計千八百零四點半	四十六	一	最高者四十六點最下者十三點	一
此平均數一名二十七點三の割合	三十七	一		一
	三十五	二		二
	三十三半	三		二
	三十二半	二		一
	三十一	二		二
	三十	二		二
	二十九	二		二
	二十七半	三		三
	二十六半	一		七
	二十五半	二		一
	二十四	二		二
	二十三	二		

- (22) 孔子春秋を作る 三十八 五 四十半
- (5) 東京に百萬の人口あり 三十三 十四 四十
- (44) 國會開設近きにあり 三十九 二 四十
- (50) 西洋の學問は三百年前より起る 三十六 六 三十九
- (38) 『ダーウキン』氏進化論を唱ふ 三十三 九 三十七半
- (16) 漢の世に三傑あり 三十五 四 三十七
- (41) 英國の領分に日の没したることはし 三十五 四 三十七
- (28) 佛蘭西は文明の中心なり 二十九 六 三十二
- (43) 文化文政の間學者輩出す 二十七 五 二十九半
- (7) 日本に儘佛神の三道あり 二十八 二 二十九
- (9) 醫は仁術なり 二十八 一 二十八半
- (12) 人の心は腦髓中にあり 二十七 二 二十八
- (4) 堯舜は古の聖人なり 二十四 七 二十七半
- (40) 煙草は害ありて益なし 二十五 〇 二十五
- (37) 地球の三分の二は海なり 十九 十 二十四

- (24) 笑ふ門には福來る 五十 〇 五十
- (33) 甲越兩軍川中島に戦ふ 四十五 九 四十九半
- (23) 耶穌死して耶穌教興る 四十八 二 四十九
- (36) 『テームス』河畔に倫敦府あり 四十一 十三 四十七半
- (14) 明治十年に西南の戦争あり 四十六 二 四十七
- (46) 雨降りて地固まる 四十六 一 四十六半
- (31) 合衆國の第一の大統領を華盛頓と云ふ 四十四 七 四十五
- (6) 水は水素酸素の二元素より成る 四十一 四 四十四半
- (8) 拿破崙は近世の豪傑なり 四十二 一 四十四
- (18) 松島は日本三景の一なり 四十三 四 四十三半
- (2) 天下は天下の天下なり 四十二 三 四十三
- (12) 支那は亞細亞の大國なり 四十一 四 四十三
- (26) 亞非利加の南端を喜望峯と云ふ 三十七 十 四十二
- (25) 日本外史は山陽の著はす所なり 四十一 〇 四十一
- (19) 秀吉は三韓を征す 四十 二 四十一

(42)地球は惑星の一なり	二十二	二	二十三
(3)人は萬物の長なり	二十二	一	二十二半
(17)源平以後武門起る	十八	八	二十二
(30)羅馬後に東西に分る	十八	五	二十半
(11)人は智あるを以て貴しとす	二十	〇	二十
(29)書は美術なり	十八	三	十九半
(48)錦を衣て郷に歸る	十八	二	十九
(94)文武兩道は偏廢すべからず	十七	二	十八
(15)君子は危きに近よらず	十	〇	十
(39)地利は人和に若かず	八	四	十
(35)農は國の本なり	七	二	八
(10)天罰遁るゝ所なし	五	一	五半

以上の表は五十節の文句中、其最も多數の答を得たるものより其最も少數の答を得たるものを順次列記したるものなり、此表に就て之を考ふるに、人の記憶力の強弱は種々の事情に由ること明かなり、先づ第一に記憶力は意向の事情に由り、第二に習慣の事情に由り、第三に連想の事情に由るもの

なり、即ち我が意志の向ふ所及び注意の歸する所のものは記憶し易く、之に反するものは記憶し難きの事情あり、又數回經驗見聞したるもの、及び自ら平常の習慣としたるものは記憶し易く、之に反するものは難きの事情あり、又思想上連絡の強くして想起し易きものは記憶し易く、之に反するものは難きの事情あり、今掲ぐる所の表に照すも此事情の存するは明かに知ることを得べし。

先づ富士山は日本第一の山なりと云ふの文句は、朗讀の第一番の文句なるを以て人の注意を置くこと最も多く、且つ其事たるや我々が常に習慣とする所のものなるを以て其答を得たる數最も多きなり、次に哲學は諸學の王なりと云ふの文句は、所試者の修むる所のもの即ち哲學にして哲學と云へる語は平日習慣とする所なるを以て是れ亦た多數の答を得たるなり、次に吉野は櫻花の名所なりと云ふ文句は、之を松島は日本三景の一なりと云ふの文句に比するに、其得たる所の答の數甚だ多きは連想の事情に由ること亦明かなり、何者其試験を施行したる當日の時節と云ひ天氣と云ひ櫻花の思想を想起し易きが故なり、之に反して答數を得たること少なきものは皆意向習慣連想の事情に反するものなり、即ち天罰遁るゝ所なし、農は國の本なり、地利は人和に若かず等の文句は之を他の文句に比するに格別注意を引く程のものでもなく、平常習慣とする所のものでもなく、又思想の連絡強きものにもあらず、是れ其答數を得ること少なき所以なり、又此試験の成績によりて人の性質職業等も、多少知ることを得るなり、先づ第一に五十節の文句中、哲學に關する文句、即ち哲

學は諸學の王なり、「スペインセル」は近世の哲學者なりの文句は其答數を得ること多きは、全く所試者の平常修むる所の學科哲學なるに由る、第二に所試者中に宗教家若くは宗教思想を有するもの多き所以は宗教に關する文句の答數を得ると多きを見て推知するを得べし、即ち日本の外に佛教なし、高野山は弘法大師の開く所なり、耶穌死して耶穌教興るの文句は其得たる所の答數之を他の文句に比するに甚だ多きを以て、所試者の其心を宗教に用ふることを知るなり、第三に所試者中に以前の漢學教育を受けたるもの少なきと亦た推知するを得、即ち地利は人和に若かず、君子は危きに近かよらず、錦を衣て郷に歸る等の如き漢語の諺に類するものは其得る所の答數他の文句に比するに大に少なきの結果あるを以て、漢語の教育を受けたるもの少なきを知るべし、其他農は國の本なるの文句は其答數最も少なきにより之を視れば、所試者中農夫なきを推知すべく、煙草は害ありて益なしの文句は其答を得る稍少なきを見て、所試者中過度に煙草を好むもの、或は非常に煙草を嫌ふもの、亦た稍少なきを知るべし、又亞非利加の南端を喜望峯と云ふ、英國領分に日の没したるとなし、佛蘭西は文明の中心なり等の地理上に關したる文句は其得る所の答數甚だ多からざるは、所試者中地理書に熟するもの少なきを知るべし、名稱の聞慣れざるもの及び文句の長きものは記憶し難きものなるを以て、「ダーウキン」氏進化論を唱ふ、文化文政の間學者輩出す、羅馬後ちに東西に分る、書は美術なり、等の文句は其答數を得ると少なし、而して又其名稱聞慣れずして且つ文句

の長きが故に却て過分の注意を其上に與へて記憶し易からしむるの事情あるを以て、合衆國の第一の大統領を華盛頓と云ふ、水は酸素水素の二元素より成る、「テームス」河畔に倫敦府あり等の文句は答數を得る之を他の文句に比するに大に多きを見るなり、獨り西洋の學問は三百年前より起るの文句は最も記憶し難きもの、様にして却て其答を得ると多きは、是れ其文句の朗讀の最後にありしに由ると明かなり、即ち最初の文句と最後の文句は人の注意を引くと強ければなり。記憶は連想の事情に由るとは前に既に述べる所なるが、其連想には文句の外の事情と、文句との間に生ずるものと、文句中に生ずるもの、二種あり、例へば當日の時節天氣を見て吉野の櫻花を想起するは其の所謂文句外のものと文句との間の連想なり、若し文句中の連想を云へば、古野は櫻花の名所なりの一句より松島は日本三景の一なりの他句を想起するの類を云ふ、是れ松島と吉野は日本國中の有名地名なるを以て其間に自然に思想の連合を存すればなり、之を心理學にては類同連想と云ふ、即ち思想上同類のもの、連合なればなり、若し又拿破崙は近世の豪傑なりの一句より秀吉は三韓を征すの他句を想起し、「スペインセル」は近世の哲學者なりの一句より「ダーウキン」氏進化論を唱ふの他句を想起するが如きも類同連想に由るものなり、余試験紙を檢閲するに此類同連想に由りて記憶するもの多きを知る、即ち其の紙上に楠氏は忠臣なりの句の次に秀吉は三韓を征すの句あり、富士山は日本第一の山なりの句の次に印度に比馬粒亞山ありの句あり、佛蘭西は文明の中心

なりの句の次に英國の領分に日の没したるとなしの句あるを見るは類同連想に由りて想起したるに明かなり、又連想には附近連想と稱するものありて、附近連想とは一事物の思想より之に接近附着したる者を想起するを云ふ、是れ大に記憶上に關係あるにして、朗讀第一番に富士山は日本第一の山なりとあり、第二番に天下は天下の天下なりとあれば、其附近したる順序に由りて記憶し、富士山の句の次に天下の句を寫記するもの多きを試験の紙上に於て見たり、是れ文句と文句との間の附近連想なり、而して支那は亞細亞の大國なり的一句より印度に比馬拉亞山ありの句を想出するが如きは、其兩國の地位接近したるより連想を生じたと亦た疑を容れず、是れ文句と文句との間の附近に非ずして事實上の附近なり、次に半點の起る所以は、一は其文句の聞慣れざるものにして判然記憶し難きより起り、二は文句の長くして記憶し難きより起り、一は一文句中の賓辭と主辭の二者の中一は記し易く一は記し難きの不均あるより起り、一は主辭に連結したる思想至りて多くして記憶し難きより起る、先づ東京に百萬の人口ありの一句は半點の最も多きものなり、其半點の多きは東京と云ふ主辭に接続したる賓辭の思想至りて多く、且つ百萬と云ふ數語の記憶し難きより起る、次に『テームス』河畔に倫敦府あり、『ダーウキン』氏進化論を唱ふ等の句は、其賓辭なる倫敦府及び進化論は記憶し易しと雖も、其主辭なる『テームス』河畔及び『ダーウキン』氏の語は所試者の聞慣れざるものなるを以て記憶を誤り完點を得ざるに至るなり、又合衆國の第一の大統領を華

盛頓と云ふ、水は水素酸素の二元素より成る等の句は、其文句長くして全文を記憶し難きより半點を得るもの多きに至るなり、之に反して楠氏は忠臣なり、笑ふ門には福來る、松島は日本三景のとなり、雨降りて地固まる等の文句は平常聞慣れ且つ唱へ慣れたる語にして、主辭と賓辭の連合強きを以て主辭を發すれば直ちに賓辭を想起するに至る、是れ其句に半點を得るもの少なき所以なり。次に記憶の過失の起る所以は多くは連想の誤りより生ずるものなり、例へば日本に儒佛神の三道ありの文句を聞きて、支那に孔儒の二教ありと答へたるものを試験紙上に見受けたり、是れ全く支那と日本との連想を誤りたるものなり、又印度に比馬拉亞山ありの文句を聞きて、比馬拉亞山は世界第一の高山なりと答へたるものあり、是れ比馬拉亞山のみを記憶して之に就て生ずる所の思想を記せしものなるか、或は比馬拉亞山と富士山との間に連想の誤りを生じて、富士山は日本第一の山なり印度に比馬拉亞山ありの兩文句を混同したるに由るものならむ、斯くの如く混同して誤りを生じたるもの亦試験紙上に多く見る所なり、例へば某生の試験紙上に孔子は古の聖人なりと答へたるは、堯舜は古の聖人なりと孔子春秋を作るの句を混同したるに由る、又秀吉は近世の豪傑なり及び亞細亞の中央に支那あり等の答を見たるも亦全く他の文句と混同したるに由る、其他學問は幸福を生む母なり、『ソクラテス』は哲學者なり等の答は文句中の賓辭か主辭の一名詞のみを記憶して他は自ら連想を以て補ひたるに由るなり、又全く本文と反對したる答を與へしものあり、是れ亦

連想の誤りにして、連想には類同連想、附近連想の外に背反連想と云ふものあり、背反連想とは全く反對したる事物を想起するを云ふ、即ち試験紙上に地球の三分の一は陸地なりとあるを見たるは、地球の三分の二は海なりの背反連想なり、天下は天下の天下にあらすと記るせしを見たるは天下は天下の天下なりの背反連想なり、其の他連想の誤りに就て最も奇なるは、試験紙上に山高きが故に貴からずの句を記載したるもの多きは是れなり、山高きが故に貴からざるの句は朗讀の文句中に見ざる所のものにして、所試者の之を記憶したるは全く人は智あるを以て貴しとする句より思想上連起したるに由ること明かなり、其の外論理學に所謂の沈意の過失より生じたる誤りあり、例へば書は美術なりを誤りて詩は美術なりと記せしものあり、是れ詩と書と音相近きより生じたる誤りなり、又吉野は櫻花の名所なりを誤りて吉野は王華の地なりと記せしものあり、是れ櫻花と王華の音相同じきに由る。

記憶力試験第二回(三月十四日)

此第二回の試験に用ゐたる方法は、前に掲げたる第二試験法則に視感試験法にして、其時板上に書したる文字は左の五十字なり。

樂、孫、於、來、雪、土、開、流、拜、雞、哲、降、草、固、進、陰、法、我、青、仁、更、江、高、忘、屋、思、羽、暮、炭、源、兼、哉、話、羊、枯、彦、音、梅、足、照、命、震、勝、由、卷、夫、面、物、則、百

此試験法によりて各得たる所の點數及び所試者の員數左表の如し。

點數	人員	點數	人員
四三	一	四二	一
三五	二	三四	一
三三	二	三二	一
三一	二	三〇	四
二九	四	二八	二
二七	二	二六	一
二五	三	二四	三
二三	五	二二	四
二一	四	二〇	四
一九	三	一八	二
一七	二	一六	一
一五	四	一二	一
點數合計	六百二十二	人員合計	六拾三名
平均點數	二拾四、九	最高點數	四拾三
最上記	二名	下記	拾七名
中記	三拾二名		
		最下點數	拾二

門部學育教

(61)	(58)	(55)	(52)	(49)	(46)	(43)	(40)	(36)	(33)	(30)	(25)
二六	三三	三九、五	二九	二九、五	二七、五	三三、五	二〇	二三	二九、五	三一	二七
	四三	二八	二五	二〇	三三	三四	三〇	一五	二九	一八	三一
(62)	(59)	(56)	(53)	(50)	(47)	(44)	(41)	(37)	(34)	(31)	(28)
	二一、五	三四	三〇	三五	三四	二四	二三、五	二〇	二五、五	三〇、五	二六
	二三	二九	三五	二四	三〇	二〇	二三	三〇			二三
(63)	(60)	(57)	(54)	(51)	(48)	(45)	(42)	(38)	(35)	(32)	(29)
二四	三七	二〇	二六、五	二一、五	三六	二五	三二、五	二六	二二、五	二〇、五	二六、五
	一七	三四	二一	二二	三一	二五		二三	二二	三四	

篇 養 教

(22)	(19)	(16)	(13)	(10)	(7)	(4)	(1)	番号	試験	第一	試験	第二
二〇、五	二八、五	二二	三三	三三、五	二六	二〇、五	三一	番号	試験	第一	試験	第二
二七	二六		三三	二四	二三	三五	二二	番号	試験	第一	試験	第二
(23)	(20)	(17)	(14)	(11)	(8)	(5)	(2)	番号	試験	第一	試験	第二
二七、五	二七	二六	二六	二八、五	三三、五	三二、五	三二	番号	試験	第一	試験	第二
一五	二〇	二五	二九	二一	三四		三二	番号	試験	第一	試験	第二
(24)	(21)	(18)	(15)	(12)	(9)	(6)	(3)	番号	試験	第一	試験	第二
四六	一三	二〇	二六	三三、五	一九、五	二七	二〇、五	番号	試験	第一	試験	第二
					二八	三四	二二	番号	試験	第一	試験	第二

第一試験法と第二試験法との比較左表の如し、但し其表中掲ぐる所の番号は所試者の番号にして第一試験法に於て若干點を得たるものは第二試験法に於て幾許の點を得たるやを示すものなり、若し第一試験法に出席して第二試験法に缺席したるものは第一試験法の點数のみを擧ぐるなり。

順次に因て記憶したるに因る。

次に試験紙上に見る所の誤字は又連想の誤りより生ずるもの最も多しとす、例へば五十字中になき家登見水等の字見えたるは連想の誤りにして、見の字は聞の字の連想より起り、家の字は屋の字の連想より起り、水の字は江の字の連想より起りしものならん、此類は連想中の附近連想と類同連想より生ずるものなり、之に反して登の字の如きは降の字の背反連想より來り、白の字は青の字の背反連想より來るものなり、其他字形の似たるより生ずる所の誤りあり、是を論理學にては字形の背意と云ふ、例へば試験紙上に震勝隆等の文字見えたるは、震勝陰の字の字形相似たるより生じたる誤りならん。

次に第一試験法の平均数と第二試験法の平均数を對照するに、第二試験の方少数なるを見る、普通の記憶力にては第二は第一より記憶し易き道理なれども、今回施行の試験に於ては其反對の結果を得たるは所試者の上に於て然るべき事情なかるべからず、凡そ人の記憶は少時に強くして長じて衰ふと云ふと雖も、少時の記憶は意義を有せざるものを記憶するのみにて連想に因て記憶すること少なし、而して連想は年の長じたるものに限る、連想の記憶とは從來有したる思想と結合連絡して記憶するものにして、經驗多く思想に富みたるものは連想上記憶すること甚だ容易なり、然れども年の長ずるに従ひ種々の思想腦中に積集して、意義を有せる文句の如きは却て記憶し難きものなり、之

に反して少年のものは經驗に乏しく思想に富まざるを以て、舊想の現時の記憶を妨ぐることなく、從つて連想の記憶を要せざる單純の文字の記憶は却て易しとする所なり、是れ今回の試験に於て第一の平均数第二の平均数より多き故なり、即ち今回の所試者は年齢大抵二十以上三十以下のもの多くして二十以下のものは少なきを以て意義を有する文句の記憶は却て易く、意義を有せざる文字の記憶は却て難きなり。

前に與へたる第一試験、第二試験點數の比較表によるに、兩試験に於て得る所の各人の點數は過分の差違なきが如し、是れ一方に記憶強きものは他方に強き規則あるによる、而して其中往々異なるるを見るは文字の記憶力との間に強弱の不同あるによる、則ち意義なきものを記憶する力と意義あるものを記憶する力に不同あるに因るなり。

以上は主として記憶の常態に就て述べしものなるが、是より更に記憶の變態に就て講述する所なかるべからず、奈何となれば此變態は變式心理學即ち妖怪學の攻究に必要なるものなればなり、抑も記憶と失忘との事に關しては種々の異説ありて、未だ一定せる説あるを聞かず、或は曰く一旦腦中に把住したるものは決して失念することなし、之を譬ふれば猶ほ石を水中に投じたるが如し、縦ひ外面よりは之を看ることを得ずとも、必ず水底に存して消滅することなし、記憶も亦た斯の如く決して忘失することなければ、若し相當の事情に會するときは之を再現せしむることを得べしと、或は曰く吾人

の肉體上に傷害を受くるときは、如何に時日を経過して微小となるにもせよ、必ず多少の痕迹を皮膚に留むるものなり、記憶も亦之と等しく、一度吾心内に投じたる印象は永く留存して失することなしと、蓋し道理上より論ぜば或は此等の説の如くならんと雖も、今之を事實に照して考ふるに大に然らざるものあり、即ち一度印象したる事柄も決して永く記憶に現はれざることあり、又前時には明白に記憶に浮びたるものにして、後日に至りて想起し難きことあり、例へば少年の際に経験せし事の老後に及びて想起せざるものあるが如し、是に於ては右の説に反して、記憶は時間の経過によりて全く消滅に就くものなりと論ずる人あり、今此等の兩説に就て、果して孰れが是なるかを決するは頗る難事なれども、乞ふ左に予が意見を講述して、其真相を解明すべし。

願ふに外界より吾人に與ふる刺激中には、吾心に覺知するものと覺知せざるものとあり、吾人日々経験に於て種々の音響、雑多の形色は絶えず吾耳目を衝動すと雖も、此等の無数なる刺激中にて吾意識上に覺知せらるゝものは極めて少數なり、吾人若し一方に向ひて注意力を聚むるときは、他方の刺激は更に感知せざるものなるが故に無数の刺激ありとも、明に覺知するものは其中の二三に過ぎざるなり、而して其覺知せざる外界の刺激と雖も、吾耳目に觸れたるものは必ずや心内何れの部にか其印象を留むること明なり、而かも斯の如き印象は盡く記憶に現はれざるものなり、然れども右の如く無意識の際に得たる印象と雖も、決して記憶に存せずとは云ふべからず、奈何となれば前時には毫

も認識せざりし刺激にして後日に至り往々之を回想することあればなり、但明瞭に記憶に現はれ得べき事は必ず曩に意識注意の上に表はれたる印象ならざるべからざるは明なり、又一度記憶に留りたる事は決して失念することなきを證すべきものあり、即ち久しく失念したりと信ぜし事柄にして、或は一時偶然の事情により再發することあり、或は夢中に現はるゝことあり、或は一種の病症によりて再現することあり、若し夫れ平常吾人の記憶上に現はれざる事を以て全く消失せしものとせんか或は夢中、病症なりとも、又は偶然の事情ありとも、何ぞ再現すべき理あらんや、斯の如く久しく失念したりしことの再起に就ては、頗る興味ある有益の事例あれば左に之を列擧し併せて記憶上種々の變態の實例を揭示すべし。

ドクトル・ラッドクリフ氏の記する所に據れば一兒童あり、其兩親は英國人にして獨逸國に住し同じく獨逸人の保母を用ひしが故に、該兒は英語并に獨逸語を習得し毫も之を混同することなかりき、されども必ず之に向ひて談話する人の言語と同一の語を以て答ふることを常となせり、即ち現に英語を以て受けたる事柄と雖も之を保母に傳ふるに當りては獨逸語にて語り再び兩親の許に歸るに及び保母と奈何なる事を語りしかを問はるゝときは必ず英語にて答へ更に保母の語りし儘の言葉を尋ねらるゝも其答辯依然として變することなし、然れども之に反して獨逸語にて問はるゝときは同じく獨逸語にて答へ決して英語にては語ること能はざりき。

又カーペンター氏の知れる一兒童あり、父は佛人にして母は英人なりしかば其成育する際父とは佛語、母とは英語にて談話する習とはなれり、然るに或夏父と與に暑を瑞西に避け數週の間は全く佛語にて相語れるのみなりしが、一日父と共に逍遙せるに方り、英人の知友に遭遇し英語を以て語らるゝや更に答ふる能はず、而かも佛語にて問はるゝときは直に之に應ずることを得たり、是を以て父は其兒の全く英語を忘失せしやを慮りしに、本國に歸るに及びて母と英語を以て旅行中の事柄を談ること舊の如くなり云ふ。

「ウェールス」人の一老僕あり、年壯にして故國を去り、五十年の間或る英人の僕たりしかば、全く其本國語を忘失し、會々その親族の訪ひ來りて「ウェールス」語にて語らんとするも決して之を會得すること能はざりき、然るに年七十にして熱病に冒されし時は、其讒語中に於て流暢に「ウェールス」語を發したりと云ふ。

コレリッヂ氏の記する所に曰く、日耳曼の羅馬舊教の一都府に一少婦人あり、固より少しも讀書する能はざるものなりしが、其熱病に冒されし後は拉甸、希臘及び希伯語を發せしかば僧侶等は之を魔憑ならむと云へり、さて其狂語を盡く書記し、に、其一々は皆文章を成せりと雖も、而かも其間には毫も連絡あることなし、而して其中二三の希伯語に係れるものは、正に經典より出しものにして、多くは「ラッピン」語なりしが如し、抑も此婦人は性素朴にして且つ熱病に罹れること疑ふべからざるが故は、此現象の詭欺に出しものならざること明なり、斯くて久しき間之を魔憑と做すより外に解せむ術なかりしが、遂に一醫師の盡力に由りて此秘密を明にすることを得たり、即ち該醫師は婦女の経歴を探究せむと決し、漸くにして左の事實を得たり、即ち該婦は九歳の時新教の一老牧師に養育せられ其死するまで其家に寄寓せしが、此老牧師は希伯語學に練達せし人にして生平厨房に向ひし邸内の通路を逍遙徘徊しつゝ、其書を高聲に誦讀することを常とせりとぞ、乃ち其書を閱せしに、果して希臘及び拉甸教文の著書數卷並に「ラッピン」語文集ありて、婦人の發語は全く此等より出しことを疑ふべからざるに至れりと、「ドクトル・アペルロンビー」氏の記する所に曰く一人あり其頭腦を害したるが爲め、昏憊して病院に在りしが其半復せる際病院中の何人にも解し難き言語を發せり、依りて熟々之を究むるに及び、其言は「ウェールス」語にして、該人は既に三十年の間故國を去り、現今の事變ありしまでは全く其本國語を忘失したりしことを發見せり、然れども其全癒するに及びては再び「ウェールス」語を忘却し、又從前の如く英語に復せりと云ふ。

又同氏の報する所に曰く、一童子あり、四歳にして頭蓋骨を析裂し、爲めに鑿開の手術を受くるに至れり、童子は此時全く昏憊の狀に在りしが故に其全癒するに及びては、斯の如き災害并に手術を受けたりしことを更に記憶せざりき、然るに十五歳の時熱病に罹りしが、讒語の際嘗て己の受けたる手術、及び當時此處に臨場せし人々につき、其服裝に至るまで、其他詳細の事項を母に物語れり、

而して此童子は平常未だ嘗て之に説及せしことなく、又他より右の状況を聞きたるが如きことなかりしと云ふ。

サー・エッチ・ホルランド氏曰く、余は同日にハルツ山の二深坑に降り、各々數時間づつ留りしが、其第二坑に在りし際、余は疲勞と飢餓とによりて全く困憊し、余に伴へる獨逸人の監督者と對話せむと欲するも能はざるに至れり、是れ獨逸語の言辭及び語句は余の記憶を脱して、遂に之を想出すこと能はざりければなり、而して坑を出でて酒食を取り、休憩せし後、漸く再び右國語を回復することを得たりと。

カーペンター氏の記する所に曰く、ハンサルド氏は幼時の印象を記憶するを以て著しき人なるが嘗て其妻兒を携へ四輪車を驅りて他に往ける際、其馬匹驚奔して之を制御するに能はず、終に馬車は牆壁に衝突せしかば、氏は車上より倒下して痛く頭腦を激打せり、既にして漸く心地を回復するに及び、此事變に先てる一切の事柄を全く忘却し、唯記憶せることは、現場を去ること二哩許の處に於て己の知友に遭遇せしことのみ、遂に後日に至るも當時己が馬を制せんと努力せしこと、及び妻兒の奈何に恐惶せしかを想出することなかりしと云ふ。

フィラデルフィア府に於ける「ルーテル」教派の一僧侶の言ふ所に據れば、其教會中には多數の獨逸人及び瑞典人ありしが、其將に死せんとする臨終の際には、其本國語にて祈禱するを常とせり、

而かも此等の人々中の或者は、正に五六十年の間は平日毫も其本國語を以て談話せしことなきものなりと云ふ。

ドクトル・アベルクロムビー氏が、有名なる俳優の實驗なりとして記する所に據れば、此俳優は嘗て他の俳優の疾病に罹りたるより、自ら代りて之に當らんがため、數時間にて一の困難なる役目を準備せざるを得ざるに會せり、乃ち此俳優は實に短時間にて之を習得し巧に演ずることを得たり、然るに之を演じ了りし後は、直に全く忘却して毫も其跡を留めざるより、數日の間相繼ぎて同一の人物に扮せしにも拘らず、十分に之を練習する邊あらざりしかば、毎日の之を演ずるに先ちて新に準備の勞を執らざるを得ざりき、後人あり優に向ひて、其初め此役を演ぜしときに奈何なる心作用を使用せしかを問ひしに、俳優は余は全く面前に於ける觀者を顧みずして、唯予の眼前には、之を學びし所の院本の紙葉より外には一物をも現存せざるもの、如くなりき、故に或事情よりして此幻影を妨碍することありたらんには、予は直に此所作を停止して又爲すべき所を知らざりしならんと答へしと云ふ。

又記憶の錯誤につき好事例あれば左に掲ぐ。
ミス・コッペ氏は曰く、予は曾て尤も謹慎公明なる一婦人が予に机轉につきての舊談話をなし、時一人も机より「ヤード」(三尺許)以内に座せしものなかりしに、机は自ら運轉したることを確説

せるを開けり、予は此事實を聞きて大に訝りしかば、婦人は己が言の十分に眞實なることを信ずれども、尙ほ十年前に此事件を書せし所の日記を示さんことを約せり、乃ち其日記を閲せしに、机は六人の手を其上に置きしときに廻轉したり、と明に記載しあるを發見したり、蓋し婦人の記憶は凡べて其他の點について嚴密に正當なることを證せしかば、十分に之を信用せしに、獨り此點に於ては圖らず婦人をして失錯せしめしものなりと。

一紳士曰はく、予の學校に在るや幾何學上の問題を解釋することを好みしが、嘗て一問題の予を窘しめしものあり、千思萬考すれども遂に解すること能はず、其後屢々反復して之を試みしかば、之につきて構造せし圖形は實に予の心中に永續するに至れり、數年の後暫時此問題を放置せしが、一夜予が弟子の一人の爲めに暗號を畫きて解答を求めつゝ、午後三四時の頃に及び大に歡を盡して眠に就きしに多年の間苦心せしも終に得ざりし右問題の解釋は、俄に閃然として予が心内に煥發し來れり、而して此解釋の祕密は單に構成せし圖形に瑣小の添加をなし、のみの事なりき、予は此成績を得て奇異の念に堪へず、宛も予は此祕密を通じたる不可思議の靈體の面前に在るものゝ如く覺えず震慄したりと。

又先哲叢談に以上に類せる一例あり、即ち(舜水明國浙江の人、亂を避けて歸化して水府に客たり)歸化して年所を歴、倭語を能くす、然して其の病革なるに及ぶや、遂に舞語に復して則ち侍人了解す

ること能はず、と、以て記憶の状態を推知すべし。

之を要するに、外界より吾人に與ふる印象は、吾注意、意識の有無に關せず時々刻々極めて夥しきものにして、此等の印象は多少吾心内に述べを留むること疑ふべからずと雖も、吾人の心内に於ける意識の範圍は限りありて、其範圍内に現はるゝものは夥多の貯藏せる印象中の最も強く最も明瞭なるものゝみなり、即ち心内には一種の優勝劣敗の如き作用行はれて強大明瞭なるものゝみ意識に現はれ、記憶と爲るものなり、是に於てか意識と無意識との別を生ずるに至る、然るに或事情にありては右の場合と反して、強大明瞭なるものは意識に現はれずして、微弱朦朧なる印象の却りて意識内に明現することあり、是れ變式即ち妖怪心理學の専ら考究すべき所なり、奈何となれば、平常如何に心力を注ぐも想起し難き事にして、夢中或は病中に忽然現出し、恰も神佛の告知に出るものゝ如き觀あるより此種の記憶について種々奇怪の想像を起し、世俗の迷信を成すに至りたれば、之を講究説明するは妖怪學上最も必要なればなり、是の故に記憶と失忘との關係に就ては、一旦記憶したるも果して必ず失念することなきかは、容易に斷言し難しと雖も、實際上久しく想起し難かりし事を以て直に消失したりとは謂ふべからず、寧ろ以上述べし所に由りて之を觀れば、前時に吾意識によりて覺知したる印象は縱ひ其後意識内に現はれざりしにもせよ、必ず心内に把住して消失せざるものと見て可なり、否無意識に感受せし印象と雖も等しく保持せらるゝことありと謂ふべし、但し時間の経過するに隨ひて

右等の印象の漸々微薄と爲ることは、是れ亦疑ふべからざる事實なりとす。

次に記憶の變態の一例として、記憶の誤謬及び二重の記憶に就て一言せざるべからず、抑も記憶の誤謬の起るは同じく亦種々の事情に基くものにして、其中、主なる記憶の誤謬は聯合の誤より生ずるものなり、凡そ人の一事を記憶するは單獨に把住するにあらざりて、必ず他の事物觀念と連帶して記憶するものなり、然るに一事と連帶する諸觀念の間に往々混雜を生じ、或は特別の事情に因りて其聯合を誤認し或は又其聯合したる觀念の一二を失念したるが爲に、全然異りたる若くは誤れる聯合を惹起するとあり、是れ記憶の誤謬を生起する所以なり、例へば或紳士が獨逸國に遊びし時の一奇話なりとて人の傳ふるものあり、即ち此紳士は未だ獨逸語を解せずして伯林に遊び、一日人に伴はれて旅館を出でしが、其案内者は馬車を喚ばんとして『ドロシケ(雇馬車の義)』と連呼するを聞きたり、然るに紳士は當時此語を『ドルスケ』と聽取し、我邦語『クモスケ』の之に類似するより之と連帶して記憶したりき、斯くて數日の後に單身旅館を出でしが、此回は自ら試に馬車を雇はんとして曩日の言語を回想し、漸く之を想起せしも、遂に其聯合を誤りて『クモスケ』と連呼し圖らず一笑話を遺したりと云ふ、斯の如きは人々の多く經驗する所なり、又二重に記憶する誤謬とは、一事に就て斯々なりと記憶すると同時に、又熟考ふるに斯々に非ざるが如くに記憶せられて、其是非を辨じ難きを云ふ、例へば自身の朋友の年齢を考ふるに、己よりは年長なりと記憶すると同時に、又年少な

りとの記憶を現するが如き是なり、斯の如き誤謬も、種々の觀念と連帶して一事を記憶せしに、其後他の事實と混同したるが爲に、二様の相反する事を記憶するが如き奇態を現するに至りしものなり。第二十二節(記憶術の歴史) 以上叙述せし所は記憶其物に就て其性質及び事情を述しものにして未だ所謂記憶術なる者に論及せざりき、依りて是より記憶術に就て講述せんとす、抑も記憶術なる者は人の工夫或は適宜の方法によりて記憶力を養成する方術なり、既に前に述べしが如く、記憶は種々の事情によりて發達し、其強弱明暗は皆然るべき原因事情ありて存する者なる上は、若し其中に就て記憶を助勢すべき事情を發達せしめ、之を障碍する原因を除くときは、人の工夫によりて該能力を養成し得べき理なり、是れ記憶術の由て起る所以なりとす。

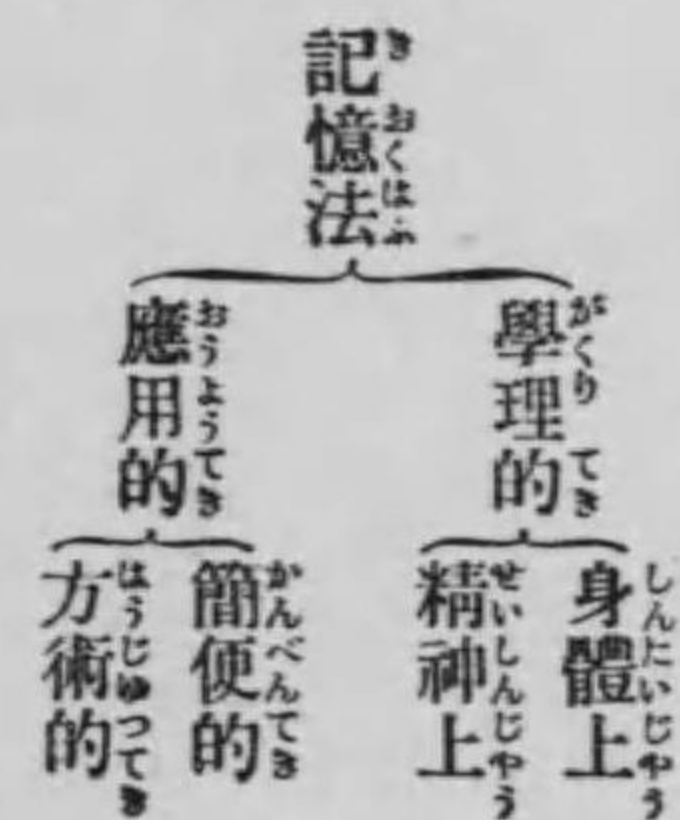
今先づ記憶術の歴史沿革を考ふるに、西洋にては頗る古代より此術を講ぜしものあり、之を『ネモニツク』と稱す、其語は元と希臘語にして、即ち記憶術の義なり、此術の發明者は紀元前五百年代希臘の一詩人シモニデス氏なりと云ふ、其由來を尋ぬるに、或日一大宴會あり、シモニデス氏も其席に列したりしが、未だ宴の終らざるに先ち或事故ありて其席を辭せしに、如何なる原因にやありけん、忽ち全厦轉覆して滿堂の賓客盡く壓死するの慘狀を演出せり、後其屍體を検するに孰れも體軀粉碎して其何人なるか一々之を辨別すること能はざりしが、幸にもシモニデス氏は曩に此席に在りて人々の座位を記憶し居り、甲の柱下には誰々あり、乙の窓下には何某の座を占めしことを告げしかば、茲

に初めて人々を辨知することを得たりと云ふ、是れ即ち記憶術の濫觴たりしものにして、蓋し氏は座位によりて人々を記憶したるものなり、言を換へて云へば、其記憶法は記憶すべき事物に接近せる周囲の事情に因りて記憶したるものなり、然れども其方法たるや未だ所謂記憶術と稱すべきほどのものにはあらず、是れ蓋しシモニデス氏の記憶力の生來甚だ強かましに由れるものと看做して可ならむ、其後羅馬に至りては記憶術を公會演説に利用し、其演説の順序を一々記憶に留め置きて之を活用する方法を講じたり、即ちシセロの如きは其首唱者なりき、此羅馬時代に用ひし方法は想像上に記憶する手段を案出する者なり、例へば吾人の心内に想像上一大家を構造し、其家内の各室或は窓、壁、像、家具、調度等に記憶すべき事物を連帶結合して記憶する方法なり、若し此の如き一家にて不足なれば更に他の一家を増設し、或は二三家を増して、宛も想像上に一の都邑を造出し、其各處に記憶すべき事物を配付するものなり、此方法は近世紀に至りて大に發達し、更に種々の方法を工夫考出し、遂に第十七世紀には伊呂波と数字とを用ひて記憶する方法を發見せり、此發明者はウインケンマンと名くる人なり、又當時哲學者ライブニッツ氏も之に等しき方法を考出したりと云ふ、然るにウインケンマン氏の方法はリアード・グレー氏によりて改良せられたり、氏は紀元千七百三十年頃の人なり、今氏の方法を見るに、言語の首字を取りて一の新字を造るにあり、例へば「紀元前二千三百四十八年に大洪水ありたり」と記憶するに「デレトック」Deletockの文字を以てす、之を解剖するに de l は

大洪水 Deuge を義とし、e t o k は伊呂波を数字に配當したるものにして、一三四八を意味す、故に右の「デレトック」なる文字は「大洪水二千三百四十八年」の義を示すものなり、其後ファイネーグ氏出でて一層此方法を擴張したりき、現今に至りては各國に其専門家ありて、夫々一種の方法を案出し之を秘傳として其門に入るものに限る傳授する状態なり、而して甚だしきに至りては北米合衆國のロアセットと名くるもの、如き、其發見せし方法を傳授するに一人に就き二十八「ドル」若くは五「ドル」の謝金を請求し、且つ其門に入る者をして固く之を秘せんことを誓はしめ、若し其盟約に背くものあれば五百弗の罰金を課すと云ふ、顧みて我邦の状態を察するに、從來一種の記憶法を講ずるものありしも、決して今日の如く盛ならざりしが、近年に至りては西洋の方法に倣ひて種々の新案を考定し、新聞に雑誌に其效能を廣告吹聴し、多分の入謝金を徴收して之を傳授するものあるを見るなり、四五年前、宮城縣小學校に在勤せる倉科某氏、記憶の新法を發見したりとて予に示されたることあり、されど其方法は主に數字に基きて事物を表示せるものにして、西洋今日の方法と格別異なる所あるを見るざるなり。

之を要するに記憶の方法に大體三種の別あり、第一は生理心理の學理に基きたるものにして、第二種は特殊の方法に基き、一種の秘傳方術として傳ふるもの是なり、而して第三種は迷信妄想到に屬するものなり、今茲に迷信に屬する二三を擧ぐれば、皆是れ種々の奇法、「マジナヒ」によりて記憶力を養

成し得べしと信するものなり、例へば愚民の信する所に據れば、或は曰く、鼈の爪を衣類の襟中に入れ置くときは記憶を強むることを得べし、或は曰く、蜘蛛一匹を其生けるまゝ衣類中に置くとときは強記なることを得べし、其他或は毎朝若干粒の生米を食すれば其效ありと云ひ、或は串柿の粉と蕎麥の粉とを配合して丸薬となし服すれば其験ありと云ひ、或は茗荷を食すれば失念し易きものなれば、之を食することを避くべしと云ひ、又記憶は頭腦の後部に存するを以て、燒鳥を食すれば其能力を養ふの效ありと云ふが如き、皆迷信に屬するものなり、今予が是より述べんとする所は、斯の如き迷信を指すに非ず、第一に學理上より講究せしものと、第二に方術上より考出せしものにして、二者に就て諸種の方法を掲げ、併せて其説明を與へんとするなり、今先づ記憶術の種類を分つときは廣く左の如く表示せざるべからず。



予が是れより講述せんと欲する所は、右表の順序により、先づ身體上の注意すべき事項より述べん

とす、而して身體及び精神に關する學理的方法は、生理學及び心理學に基づくものにして、當獨り記憶術のみならず、一般の教育上に於て體育及び智育を進むるに於て缺くべからざるものなり、故に此方法は廣く心身一般の發達に關係するものとす。

次に應用的方法は多少心理學の道理に據りて考定したるものなれども、廣く智力作用一般に關するものにあらざりて、特に記憶力の一邊に係れる方法なり、此方法は人々の工夫によりて案出したるものにして、其中所謂簡便的方法是世上にて普通に用ふる方法にして、人の知らず識らずの間自然に工夫せしものなり、之に反して方術的は人の殊更に思慮を用ひて工夫せし方法にして、稍複雑なりと雖も、世間にて謂はゆる記憶術とは殊に此方法を義とするなり、而して此方法は多少人の習練を要するものにして、其尤も錯雜なる者に至りては、生來記憶力に富みたる人ならざれば之を行ふと能はざるほどなり、されば此の如きものに至りては、記憶術を學びて得たる結果も、學ばずして自然に得らるべき所の結果も殆ど差異なかるべし、若し人記憶術の練習の爲に一年若くは數年を費すならんには寧ろ其年月を平素の修學に用ひなば、却りて上達すること多からん、蓋し毎日書物を反覆讀誦するは是れ即ち一種の記憶術にして、知らず識らずの間に記憶力を養成することを得べきなり、故に予は餘り錯雜にして習練を要するが如き記憶術はさほど效驗なきものと信するなり、其簡易なるものに至りては平素之に注意せば、必ず多少記憶の補助となることは是れ亦予の疑はざる所なり。

第二十三節(學理的方法第一、身體上の注意)

抑々人の身と心とに密着の關係あるとは予が説明を俟たざる所にして、精神と腦髓との關係あるとも亦予が辯解を要せずして明なり、果して然らば記憶力を増進せんには、身體の發育及び腦髓の健全を待たざるべからず、身體腦髓共に健全なれば精神の力も健全に、隨ひて記憶力も發達するものなること當然の理なりとす、故に平素専ら衛生健康に注意し、衣食住を選びて、成るべく身體を清潔に保ち、且つ滋養多き食物を取り、新鮮の空氣を呼吸し、之に加ふるに時々適度の運動を以てし、成るべく純良の血液を増加し、且つ其運行を進むるやうに注意せんことを要す、一言すれば體育に注意せざるべからざるなり。

又吾が身體は手足の勞働によりて發育するものなれば、怠惰に流るゝは獨り體力を減するのみならず、腦力を弱むるものなり、故に人は時々適度の運動の外に、尚ほ其身相應の職業に就て多少の勞働勉強をなし、徒食せずして力食するを要す、是れ又記憶力を進むる一方法なりと謂うて可なり。

然れども身體及び腦髓の疲勞したる時に務めて勉強し、或は努めて記憶せんとするときは却りて腦髓を害し、隨ひて記憶力を弱むるを以て、記憶を強くせんと欲せば、宜しく身體及び腦髓共に活潑にして其力も新鮮なる時をよしとす、此の若き時に記憶するは大に其力を進むる效あり。

然るに、凡そ事の奈何なるを問はず、之に従ふこと餘り長時間に涉るときは必ず疲勞を生ずるものにして、人間の身體は孰れの部分も、之を使用するに時々多少の休憩を取らざるべからず、故に記憶

にも時間を限りて、一定時間の間之を用ふるときは一定時の間休憩し、勉強と休憩と交遞するやうになさざる可らず、特に睡眠は身體の發育并に腦髓作用に必要なものにして、毎夜六時間乃至八時間就眠して腦髓に休息を與ふるときは、其間に前日の疲勞を醫して其本に復し、翌日新に勉強する腦力を養成するものなり、此睡眠は人によりて其度を異にし、身體及び腦力を勞働すること多きものは睡眠する時間も亦多からんことを要す、殊に兒童の如く發育の盛なる時期にありては、睡眠の時間の多きを要するなり、故に其時期と各人の職業事情の異同とに應じて、之に相當せる睡眠の時間を取らざるべからず、又一週の間一回ほど休日設くるは體育上必要なことにして、其休日には平常學問

のみに心を潜むるものは、終日郊外の散策運動を試み、腦力を一新せんことを要するなり。

其他勉強するに餘り空腹の時は良からず、此の如き場合に勉強したることは決して記憶に銘せざるものなり、吾人の腦髓は其他の部分と等しく、時々刻々養分を要するものにして、空腹の際には其養分を得ること能はざればなり、又食後に直に勉強するも大に宜しからず、食後直に勉強するときは、腸胃に運行すべき血液を腦髓の方に奪はんとするを以てなり、通例食後には眠を催すものなるが、其

原因は腦髓中に運行する血液の一部分は腸胃の方に向ひて流注し、爲に一方に減じて他方に増すに在り、されば此の若き時に強ひて腦力を使用せば、腸胃を害するか或は却りて腦力を弱むるに至るべきなり。

最後に勉強にても、記憶にても人々の年齢及び智力の程度に不相當のものを課するとは、却りて其腦力を害するものなり、又過度の記憶をなすも同様の害あり、之に反して餘り腦髓を使用せざるも亦宜しからず、凡て物は使用すれば發達し、使用せざれば退縮するを通則とす、腦髓も亦此理に隨ひ、餘り久しく用ゐるときは却りて大に其力を減退せしむるものなり。

以上叙述したる所之を要するに、記憶力は腦髓及び身體の發育に關係するものなるを以て、其能力を進めんと欲せば左の條々に注意せざるべからず。

- (一) 平素の衛生運動に注意すべし。
 - (二) 毎日の相應労働若くは職業によりて體力及び腦力を發育せしむることに注意すべし。
 - (三) 身體の疲勞したる時に腦力を用ふることを避くべし。
 - (四) 一事を永く繼續せずして時々休息し、及び適度の睡眠時間を確守すべし。
 - (五) 餘り空腹の時又は食後直に腦力を使用することを避くべし。
 - (六) 年齢及び智力の程度に不相應なるものを記憶すべからず。
- 以上は身體の發育上記憶力を養成すべき要點にして、教育上に謂はゆる體育の規則に基くものなり故に其道理は生理學及び健全學の定むる所に據れるものなり、其中第一條は人身全體の發育健全に於いての注意にして、第二條以下は特殊の事情についての注意なり、次に心理學に基きて、精神上注意

すべき條件を左に講述せんとなす。

第二十四節(學理上方法第二、精神上の注意)

精神上の注意すべき事柄は心理學上記憶の起る所以より攷究せざるべからず、抑も記憶の起るは種々の心理作用に關係を有するものにして、其第一は感覺印象の強弱深淺によりて記憶の度を異にすることは是なり、元來記憶は其以前に見聞經驗したる事柄の再現するものなれば、感覺上に来る所の外界の現象刺激は記憶の本源と謂ふも可なり、然らば記憶の状態は其本源の如何に由りて定まるは當然なりとす、是を以て感覺上刺激の強きときは其印象深くして、後に再現し易く、又失念し難きものなり、例へば甚しく視神經を興奮せしめ或は耳官を刺激したるものあるときは永く之を忘れざるを見て知るべし。

次に知覺上外界の事物を認識するに、其意を解すること明瞭なるときは記憶し易きものなり、故に善く辨別し善く契合して、事物の状態を吾心面に會得することは大に記憶に關係あるものとす、或は又言語を聞き文章を読むに、其意味を成るべく明瞭に領得するは記憶に必要なこととす、又知覺上の影像を再現するに心理學の所謂心像を心面に描き出すときは、一層明瞭に了解し、從て其記憶を強むることを得べし。

次に意向については大に注意すべきことあり、若し吾人が一事一物を記憶せんとせば、其點に心を聚め意を注がざるべからず、若し意向の其事に傾注せざるときは記憶に留むること難く、又失念し易

きものなり、蓋し意向は意識の焦點にして精神の聚合點なり、故に此點を事物の上に注ぐは大に記憶を助くるものとす。

又記憶は大に感情に關係を有するものなり、即ち苦樂好惡は記憶の強弱を定むるものなり、若し事物にして人の意に適し、情に愜ふときは記憶し易く、之に反するときは記憶し難きものなり、凡そ何事をも問はず、興味の多きほど記憶に留め易きものにして、之に反し全く無關係の事、或は無味澹泊にして更に面白なきもの、或は自己の意に適せざること、縦令數回見聞することあるも、後に至りて失念し易き傾あり。

又記憶は想像作用に關係を有するものなり、此想像作用は事物文章の意義を了解するに缺くべからざるものにして一言半句と雖も能く其意を解せんには、想像を以て吾心内に其意義を描出せざるべからず、先の所謂心像の記憶を助くるは此理なり、殊に歴史上の事實或は遠隔せる土地の状況を了解するに至りては一層想像の必要を感じるなり、例へば數百年前の事蹟を回想するときは當時の状況を想像にて書き出すものにして其想像の完全なるに應じて愈々當時の事情を明瞭に會得することを得、隨つて又明に記憶に留むるを得るなり、未だ一回も經過せざりし土地の状況を想像するも同一理なり、其他人と相對して談話應答するにも他の言ふ所を解するにも、はた之を記憶するにも皆多少想像を以て其意味を描出することを要するなり。

其他記憶は時間に關係を有するものなり、奈何なる記憶も漸々に消失する傾あるものにして、昨日若くは昨年の事は容易く再現せらるゝも十年二十年前の事に至りては何事も朦朧として記憶上に浮べんこと難し、是を以て若し一事を永く記憶せんと欲せば時々反覆せんことを要するものにして、毎日反覆したることは決して忘ること能はざるなり、例へば何人も數年の間逢はざりし友人知己の名は失念することあるも、毎日相會する朋友親戚の名は決して忘ることなし、又文字にても久しく學業を廢すれば、遂には、全く忘るゝに至るものなれども、毎日復習するときは決して之を忘失することなし。

又記憶は觀念聯合の作用に關係を有するものなり、凡そ人は觀念は各個孤立して存するものにあらず、互に聯合して其上に一個の思想を構成するものなり、而して日々の經驗上心内に現せる所の觀念は各個別々なれども、其一人としての思想は相聯合して「自己」若くは「我」なる觀念を組立ることを得る所以は、畢竟するに吾觀念の間に聯合作用あるに由るものなり、之を譬ふれば、宛も數萬の人民が互に聯合して一國を團結し、各自の思想相結びて一國の輿論を成すと同様なりとす、既に觀念自然の性として聯合する上は、一事一物を記憶するにも必ず此聯合の事情に由るものにして、此聯合あるが故に、後に一事を想出する時は先づ一觀念を心頭に現はし、其自然の聯合によりて他の觀念をも喚び起すものなり、之に自然に想出するものと意力によりて想起するものとの二あり、一觀念より自

ら他の觀念を想出し、以て記憶を喚び起すは所謂無意的記憶なり、若し一觀念より意力に由りて他の觀念を想起するものは是れ所謂有意的記憶なりとす。

此聯合の状態には又種々の類あり、今左に之を列舉せんに先づ事物の境遇の互に附着接近するを以て聯合するものあり、例へば農家の傍には田畑あるを以て二者互に聯合し海上に船あるを以て船と海とは相聯合し、或は吉野と櫻、月ヶ瀬と梅、電光と雷鳴、鐘と火事との聯合するが如き皆是なり、斯の如く相聯合する場合には、其一を想起せば自然に他を想起するものなり、又事物の原因と結果との間に聯合することありて、雲も見れば雨も想起し、病を見れば死を想起するが如き、即ち是れなり。

又形状の似同せるより相聯合するものあり、其一は形と色との似同、其二は音聲の似同、其他各感覺上互に似同するものは聯合する性あり、例へば水と酒とは其形状同じきを以て水を見て酒を想出し、或は風聲と濤聲と相似たるを以て互に聯合するが如き是なり、又言語文字の上にも之に類する聯合作用ありて、其の形同じき文字を見るときは他を想ひ出すものなり、殊に言語に至りては其音調の相似たるもの多きを以て、一の語を聞きて、他の語を想ひ出すこと多し、又一には境遇の互に似同するを以て、互に聯合することあり、社會の狀態と海の狀態と相似たる所あるを以て、社會の風潮、潮勢、風波等の語を用ふるなり、人間の一生は人の旅行するに等しきを以て、之を旅行に譬へ「門松は冥途の旅の一里塚」と云ふが如き比喻を用ふるに至れり、凡て比喻或は諺并に詩文の寓意等は此

境遇の似同によりて生ぜしもの多しとす。

其聯合の一種に、全く相反するものを聯合して互に想起することあり、寒と熱とは全く相反するを以て却りて相聯合し、美と醜も相反するを以て又相聯合し、苦樂善惡等も皆互に相聯合するものなり、是を以て一を想ひ出すときは自然に他の一を喚び起すものなり、凡て物は相對によりて成立するものにして、一物を一物として認識せんには、之に相對するものに辨別して記憶するものとす、是を以て吾人の記憶も反對したるもの、聯合によりて成立し、一を想へば之に全く反對するもの自ら心中に浮ぶものなり、

以上述ぶるが如く、記憶と聯合とは密接なる關係を有するを以て一事一物を記憶せんには、必ず此事に關係ある事物を聯合して記憶するやうに意を用ふるべからず、此事は後段に正しく記憶を講述するときに至りて説明せんとす。

更に尙ほ一の記憶に關係したる心理作用あり、是れ即ち抽象概括の作用なり、若し錯雜なる事物を記憶せんとするときは、其各個の性質を抽象して之を概括し、適宜の分類を與へて之を記憶するときは失念せざることを得べし、凡て錯雜の事實を記憶せんには其順序を整理し、其分類を判明するは必要なり、即ち抽象概括作用を要するものなり、是と同時に一事一物について之を記憶せんとするには、其事物に存する所の様々の性質を盡く記憶せんことは甚だ難く、若し其性質中の最も主要なる

もの、一點を取りて記憶するときは大に易しとす、故に茲に數多の事物ありて、其各個特殊の性質を記憶せんとせば、互に比較して其最も主要顯著なる點に注意し、之を記憶せんことを務むべし、されば抽象概括、比較分類は記憶作用に缺くべからざるものなり。

以上述べし所之を約言するときは左の如し。

- (一) 感覺印象をして強く且つ深からしむるを要す。
 - (二) 事物を認識し意義を了解するに成るべく明瞭なるを要す。
 - (三) 意向をして記憶すべき事項に注がしむるを要す。
 - (四) 事物の興味を添へて感情に適せしむるを要す。
 - (五) 想像によりて其境遇事情を心面に描出するを要す。
 - (六) 一回見聞したる事は成るべく時々反覆せんことを要す。
 - (七) 一事を記憶するに之と關係ある他の觀念を聯合せしむるを要す。
 - (八) 比較抽象概括分類作用によりて其順序を整へ、其特性を選び錯雜混同せざらしむるを要す。
- 以上既に精神上注意すべき諸點を講述したれば、是れより身心相關上注意すべき諸事情を論明すべし。

第二十五節(學理上方法第三、身心相關上の注意) 身體も精神も互に相關聯して離るべからざる

ものなれば、身體上について述べたる所のものは、精神上に於ても同様の事情あり、精神上に於て述べたる所のものは又身體上にも同様の注意を要し、二者相扶け相待ちて初めて記憶力を養成する方法を講すべきなり、されば身心二者について特に注意すべき事情は、前二段に於て説明したるが如くなるが、今殊に其二者を合して之を考ふるに、其最も注意すべき點は身心の健全、精神の意向及び觀念の聯合の三者なり、是れ記憶に要する所の諸事情中の最も重要なるものなり。

先づ記憶には場所を選ばざるべからず、其の場所は成るべく靜閑にして四隣の事情の心思を亂るることなく、一事に向て精神の聚合するに便なる處を良しとす、是れ即ち注意力を一點に聚めんために必要なる事にして隨ひて記憶を養ふに最も大切なる事情なり。

次に又時間を選ぶことに注意せざるべからず、一晝夜二十四時間中記憶し易き時と記憶し難き時とあり、例へば毎朝食後多少の時間を経過したる時は、身心共に新鮮爽快にして、讀書して記憶に留め易きものなり、或は夜間に至れば四隣寂寥として意向を一點に聚むるに便なれば、讀書して記憶せんこと易し、又一年中にも春夏のごとき溫暖の氣候は讀書記憶に宜しからず、之に反して秋冬の寒冷に向へば、燈火親しむべき時節にして尤も讀書するに適するものなり、是れ畢竟氣候と人身との關係に由るものにして、溫暖の時は自ら勉強力を減じ、寒冷の季節は精神力を進むるに在り、然れども又其極端に達するときは却りて精神記憶を害するものなり、例へば身心爽快なるときは記憶に便なれ

ども、餘り精神の活潑に走るときは、一事に思想を聚むるを得ずして記憶を妨ぐべく、又寒冷の氣候には記憶を進むるに便なれども、極寒の氣候にありては却りて精神力を減ずるものなり。

次に左右の状態に就いて注意せざるを得ざることあり、即ち室内に在りて讀書を勉強せんとするに、其左右の有様について大に注意すべきことあり、第一に成るべく室内を清潔にすることを要し、第二に室内に於ける諸器書類は成るべく正しく之を整理するを要し、第三に机上及び其周邊に種々の書籍物品を陳列せざるやうに注意すべし、若し一書を讀むに種々の書籍の周邊に散亂するときは、吾意向も自ら相散じて一點に聚めんと甚だ難し、之に反して一書のみ机上に在りて、其周邊に更に注意を惹くべきものなきときは、吾意向は其書の上に聚りて之を記憶せんこと易し、其他若し十分に室内の状態に注意せんと欲せば、其室の構造を始とし、窓戸障子の位置、机の方向等までも一定の規則に由りて定めざるべからざれども、是れ甚だ困難にして、到底實行し難きことなれば今爰には之を略す。

又時間の前後の事情について注意せざるべからず、奈何なる興味ある書物にても、永く續いて讀むときは必ず倦怠を生ず、既に自ら倦みて尙ほ其書を讀み續くるときは、決して明かに記憶すること能はざるなり、故に讀書せんには大凡時間を定め、其の時間だけ讀書し了らば、戶外若くは庭前に運動を試むるか、然らずば全く異りたる書物を繕き、而して後最初の書物を閱するやうに注意すべし、例

へば一時間讀書せば十分間乃至十五分間休憩して、次の一時間は異りたる書物を讀み、而して後の一時間は最初の書物を讀むが如くになすときは、一書を永く讀むも格別に倦むことなかるべし、凡て異りたる書を讀むときは精神を新にすることを得れども、同書を數時間讀むときは精神に疲勞を感じる

こと一層甚しきものなり、是が故に書物を交換するは大に記憶を加へるものとす。又習慣は大に讀書の記憶に關係を有するものなり、毎日一書を繼續して讀まんとするときは、到底終日休息することなく一書を讀むこと能はざるより、毎日一二時間づつ一書を讀誦することなるが、此場合には其時間を定めんことは大に必要なりとす、例へば朝八時より九時まで歴史を讀まんと定めば、毎日同時に歴史を閱すべし、然る時には思想の上に一種の習慣を生じて、毎日同時には歴史上の觀念を再現し、注意も亦其方向に聚まるものなり、又或は夜分八時より數學を學ばんとせば毎日同時に此に従事すべし、斯の如く毎日其間に同事を繼續するは大に記憶を助くるものなり、之に反して毎日時間を一定せざるのみならず、或は一週日を隔て、或は一ヶ月置きて讀習するときは、前時の記憶は大半消失して、毎度新に記憶せざるを得ざる困難を生ずるものなり、若し又歴史の年代或は地名人名等の記憶し難きものは、殊更に其部類を片紙に記して、之を朝夕眼に觸るゝ所の壁上或は窓前に貼付し置くべし、斯くして毎日喫煙飲茶の間に其貼紙を見るとき、知らず識らず、記憶に銘するものなり、是れ又習慣によりて記憶を進むる一法なり。

次に順序を立つることは讀書に於て必要缺くべからざるものなり、一年に五六種の書を學ばんと欲せば、前半年には其易きものを置き、後の半年には難きものを置き、易より難に及ぼし、低より高に進むの順序を定むべし、又毎日五六課つ讀習する時は午前なり午後なり或は夜分なり、其時間に應じて讀習すべき者を定め、難きものあれば次に易きものを置き易きもの、次に難きものを置くが如く其順序を定めんとを要す、其他如何なる事にも、順序を立て種類を分ちて記憶するは大に必要にして記憶すべき事柄の錯雜なればなるほど愈々比較分類して、其順序を正しくせざる可らざるなり、又此に同時に二個以上の事柄を記憶せんと欲せば、必ず之を前後の順序を立て、先づ甲の事柄を記憶して次に乙に及ぼすべし、若し然らずして同時に甲乙二者を記憶せんとするときは意向を一點に聚むる能はざるを以て記憶すること甚だ難し、是亦注意すべきことなり、或は又始て人の家を探ね若くは一面識なき人に會するときに、其家若くは其人を後日迄記憶せんと欲せば種々の點に注意を置かずして、若し一種特殊の點あらば、其一點のみに意向を注ぎて記憶に留むるものも亦一種の秘訣なり、一事を學びて未だ熟達せざるに、他の課に移るは是れ又大に不利益なりとす、十分に一事を熟達して記憶に留め、而して後他事に及ぼすときは、前時の記憶は大に後事の記憶を助くるものにして後事の一半は前事に於て既に達し得たると一般なり、例へば論語と孟子とを讀むに、論語に熟せずして直に孟子に移るもの其孟子を讀む困難は最初論語を讀みし時に異ならず、若し論語を十分に記憶して孟子

に移らば、其大半は論語より得たるものにて解することを得べし、凡そ記憶は既に述べたる所の如く種々なる觀念の聯合によりて發達するものなれば、一事を十分に記憶して殆ど暗記するに至るときは其の明瞭なる記憶に聯絡して、他の新なる事柄を容易に記憶することを得るものなり、是れ實に記憶の秘法と名くるも可なり、例へば英學を習はんとするに、最初は字々吾邦の文字と聯絡するもの少きを以て、甚だ困難を感ずれども、讀本一冊にても善く之を熟讀し、其全部を暗記するほどに至るときは、次に他本を讀むに當り縦ひ新文字ありとも、既に記憶したりし文字と多少似同する所あるがために、聯合の力によりて記憶せんこと至て容易なりとす、然るに若し一書を讀み之に熟せずして他書に移るも、更に其利益を得ること能はざるなり、又文章を研修せんにも其名文にして自己の意に達せるものを讀習反覆して、暗記するに至れば、文章の力を進めんと容易なり、是の故に一事に熟達するは記憶力を進むるに甚だ必要なるものとす、既に一事一書に熟達することの必要なるを知らば、茲に學ぶべき科目と讀むべき書物とを選むことの必要なるを知らざるべからず、若し一書を熟讀するも其書にして格別必要のものにあらざるときは之によりて得る所の益も亦必ず尠なるべし、特に人生は有限なり、其腦力智力も亦各々限りあり、而して其修むる所の學、讀む所の書は殆ど無限なり、有限の力をもつて無限の書を讀まんとするは到底能はざることなり、故に讀書には最も必要なるものを選びて、之につきて熟讀せんことを要す、人の

書を読むは譬へば猶ほ食物を食するが如し、食物の用は是より榮養を得て吾體力を發育せしむるに在り、唯素りに多量の食を取ることを要するにあらず、縦ひ少量なりとも其の内に養分を含むこと多ければ、養分に乏しき多量の食に勝れること大なり、野蠻人と開明人とを比較するに野蠻人は養分に乏しき多量の食物を取らざるべからず、之れに反し開明人は養分多き食を取るを以て少量にて足れりとす、殊に禽獸の如きに至りては、養分の極めて少き食を取るを以て又極めて其多量ならんことを要するなり、是と同じく講學の目的は之によりて人の知識を發育せしむるにあれば、若し養分に乏しき書物を読むときは、夥多の書卷に涉らざるべからず、之に反して養分多き書冊は少數にて足れりとす、況や人生は有限にして、書籍は實に汗牛充棟殆ど無限なり、是に於てか讀書家の最も注意すべきことは、成るべく書を選びて必要有益なるものを読み、又一書中にも最も有要の部を熟讀せんこと是なり。

- 其他聯想について注意すべき點多かれども、是は次段に述ぶる筈なれば爰には之を略す、以上述べ來りし所之を約言すれば、
- (一) 場所を選むを要す。
 - (二) 時間を選むを要す。
 - (三) 室内周囲の状態に注意するを要す。

(四) 時間の前後の事情に注意するを要す。
 (五) 毎日一定の習慣を形成するを要す。
 (六) 順序を正しくして錯雜を避くるを要す。
 (七) 一事に熟達して他に及ぼすを要す。
 (八) 必要有益の書を選びて之を研修するを要す。

既に身體上及び精神上の諸事情について、特に讀書家の注意すべき事項を述べたれば、是より正しく記憶術について講述せんとす、以上述べたるものは學理上記憶について注意すべきものにして、今日所謂人工的即ち人爲的即ち人爲的記憶法にはあらず、其の人爲的記憶法は下段に講述する所を見るべし。

第二十六節(應用的方法第一、簡便的記憶法) 人爲的記憶法には普通世間に用ふるものと、一種の秘傳として傳ふるものと二種あり、其普通に用ふる方法を簡便的と名け、秘傳として傳ふる方法を方術法と名け、以て此二者を區別せんとす、今先づ簡便的方法を述べんとするに、其の法の心理作用に關係を有する點は、主に意向と聯想とに在り。就中聯想によりて成立せしものなり、而して其方法に又種々の別あれば、今假に左の如く分類して順次に説明を與へんと欲す。

第一 連帶法

- 第二 假物法
- 第三 略記法
- 第四 統計法
- 第五 句調法
- 第六 分解法

第一の連帶法とは一事を記憶するに他の事物に連帶して記憶に留むるものを云ふなり、前既に述べたりしが如く、事物を記憶するには觀念聯合の規則によりて、之に類同し或は附着したるものと聯合して記憶し、他日其記憶を回想するにも、之と既に聯合したる他の觀念或は事實によりて喚び起さるものなり、故に此連絡を記憶するは最も必要なこととす、今其例を擧ぐれば兒童が四書を讀習するに、邦畿千里とあれば、之を記憶するは常木千里を以てし、教師も亦之を兒童に記憶せしめんとするときは、邦畿とは常木と同一なりと言ひて之を容易ならしめ、又顔淵閔子騫とあれば、鬢の毛四間ありと覚えしむるときは容易に記憶すべし、其他文章軌範を讀むに、屈原既に放たるとあれば、鼻を垂るとして記憶するは世人の知る所なり、殊に英語を初めて學ぶ時に、吾邦の言辭と類同したるものあれば其聯絡によりて記憶せらるゝものなり、例へば亞米利加にオハヨー州なる地名あれば吾邦の朝禮に『おはやう』と云ふに連帶して記憶し、英京ロンドンについては、東京にドンドン橋なるものあり

るを以て、之と連帶して記憶するが如き、其他英語に彼を『ヒー』と云ひ、吾邦字にても其音『ヒ』なり、英語にて物を買ふことを『バイ』と云ふは吾邦字買の音と同じく、又聖人を『セージ』と云ひ、魔術を『マジック』と云ふは其音相近し、斯の若く音の同一なるか、或は相近きものは其連絡によりて記憶し易く其聯絡なきものに至りては甚だ記憶に苦しむものなり。

此の如く他の事物觀念と連帶して覺ゆるときは、記憶すること容易にして且つ想起し易しと雖も、時には大なる誤を惹き起すことあり、其一例を擧ぐれば、予が先年或驛の旅亭を『コクブヤ』なりと聞き、烟草に連帶して記憶したりしが、其驛に入るに及びて煙草屋を尋ねれどもさる旅亭なく、大に困却したることありき、是れ全く聯合によりて生じたる謬なり、斯く往々にして誤を起すことありと雖も而かも他物に連帶して記憶することは大に益する所あり、是に由りて人名を記憶せんとせば、其名に近き事物を取り之に連帶して記憶する時は、後日に想起し易く、或は一人を記憶するに其人名のみならず其人の容貌郷里、其性質職業その他當人に面會したる場所等と連帶して記憶するときは、該人を想起し易きものなり、又一出來事の起りし時日を記憶せんとせば、其當日に起りたる他の出來事、若くは其前後に起りたる出來事と連帶して記憶し、或は其日の緣故と連帶して記憶するときは失念せざるものなり、例へば東京の神田の大火は四月花見の時節に起りしが故に、之と連帶して心に留むるか、然らずば神武天皇際の後幾日として記憶するときは至て易きものなり、又尾濃の震災の起り

たる時節を記憶せんと欲せば、其頃の氣候作物の秋穫の時に當れるを以て之と連帶して記憶し置くか
然らば天長節の前幾日頃として記憶すべし、國會解散の時に親戚中に死去せるものあらば、其解散
と連帶して覚え、招魂社の競馬の時に途中にて一友人に會したらば、其競馬と連帶して記憶すべし、
森大臣暗殺の時日の如きは憲法發布は紀元節と連帶して記憶するを以て、誰も其日を忘るゝものなし、
或は書中の文字言句を記憶するにも其位置順序、若くは前後の事情に連帶して記憶するを便なりとす、
此の如きは何人も自ら経験して知る所なれども、又特に注意して記憶せざるを得ざる場合には、此方
法を用ふるを便なりとす。

第二の假物法とは一事を記憶せんとするに當り其失念せんことを恐れ、他物を假りて其符牒となす
ものを云ふなり、古代文字の未だ存せざりし時には、結繩を以て記憶の助となし、ことは何人も知る
所にして是れ所謂假物法の一なり、今日にても民間にて文字を知らざる者は、自ら假物法を工夫し
て記憶の助となすを看るなり、又文字を知れるものにも、一々記憶することは煩しきを以て、假物
法によりて記憶を助くること其例決して尠ならず、例へば枝折の如きは一種の假物法と看做して可
なり、書を読みて讀み止めたる場所に枝折を挿み置くは、其場所を失念せざらしむるが爲めなればな
り、又文字の解し難き所ありて、之を他日教師に質さんとするに、其失念せんことを恐れ、紙或は朱
唐紙を貼付して記憶の助となすことあり、或は又世人が一事を聞きて之を明日まで記憶せざるを得ざ

る時の如き、或は途中にて聴きし事を家に歸るまで失念すべからざる場合には、紙片を己が指に結び
或は自ら所持せし風呂敷の端を結びて、記憶の符牒となすことあり、此等皆予が謂ふ所の假物的記憶
法なり、其他之に類することは平常の経験中に多く見る所にして、是れ亦記憶を助くるに便なる方法
なれば、人々の注意し置きて可なるものなるべし。

第三の略記法とは文字若くは語句を省略して記憶する方法を云ふなり、例へば東京、本郷、駒込、
哲學館を記憶するに、其音の頭のみを取り「トホコテ」として記憶するが如し、又數字を記憶するに
其の假名を取り、之を省略して記憶することあり、一二三の數字は其の音を略するときは「ヒフミ
ヨイムナヤコト」となり、各數字を一音の假名にて表することを得るを以て、例へば金二千三百四十
六圓を記憶するに、「フミヨム」として記憶するを得べし、或は又東京より横濱までの停車場を記憶
するに、新橋、品川、大森、川崎、鶴見、神奈川、横濱を「シシオカツカヨ」として記憶すべし、古
來木火土金水を記憶せしために「キヒツカミ」と呼びたるは、是れ同じく略記的記憶法なり、若し人
あり、市街にて紙と烟草と筆と墨とを買はんとするときは、之を「カタフス」として記憶すべし、斯
の如き略記法は又民間にて人々の多く用ふる所なれども、尙ほ更に比事に注意し、且つ熟達するときは
は一層の便宜を得べし。

第四の統計法とは種々の事實を比較統計し、是に由りて規則を考定し、以て記憶の助となす方法を

云ふなり、是は以上に述べしものに比すれば、稍複雑の方法なれども、從來吾人の用る來れるもの、中に此の若き規則を有すること少なからず、例へば詩を作るに方り、平仄の記憶を助けんがために、『フツクチキ』に平字なしと云ふ規則あり、『フツクチキ』とは法月角の如く、字音の下に『フツクチキ』の假名を有するものを義とし、此種の字は總て入聲に屬し、決して平字あることなきが故に、此規則を生ずるに至りしなり、又詩を作るに其規則として、二四不同、二六對と云ふことあり、是れ七言の句について定めたる規則にして、二番目と四番目の字とは平仄を異にし、二番目と六番目の字とは其平仄を同一にするを義とす、或は又漢字には似同せる文字多きを以て、其混同を避けんために、例へば瓜と瓜との區別について、瓜に瓜なく瓜に瓜ありと云ふ語あり、是れ又統計法の一類と看做して可なり、其他數學の規則に此に若干の數ありて其結尾の數偶數若くは零なれば必ず二を以て除し得べく、其數字の和三によりて除し得るときは全數必ず四にて除するを得べく、又最後の二位の數が四を以て除し得るときは全數必ず四にて除すべし等あるも統計法の一類なり、此の如き例は世間にて古來多く用ふる所にして其記憶を助くる力あることは皆人の知れる所なり、既に然らば今後の記憶に於ても、錯雜せる事物を記憶せんと欲せば、先づ此等を比較統計して其規則を考定すべし、漢字の音の如きは之を記憶する一定の標準なきも、大抵字の傍より音を生ずるものにして、同じ傍の字を集めて之を比較せば、必ず多少の規則を定むることを得ん、又其訓の如きも字の偏によりて大概定まれるものなれば、是れ亦統計上多少の規則を定むることを得べし、予先年漢字教授法について此事を論じたることあり、若し斯の如き錯雜なるものを比較統計して其中より規則を考定するに至らば、後日の記憶を助くること實に莫大のものにして、教育上最も必要なことなり、又さほど世間一般に關するにとにあらずして、自己一人の記憶する事柄についても、能く此方法を用るなば、大に記憶を助くることあるべし。

第五の句調法とは記憶すべき事項を詩歌の句調に作りて用ふるを云ふなり。例へば一年中の月の大小を記憶せんため、之を歌に作りて、大の月の歌には『正三五七八十や十二月、日數三十一と知れ、』小の月については、『二月のみ二十八日四六九十一月は日數三十、』又閏月については、『閏月は四年に一度其時は、二月の末に一日を増す』として記するが如し、凡て詩歌の句調は大に記憶を助くるに效あるものにして、一度記せしものは決して忘るゝことなきものなれば、若し其句調に作り得るものは成るべく此方法を用ふべし、古來民間にも此方法によりて記憶せしもの實に多し、是れ第四の統計法を歌に作りたるものなり、今其一二を擧ぐれば、漢字の申牛甲午戊戌の六字の區別を歌にて示せるあり、即ち左の如し。

さるうしは出るにいでぬきのえむま、いぬに點あり、なきはつちのえ、又水水木本大犬に就てよめる歌あり。

點うてばみづはこほりにきはもとよ、だいに點あるいぬとよむなり、又手爾遠波及び五十音の喉牙齒舌唇の五音を知る歌。

ぞるこそれ思ひきやとははりぬらん、是れぞ五つの手爾波なりける。

アワヤ喉タラナは舌にカ牙サ齒音、ハマの二つは唇の輕重。

福澤氏の世界國畫の如きは歌の句調に出來居るを以て、記憶し難き國の名、人の名も、容易に暗誦することを得るなり、斯の如くなるを以て、若し記憶し難きものあらば、其人の工夫によりて詩又は歌に作り、之を自ら用ふれば己を利し、又之を人に傳ふれば人を益し、記憶力の援助をなすこと實に大なるものあるべし。

次に第六の分解法とは凡て一事を記憶せんには、其事柄を分解して記憶し易からしむるものを云ふなり、例へば歴史上一人の學者若くは武人を記憶せんとせば、其人たるを分解して、容貌は斯々なり、性質は云々なり、何々の事業を作したり、又何國の人にして、何人の子孫なりと、一人について其有らゆる性質關係を分解して記憶するときは失念し難きものなり。

右は事柄の上にて云へる事なるが、或は又名稱文字等を記憶せんにも、分解によりて記憶するは即ち記憶法の一なり、例へば遞信省を記憶するに、驛遞と電信とを合したる者とし社寺局をば神社と寺院とを并せたるものとして記憶するが如し、又三河の名稱は太平、豊川及び矢矧の三大川あるを以

て其名を得たりと記憶し、美濃を覺ゆるに各務野、青野及び關原の三大野あるに由れりとし、其他又國語を記憶するに、川は「カハル」を義とし、水の晝夜となく絶えず流れ變するより出でたりとし、村は「ムラガル」即ち人家の群りたる處なりとの意味にて記憶し、冬は「ヒユ」即ち冷より轉じて「フユ」と云ふに至りしもの、焔は火の穂を義とすとし、或は蟬を「セミ」馬を「ウマ」と訓ずるは、支那の音に基きて來りしものなりとして記憶するなり。

斯の如く成るべく名稱文字の意味を分解して説明するときは、人をして記憶し易からしむるものなり、特に支那字に至りては、此分解法によるときは大に記憶に便を與ふるものなり、そもく支那の文字は事物の形象を取りて名けしものなり、例へば日月、山川、木竹、魚鳥の類は皆夫々の實物の形狀を示したるものなり、又木の二つ相並ぶときは林と云ひ、火の重りたるときは炎と云ひ、日と月と相合して明と云ふが如きも、其字形を分解して説明するときは、人をして大に記憶し易からしむるものなり、其他の字は火の上に肉を加へたるものなり、男の字は田の下に力を添へたるものなり、蓋し男子は田畑に出でて勞働することを表示せるなり、又天は一大にして一とは無比を云ひ、即ち此上なき大なるものを義とし、正とは一止にして、一を守りて止まると云ふ義に基き、文字の字は家の下の子を義とし、即ち家庭に在りて子供の教育を受くる狀を示したるものなり、其他犬偏に屬する字は獸類、玉偏に屬する字は財寶を表し、示偏の文字は神又は福に關することを表するものなり、斯の如

く様々の文字について、一々之を分析して其意味を説明するときは、大に記憶を助くることを得べし。英語の如きも、之を教授するに當りて文字の組立を説き示し例へば un の頭に付くときは、反對打消を示し re の前に付くときは再三反覆の意を含むとし其他 Pre は如何 in 及び out 等は奈何なる義なりと、凡て其の文字の成立よりして之が意味を説明せば、人をして記憶し易からしむること實に大なるべし。以上六種の方法には共に簡便法にして、人を訓育すべき教育者の教授の際此事に注意するを要するなり、又教育を受ける人にも、右等の諸點に注意して記憶の助となすときは、幾分の便を得んこと疑なし、然れども此の方法は未だ記憶の法術と稱すべからず。

第二十七節(應用的方法第二、方術的記憶法) 是より講述する所の記憶法には眞に人工的記憶法と稱するものにして一種の秘傳に屬するものなれども、其果して效用あるや否やについては斷言し難きものなり、併しながら、其方法たる頗る習練を要するものにして、若し能く此法に熟達するときは之を知らざるものよりは幾分か記憶を進むる效あるものなることは、是れ亦疑ふべからず、前段の記憶法は普通に用ひ來れるものにして、習練を要せず、平素の注意のみにて實行せらるゝものなれば、誰人も之を心得居るを宜しとすれども、此方術的記憶法に至りては、容易く學び、容易く實行すること能はざるものなり、されども此方法を實行せん意あるものは、宜しく之を其身に試み、其費せる年月に比して幾分の利益あるやを檢すべし、今予は左の如く種類を分ち、順次を追ひて此の方法を説明せ

んとす。

- 第一 接續法
- 第二 心像法
- 第三 配合法
- 第四 代數法
- 第五 代字法
- 第六 算記法

第一の接續法とは爰に毫も聯絡なき數個の記憶すべき事項ありて、甚だ記し難き場合に於て、其事項との間に接續すべき他の事項を工夫し、其聯合によりて記憶するものを云ふなり、此法は常に數多の事項を記するのみならず、併せて其順序をも記憶し得る方法なり、例へば爰に老人、梅、火鉢、手拭、浴室、帽子、名刺、容及び障子の九事項を記憶に留めんとするに、其各事項を一々記憶することの難きのみならず、其前後の順序を記憶するには一層困難なるものなり、然るに各事項の間に、二者を聯絡すべき事柄を加ふるときは、其順序を誤らず、始より終まで記憶することを得べし、即ち第一と第二については老人は梅を愛すとして記憶し、第二と第三には梅の傍に火鉢ありとし、第三と第四には火鉢にて手拭を乾かすとし、第四と第五には手拭を携へて浴室に行くとし、第五と第六は浴室にて帽

子を忘れたりとし、第六と第七とは帽子の内に名刺を挿み置くとし、第七と第八は名刺を客に差出すとし、第八と第九は客が障子を明けると記憶するときは、其順序を誤らずして第一より第八まで記憶することを得べし。

右は唯接續法の一例たるに過ぎずと雖も、凡て此の方法によるときは、何程の事項ありとも、又其各事項は全く聯絡せざるものなりとも、其間に聯絡すべき事項を挿入して記憶を助ることを得べし、而して其複雑なるものに至りては、即時に其聯絡を見出さんこと甚だ難けれども、種々の事物について平常習練を積むときは、比較的容易く其聯絡を見出すことを得べし、是れ余が此方法を以て習練を要するものなりと云ふ所以なり、されば人若し毎日種々の事物を並べ立て、其聯絡を考出すること練熟し、或は之を學科の如く組立て、最初に考出すべきものは極めて平易なるものを以てし、漸次に進みて遂には最も錯雜にして考出し難きものに及ぼし、毎週若くは毎月試験を行ひて其進歩を計るやうにせば、此の方法に熟達し、之より記憶の便を得るに至るべきなり。

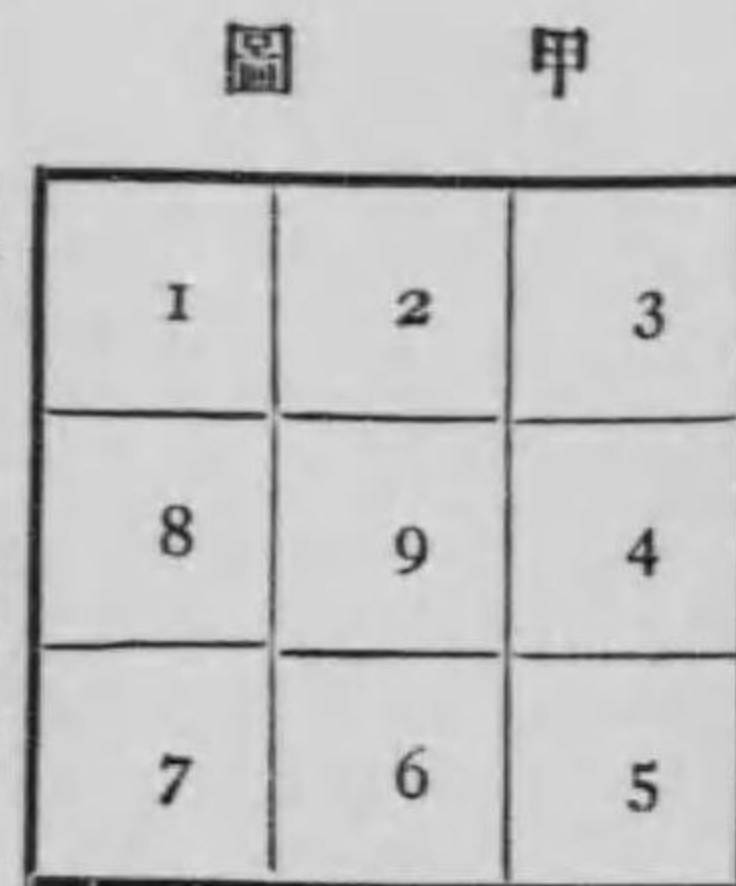
第二の心像法とは心内に想像上一室一家若くは一町村を假設し、其内に一定の區域を設け、以て其各區域に記憶すべきものを配當して記憶の助とするものを云ふ、是れ即ち心像によりて記憶する方法なり、凡て記憶力は心像明瞭なるものは大に援助を得るものにして、吾人が昔時の經驗を想起せんと欲せば、其當時の境遇を吾心像に浮べて、種々の事情を想起するものなり、例へば碁を好む者は人と

相對して勝敗を争ひし時には、其夜眠に就くも尙ほ碁盤面の心像は明に想像上に浮び、碁石の配置勝敗の成績は恰も現に目撃するが如く、歴々として現るものにして、其後の勝敗を想起するときは常に此の心像を現し、之によりて再現することを得るなり、故に形體現象ある事物を記憶するに方りては、其心像を養成するは是れ即ち記憶を助くる一法なりとす、蓋し人々は多少心像を有せざるものなしと雖も、極て判明なると然らざるとは、其人柄によりて異なり、其物柄によりて別ありと雖も、又習練によりて其力を養成することを得べし、平素一事一物を見聞したるときに、其心像を再現せんことを務め、毎日反覆して之を熟習するときは大に其力を養成して、心像の判明なることを得べきなり。

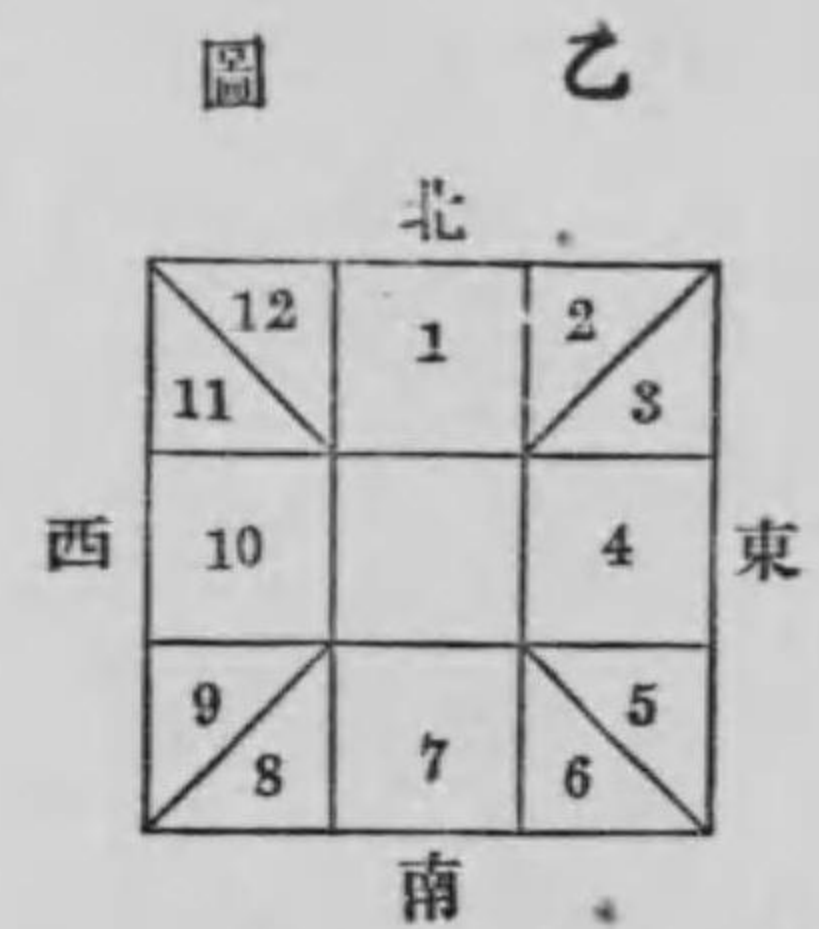
今心像法には此心像によりて記憶する方法にして、一二の少數の事柄を記憶せんには直接に其心像を形成するを以て足れりとすれども、若し多數の事物をば其位置順序を誤らずして記憶せんとするときは、此方法によりて心像上一室を假設せざるべからず、其室は一定の形状、一定の區域を有して各區域に一二三等の番號を付し、何時にても所要に應じて、其心像上に浮び出るやう習練し置かざるべからず、今十乃至二十の記憶すべき事項ありとせんに、若し其順序を誤らずして記憶せんと欲せば第一の事項は心室の第一區域に置き、第二項は第二區域に置き乃至第三第四と其順序に従ひて心室中に置くときは、其後此順序に應じて想起するを得べし、而して此室内の區域については、人々其自身

の工夫によりて適宜に構成して可なり。

今假に其室を九個の區域に分たんと欲せば、甲圖の如く相区分して、各室に番號を付し、其室内に記憶すべき事項を置くべし、例へば前に掲げたる老人、梅、火鉢、手拭、浴室、帽子、名刺、客及び障子の八種を記憶せんと欲せば、第一區域に老人の坐し居れる心像を形成し、第二區域に鉢植の梅花

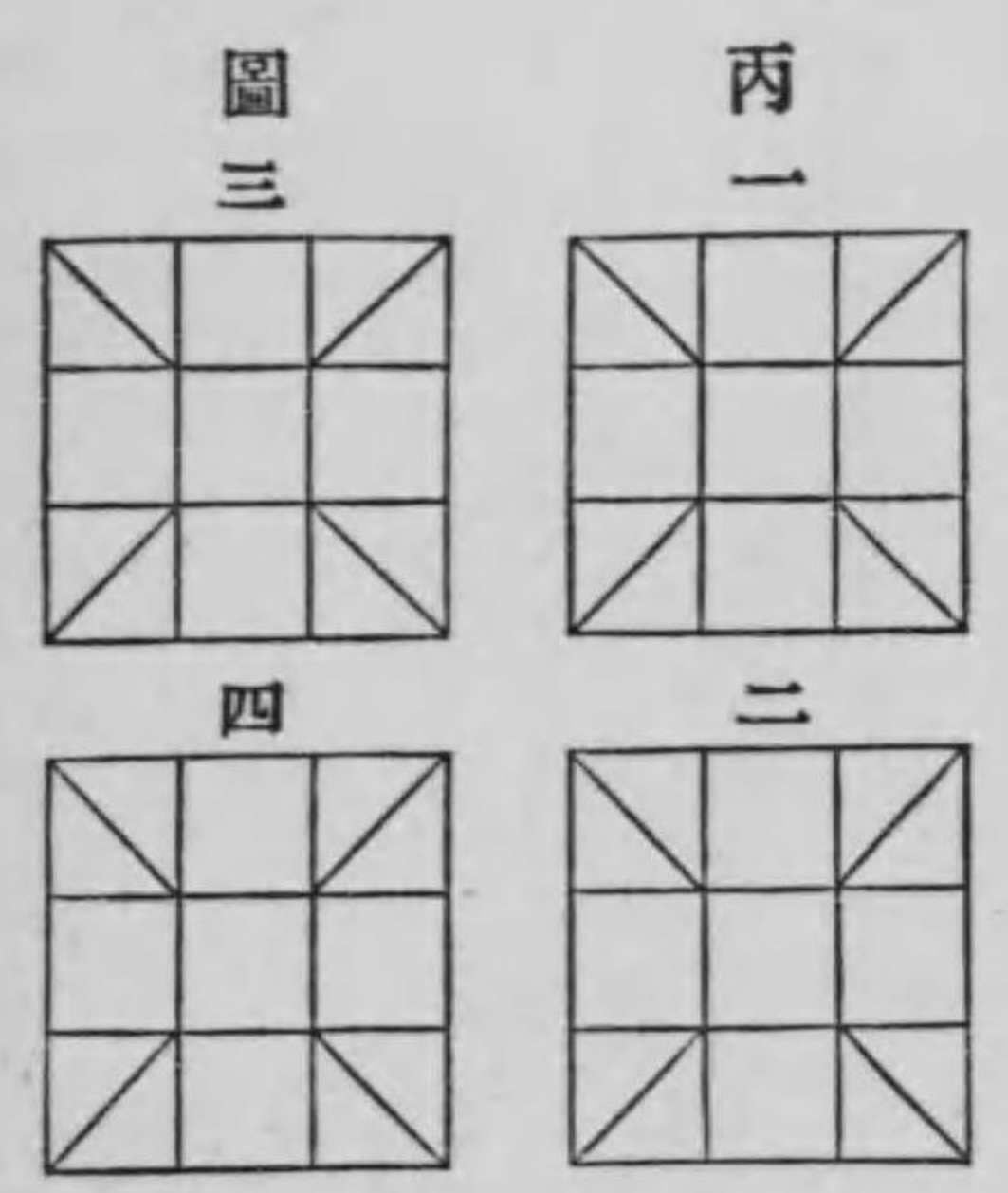


の開き居れる心像を造り、第三區域には火鉢の心像、第四には手拭の柱に掛りたる心像、第五には浴室の心像を形成し、第六には帽子、第七には名刺、第八には客、第九には障子と、夫々各區域に於ける状態を明に心像に浮べ置きて記憶するものなり、若し又其各區域を判然と區別せんと欲せば、客室に一定の物品、或は裝飾の各異りたるものありと考ふるか、或は各區域に十二支を配當して、子の區域丑の區域、寅の區域として各室の別を記憶すべし、或は之に方角を定めて東西南北の四方に配し、若くは春夏秋冬の四時、或は十二月等に配當して記憶するも可なり、若し九區域の室にて不足なるときは各方面を四分して乙圖の如く十二區域となすも可なり、殊に十二月に配するときは十二區域に分つを可とす、而して第一區域は子若くは正月に配し、此區域と老人とを連帶して記憶せんと欲せば、老人其區域に坐して正月元旦に屠蘇を傾け居る心像を形成し、第二區域を二月と梅とに連帶して記憶せんと欲せば、二月紀元節に梅を観て祝



を要するなり。

意を表し居る心像を畫きて記憶すべし、此の如き方法を以てするときは一層よく記憶を助くることを得べし、されども若し事實の甚しく複雑なるがために、右の十二區域のみにて不足を生じたる場合には十二區域を以て一室を成せる其他の諸室を相並べて形成し、以て一大場をなすこと、宛も各町相集りて一市を成すが如くならしむべし、されども其各室は皆同一形状を有し、且つ其區域の數も一樣ならんことを要するなり。



右等の方法は皆習練を要するものなれば、平素之を一學科となし、順序を追ひて心像を形成する熟練をなすべし、之を要するに、心像法は則ち心内の繪圖にして、心像上に繪を畫きて之を見るの方法なり、而して吾人が手を以て繪を畫くに手練を要すると同じく、此方法によりて心像上に繪圖を畫かんに亦心練なかるべからざるなり。

第三の配合法とは第一の接續法と第二の心像法とを結合して成りたる一種の方法にして、先づ豫め記憶を託すべき形

式を定め、之に記憶すべき事項を配合する者を云ふなり、即ち此方法には形と質との二者ありて、其質をして形に配合せしむる者なり、其形は吾人の平常最善く記憶せる者を取りて之を定むるなり、例へば己が身體を以て其形を定め、或は己が住居せる家屋を以て其形を定むるの類を云ふ、先づ身體を以て形を定むる方法を述べんに、即ち身體の各部分に順序を定め、項を以て第一位に置き、額を第二位とし、眼を第三位、鼻を第四位、口を第五位、喉を第六位とし、以下脚に至るまで各部に夫々の位を定めて、之を記憶の形となすなり、さて爰に記憶すべき事項若くは物品若干ありとする時は、其物柄を名けて質と云ふなり、今此質を以て假に書物、筆、佛像、花、酒、手巾等の物品なりと定め、此等の質を形に配合せんとする時は、各々の質と形とを連続せしむべき事柄を想出し、是に由りて記憶するなり、即ち書物については之を頭上に戴くとして、記憶するか、或は書物を讀みて頭腦を發達せしむとなすも可なり、次に筆は之を以て額に字を書すと記憶するか、或は額は室内に掲ぐる所の額面と其字相同じきを以て、筆にて額面に字を書すと云ふ聯絡を以てするも可なり、次に佛像は眼にて之を觀るとして記憶して可なり、花と鼻とは國音相通するを以て其聯絡により記憶し、或は鼻にて花の香を嗅ぐとして記憶すべし、次に口にて酒を飲むとなし、又手巾を以て喉に巻き付けるとして記憶すべし、此の如き方法によりて記憶するものを配合法と稱するなり。

次に又家屋を以て形を定むる方法は、第一位を門とし、第二位を立關とし、第三位を取次の間とし、

第四位を應接所とし其他此順序を以て一定の形を作り、之に記憶すべき質を配合するなり、其方法は身體に配合すると同一なれば之に準じて知るべし、要するに此等の方法も亦多少の習練を経れば熟達し難きものなり。

第四の代數法とは假字若くは漢字を用ひて數量を代表し以て記憶の補助となすものにして、之れに諸法あり、先づ假字を以て數量を表示して記憶する方法を示さん、其法數種あり、左の如し。

先に略記法の條下に於て、一三四の數字を『ヒフミヨ』等の假名によりて略稱する方法を述べたりしが、此方法により且つ其他の假名を助字に用ひて一種の言葉を組成し、以て記憶し易からしむるものは則ち代數法の一法なり、例へば七石六斗三升二合を記憶するものとなさん、其略稱は『ナムミフ』なり『ナムミフ』にては未だ語を成さざるを以て、之に他の假字を添へて『ナム。ア。ダブ』となすときは、爰に一種の語を成し、人をして容易に記憶せしむることを得べし、其語中『ア』と『ダ』とは助字にして、數量を表するものにあらざるなり、凡て如何なる數量にても此の如く助字を用ふる時は多少意義ある語を組立つることを得るものにして、其記憶を助くること實に大なるべし。

次に伊呂波を以て數字を表示して記憶する方法には、左の甲乙二表の如く配當する法ありて、此二表中孰れを用ふるも不可なることなし、今先づ甲表によりて之を述べんに『イルナケミ』の假字は一を表し『ロヲラフシ』は二を表するが如く、以下九、零に至るまで五個づつの假字を配するを以て、

一、天、東、事、白、同、民の類
 二、天、東、事、白、同、民の類
 三、咽、地、婦、孫、帷、待の類
 四、性、獨、時、梅、江、燈の類
 五、珠、晬、眠、碑、秋、神の類
 六、精、船、經、肺、蛙、袂の類

一	アイウエオ
二	カキクケコ
三	サシスセソ
四	タチツテト
五	ナニヌネノ
六	ハヒフヘホ
七	マミムメモ
八	ヤイユエヨ
九	ラリルレロ
零	ワヰウヱヲ

又更に五十音を數字に配當して記憶する方法あり、是れ予が先年より自ら工夫して人に示したることありしものにして、其方法は上表の如く五十音の各行を數字に配當し、即ち阿行を一とし、加行を二とし、佐行を三となす等是なり、此方法も其行中の假名を數に應じて適意に接合し、以て成べく記憶し易き語を組立つべし、例へば七十四萬四千二百六十九人を記憶するに「メデタキハル」(目出度春)の言葉を用ふるの類これなり、其餘は宜しく右に準じて知るべし。

其地予が別に一法を考出せるものあり、其方法は漢字を以て數量を代表するものは四に當て、乃至九畫、十畫及び十畫以上に屬するものは九に配し、冠を有する字は零に配するなり、今左に其の表の一斑を示さん。

其の中の假字を要する所の數に従ひて隨意に接合し、以て成るべく記憶し易き、或は多少の意味ある言葉を作るやうに注意すべし、例へば金三千九百九十圓即ち三九九〇を記憶するに、甲表に據るときは「ハツユメ」(初夢)の語を組立つることを得べし、斯の如き方法によりて記憶するものは即ち又一の代數法なり、而して乙表の方も宜しく之に準じて知るべし。

表 甲

一	イルナケミ
二	ロヲラフシ
三	ハワムコエ
四	ニカウエヒ
五	ホヨキテモ
六	ヘタノアセ
七	トレオサス
八	チソクキン
九	リツヤユメ
零	ヌネマメㄱ

表 乙

一	イロハニホ
二	ヘトチリヌ
三	ルヲワカヨ
四	タレソツネ
五	ナラムウキ
六	ノオクヤマ
七	ケフコエテ
八	アサキユメ
九	ミシエヒモ
零	セスンメㄱ

- 七、財、話、蹄、道、邦、醒の類
- 八、銀、陽、肆、雄、靜、隸の類
- 九、靴、頂、驕、鯉、鶴、齡の類
- 零、室、屍、笠、菊、雷、開の類

斯の如く配當し來りて、數量を語句にて表示せんことを工夫するものなり、例へば百七十八を表示するに『衆議院』の三字を以てし、五千〇七十一を表示するに『淺草觀音』の四字を以てするが如きを云ふ、又單に字畫によりて數を表示するも可なり、例へば乙は一、人は二、山は三、仁は四、本は五、行は六とするが如し、若し十一畫、十二畫以上に至るも矢張一、二の數に配當すべし、例へば教を一、富を二、話を三とするが如し、以上の諸方法は皆數量を記憶する方術にして、其の第一は一、二、三等の頭字のみを取りて、他の假名は助字に用ひ、第二は伊呂波を以て數字を表して、隨意に一種の語を作りに出すものなり、第三は五十音を以て數字を表して、是れ亦隨意に一種の言葉を作る方法なり、最後に第四は漢字を以て數字を表して、隨意に一種の語句を組立つる方法なりとす。

其他商家にて用ふる代數字あり、其方法は隨意に一種の言葉を數に配當して、物品の代價を記憶するものなり、而して商家の之を用ふる意は、他人をして之を知らしめざるがためにして所謂暗號法なり、然れども若し之によりて記憶を助くるに於ては、又一種の方術的記憶術と看做すことを得べし、例へばフクハキタリメデタヤ或はアキナヒタカラフネの如き符牒を數に配當して、代價を記憶する類を云ふなり。

次に等五の代字法を説明せん、既に第四の法に於て假名及び漢字を以て數量を代表する方法を示したりしが、爰に又數字及び漢字を代表することを得る方法あり、今代字法とは則ち、此數字によりて文字を代表する方法にして、前の第四法とは恰も表裏相反するものなりとなす、而して此代字法は暗記暗誦の助よりは寧ろ筆記若くは暗號の助となるものなり、其方法は左の如し。

先づ第一は假字に數字を配する方法にして、即ち伊呂波四十七字、若くは五十音に一二三四の數字を配當して之を表するなり、例へば(イ)を一、(ロ)を二、(ハ)を三、(ニ)を四等と定むるが如き是なり。

第二は漢字を代表するに數字を以てする方法にして、例へば一を人とし二を獸とし、三を鳥とし、四を魚、五を蟲、六を木、七を草、八を天體、九を無機、十を無形とするが如くなすを云ふ、而して之を適用する方法は如何と云ふに、例へば同じく『カミ』と云ふ字にも人體の髮、品物の紙、無形の神等あるを以て、此等を假りにカを以て代表すと定めたるときは、是は何種の『カミ』を表するものなるかは甚だ混雜し易し、然るに今之を數に配當して、(カ)は人體の髮を示し、(カ)は品物の紙、(カ)は無形の神を表すとすときは、能く之を區別することを得べし、又『ヒ』には太陽の日と、地上の火との別ありて相混すれども、右の方法によるときは、(ヒ)は天體の日にして、(ヒ)は地上の火を表すること、なるなり、斯の如き方法を以てするときは、假字を以て數多の言語を明に代表することを得るが故に、漢字を知らざる人にありては、此方法によりて幾分の便利を得んこと疑ふべからず、併

しながら、右の方法は数字を以て代表する方法にはあらずして、假字に数字を加へて漢字を代表する方法なりとす、既に前に示したりし略記法は、假字の一部分を取りて記憶する方法なりと雖も、其不便なる所は、他の同音なる事物を混同するの一點にあり、例へば「カ」と云ふときは雷も蛙も、柏も鴨も、皆カを以て代表するが故にカなる一假字のみにては何を代表するか、其區別を明にせんこと難し、然るに若し右の方法によりて、之に数字を結付け、其木に屬するものはカ六とし、鳥に屬するものはカ三とするが如くなすときは、其混同を避くることを得べし、若し夫れ一層微細に數を配當して獸類には十乃至二十種を分ち草、木にも二三十種を別ち、其各種に數字を配當するときは、略記法によりて奈何なる事物をも明に表示することを得べきなり。

右の方法は假字と數字とを並用する方法なるが、又別に數字のみにて文字を代表する方法あり、而して此方法にも人々の工夫せしもの種々あれども、今其方法を擧げて例せんに、即ち左の如く一定の表を作りて、一々之に照合し來りて、漢字の代りに數字を用ふるが如き是なり。

- 等.....
- 七週.....
- 六周.....
- 五始制.....

- 四菜重芥薑.....
- 三金生麗水 玉出.....
- 二秋收冬藏閏餘成歲.....
- 一天地玄黃宇宙洪荒日月.....

一二三四五六七八九十等。

斯の如く數を漢字に配當して、一の一は天、一の二は地、一の三は立、一の四は黃、二の一は秋、三の二は生等の如く、夫々數を以て漢字を代表するものなり、而して此表にては漢字の數限りあれども、今現今普通に用ふる所の漢字をば、盡く數にて代表せんと欲せば、字の偏を一々此數に配當し、例へば人偏は上行の一を以て表し、口偏は上行の二、木偏は上行の三を以て示し、又字の傍は左行の一二三等を以て表すべし、又字書に擧ぐる所の偏を一々其順序に従うて之に數を配し、一を一、一を二、二を三、一を四、乙を五、一を六、二を七等となし、斯くて茲に一種の表を作り成す時は、數萬乃至數十萬の漢字と雖も、能く數にて代表するを得べきなり、而して其方法の如きは、人々の工夫によりて隨意に之を定め、但成るべく順序分類の正しくして、表について探り易く、見出し易きを主とせんことを要するなり、されば或は字の畫の少きものより、漸次に其多きものに及ぼすも可なり、又或は禽獸草木、人類等の分類をなし、其各種類を一二三等に配當して、一の表を作るも可なり、要

するに各々その適宜に随ひて自ら最も簡便なりと信ずる所の方法を用ふべし。
以上の如くならずときは、此代字法は記號或は暗號の助となるものにして、世間にて漢字を知らざる者、或は六つかしき漢字を避けんと欲する人々には、幾分の便を與ふること明なり、故に此方法は亦記憶法の一として考究するも、不可なることなるべし。

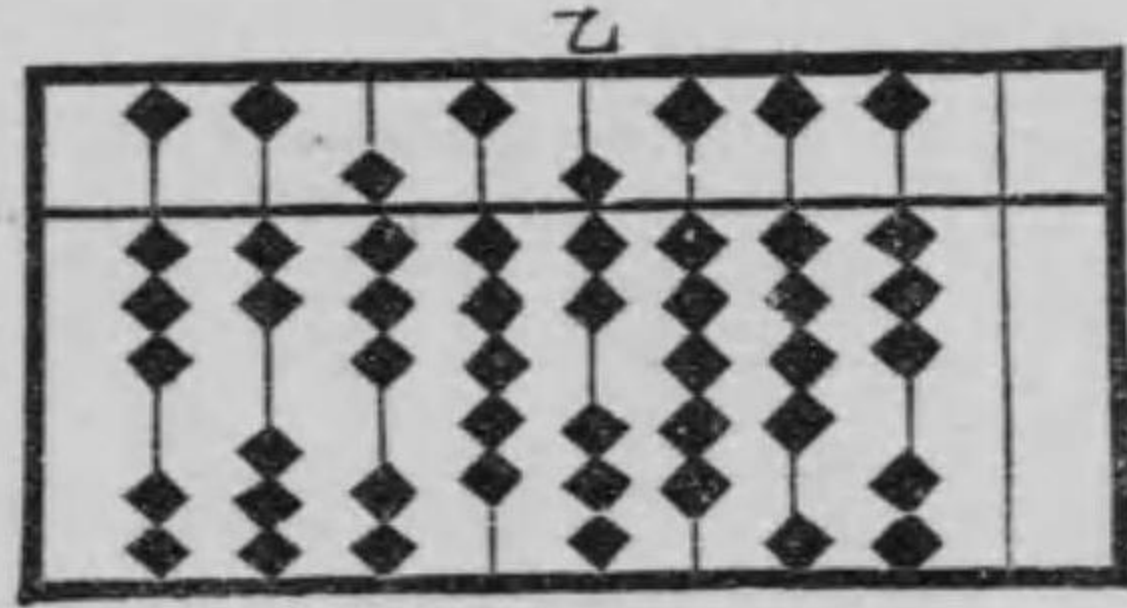
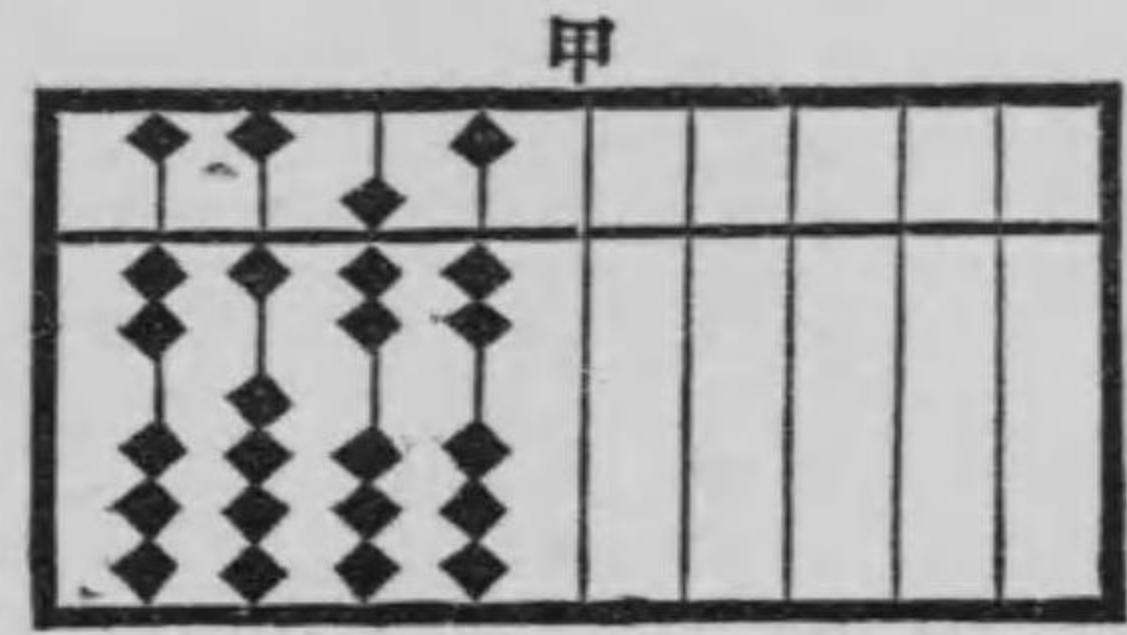
次に第六の算記法とは珠算の上に文字を記し、珠算をして紙筆に代用せしむる方法にして是れ又一種の記憶法と看做すことを得べし、此方法は予が新玉夫に出でしものにして、未だ誰人にも傳授したることあらざれども、之を實行するに至らば多少の便益あるは自ら信じて疑はざる所なり、今此法を實行するに當りて第一に要することは、算盤の改良これなり、此改良とは算盤の蓋の上面を硝子にて作り、以て蓋を蔽ひあるも、上より珠を見らるゝやうにせざるべからず、又其硝子板の内側に細き横木を附して、蓋を蔽ひしときは其盤を動かすも、珠の位を變ぜざるやうになさるべからず、斯の如くならずときは、獨り予が考出せし記憶法に其用あるのみならず、又平常商家にて之を用ふるにも、前日計算して得たる所の結果は殊更に之を紙上に寫し取らざるも、蓋を掩ひ置くときは、翌朝に至りて其金額の何程なるかを算盤上より見ることを得べし、例へば夜分勘定終りて、金庫中に幾何の金圓あるべきかを算盤上に記し置くときは、翌朝此盤を見て其實際の金圓と照合することを得て宛も算盤は、一時の帳記の代用をなすことを得べきなり、而して予の考出せし方法とは、斯の如き法を謂ふも

のにはあらずと雖も、予の要する所の算盤改良は記憶法の外に實際の計算上にも便益あることを示さんがため序に右の如く述べたるなり、是れより算盤を紙筆に代用して、記憶の助となす方法を講述すべし、其方法は先づ五十音を數に配當し、五十音は十行五字づつより成るを以て、其十行を一より十ま

一	アイウエオ
二	カキクケコ
三	サシスセソ
四	タチツテト
五	ナニヌネノ
六	ハヒフヘホ
七	マミムメモ
八	ヤイエユヨ
九	ラリルレロ
十	ワヰウヱヲ

でに配當し、其五字も又一より五までに配當するなり、即ち上圖の如く阿行は一、加行は二、佐行は三、多行は四、乃至和行は十なり、又アは一、イは二、ウは三、エは四、オは五なり、カは一、キは二、クは三、ケは四、コは五なり、其他は之に準じて知るべし、而して此行數を表示する所の數は之を行位數と云ひ、各行の字を表示する所の字は之を字位數と云ひ、凡て五十音中の一字を表示するに、算盤の二桁づつを當つ、即ち二桁を以て一字を表示する割合なり、此二桁の左方を十位とし右方を一位となすときは、十位の處に行位數を置き、一位の處に字位數を置き、二位相合して一字を示す方法なり、例へば、アを表さんとするときには、行位數も字位數も共に一なり、依りて算面にては十位及び一位共に一にして、即ち一(十位)一(一位)となるなり、又カを表さんとするときには行位數二にして字位數一なれば、算面にありては二(十位)一(一位)とな

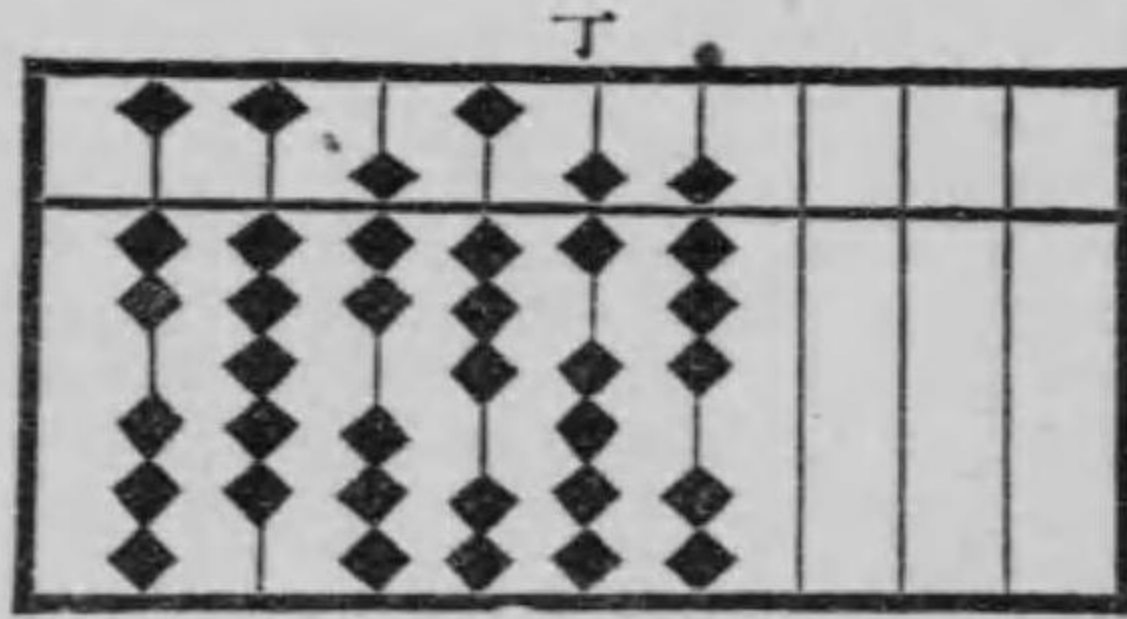
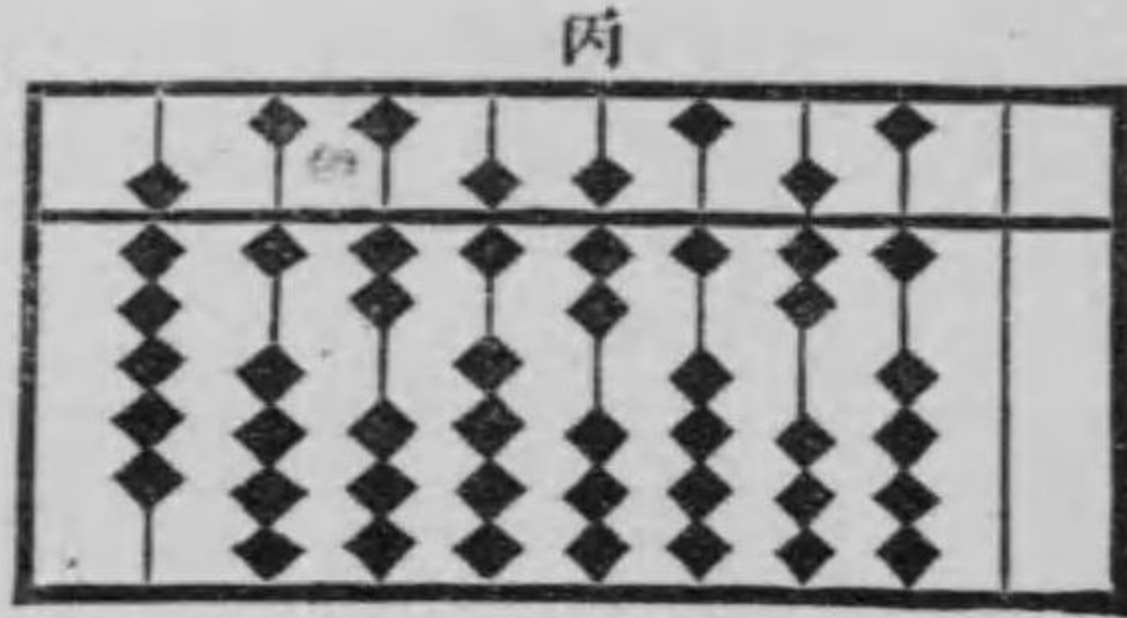
るべし、又シを表さんとするときには、其行位数は三にして其字位数は二なるが故に、三二となり、トを表さんとするときには、行位数四にして字位数五なれば、算面にては四五となるなり、其他は之に準じて知るべし。



是を以て例へば「カミ」(紙)なる二字を算面に表さんとするときには、四桁を用ひ、二一、七二となるが故に、甲圖の如く左方の端より一桁づつ右方に算へ送るべし又「シヨモツ」(書物)なる四字を表さんとするときには、乙圖の如く三二、八五、七五、四三となるを以て、八桁を用ひざるべからず、右の如くして算盤の桁数の大なるほど、長語を表することを得べし、例へば「キミアスタレ」の語は十四桁にて表し、即ち二二、七二、一一、三三、二二、四一、

九四、となるなり、而して爰に一の注意すべき點は和行の一段にあり、例へばワを表さんには十一にして、普通の算法を以てするときは、十に達すれば上の位に送るを例とすれども、今此五十音のワを表するときには、十數に滿つるも上の位に送りざる者とす、又一の注意すべきことは、五の數は上の珠を下すを例とすれども、此法にては五までは下の珠にて扱ひ、六以上に至りしときに上の珠を加ふ

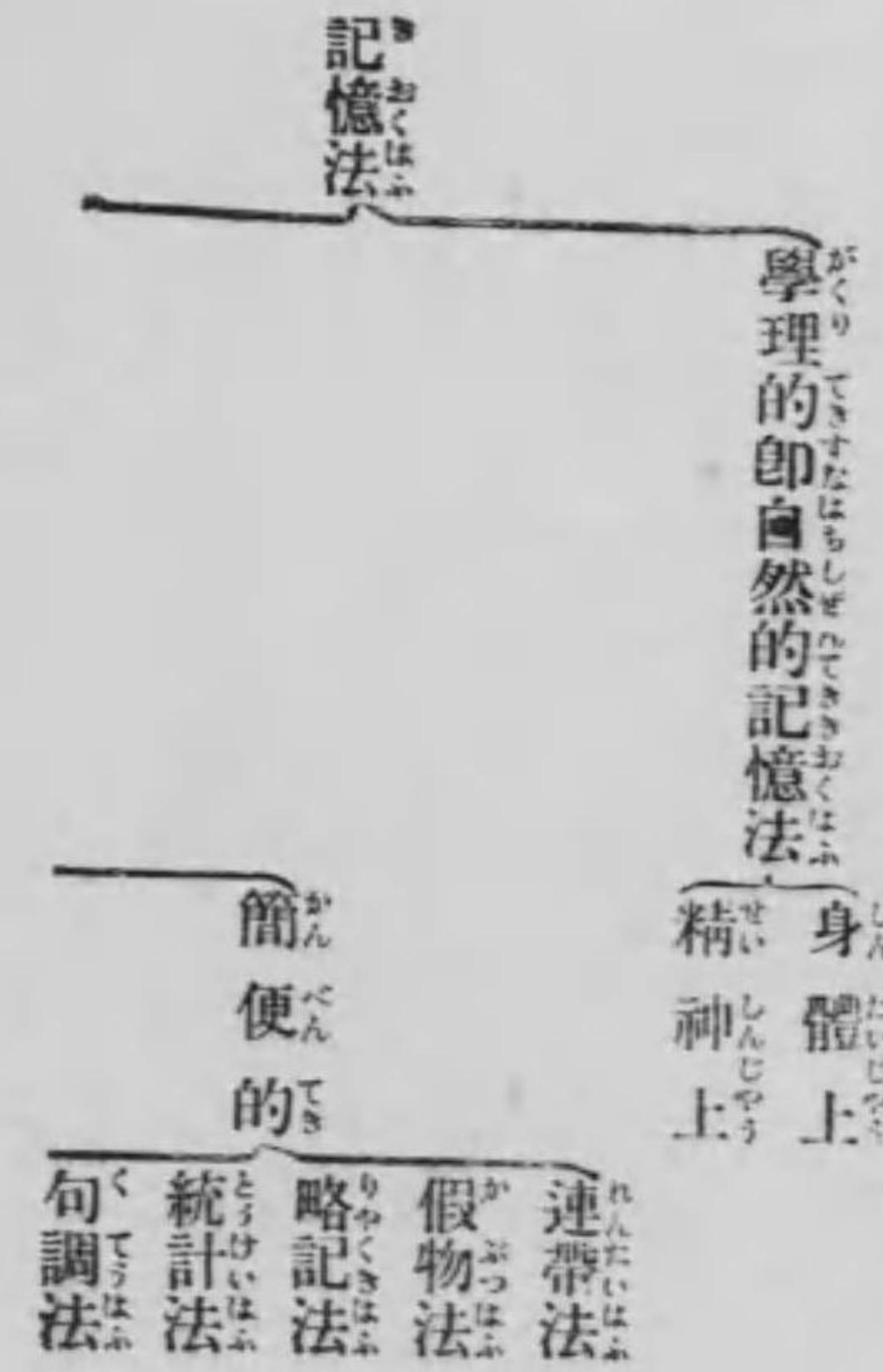
るを規則とす、其他尙ほ注意すべきことは、即ち濁音を表す方法にして、此場合には字位數に上の五珠を加ふるものとす、半濁音の場合も亦然り、例へばサを表すには三一なれどもザを表すには三六となし、又ハを表すには六一なれども、バ若くはパを表すには六六となすが如き是れなり、これを要するに字位數を表せる桁の五珠は、濁音若くは半濁音を表すものと見るべし、例へば「ワガマ、(我儘)を表すときには丙圖の如く、十一、一六、七一、七一となり、「コンブ」(昆布)は丁圖の如く、二五、七三、六八となるなり、尙ほ茲に(ハム)を當て、七三を以て表示するものなることを知らざるべからず、例へば新年目出度の字を表さんとせば、三二、七三、五四、七三、七四、四九、四一、三二を以てすべし、其他は之に準じて知るべきなり。



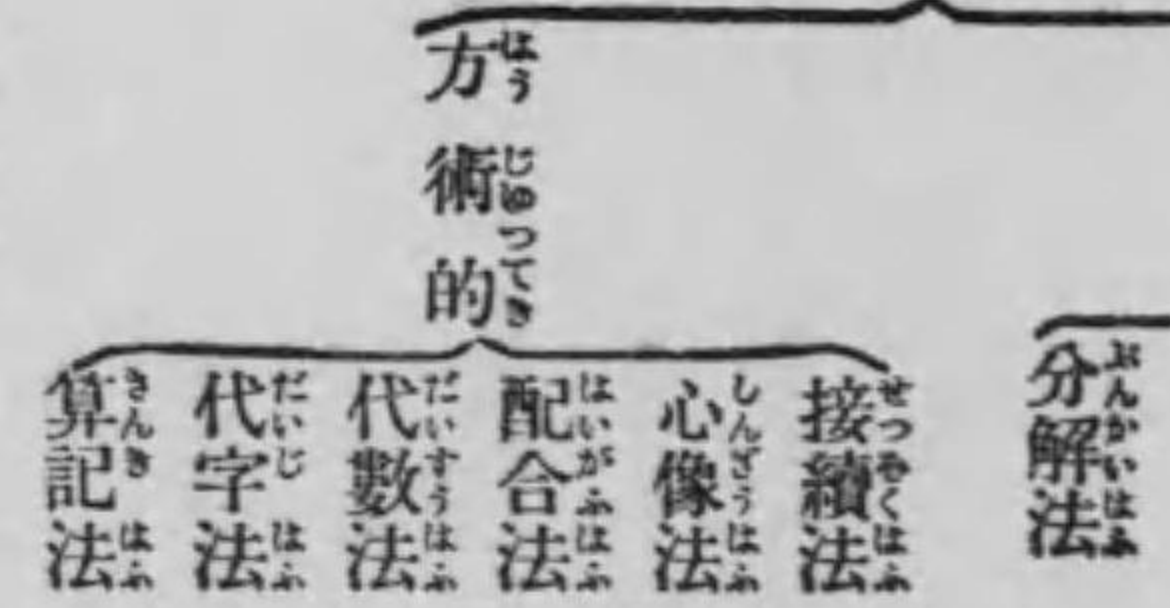
以上の方法は予が考出したる新法にして、簡單なる語は算面を以て紙筆に代用し、以て記憶の助となすことを得る法なり、前の代字法中數字を以て漢字を代表する方法を算面に適用すれば漢字も算面にて記憶することを得べし。

第二十八節(記憶術の結論) 前數段に於て古今東西の記憶法を比較し、之に予か新に考出せし方法

を加へて學理的と應用的との二種に分てり、而して學理的は心身一般の發育に關し、應用的は特に記憶の作用に關する別あり、又學理的は心身自然の發達に順ひて記憶力を養成する方法なれば、之を自然的記憶法と名けて可なり、之に反して應用的は特に人為を以て記憶力を養成する方法なれば、之を人為的記憶法と名ぐるを適當なりとす、是れ亦二者の相異なる所以なり、而して學理的の方は身體上については生理學或は體育の規則によりて、身體上より記憶作用に及ぼせる影響を論じ、精神上にありては、心理學に基きて、精神作用の記憶上に及ぼせる關係を述べたり、次に應用的の方にありては世人一般に用ふるものと、一種の秘術として傳ふるものと二種あるを以て、簡便的と方術的との二類に分ち、更に分類して數法となせり、其分類は前既に舉示せしも、左に表を掲げて一覽に便にす。



應用的即人為的記憶法



此人爲的記憶法中簡便的方法是格別習練を要せざれども、方術的は必ず多少の熟達を要するものなり、是を以て後の方法は世上にて一の秘術として傳へ、學科の階梯を組立て、教授的に傳授するものなり、此方術的の中第一法第二法第三法は、餘ほど習練を用ひざれば其効を奏すること能はず、第四第五第六法は、さほど習練せざるも容易く學び得べし。

さて此等の諸方法は、時と場合に應じて多少の効用あるべしと雖も、予は世人が是に依て望むだけの利益を得べきか否やについては、甚だ疑を懐けるものなり、既に近來諸方にて記憶術傳授など稱して、過分の入門料を徴し、新聞上の廣告にては仰山の効用を陳べ立つるものありと雖も、實際上之

によりて得らるべき利益は、其百分の一だも尙ほ難からんと思はるゝなり、されども其中には多少注意するときは、幾分の益あるものなきにもあらざるべけれど、其益たるや、過分の入門料を拂ひて學ぶに及ばず、二三の書について之を知らば足れりとす、是れ予が此に古今東西の記憶に關する諸法を比較的に講究して其結果を世人に報道するに至りし所以なり。

第二十九節(失念術) 記憶術の必要なるは世人の一般に知れる所なれども未だ失念術の必要を知らず、されども失念術は記憶術と同様に缺くべからざるものなり、凡そ吾人の記憶する事柄中には吾が身に利あることゝ害あることゝ、善きことゝ惡しきことゝありて、其利にして且つ善なる事柄は成るべく之を記憶し、其不利にして惡なるものは成るべく速に失念せざるべからず、且夫れ吾人の腦力は一定の限りありて、事の如何を問はず盡く其記憶内に保つこと能はず、既に記憶力に限りある以上は不用なる事を捨て、有用なるものゝみを記憶中に保たざるを得ず、是に於てか吾人に不利なるものを早く失念するは、却て利あり善なるものを記憶するの準備をなすものと謂ふべし、特に失念術の必要は人の精神を爽快ならしむるに缺くべからざるにあり、蓋し人一たび事に失敗するときは、其點に記憶を聚めて爾後永く快々として不快を感じるものなり、然るに若し幸にも此の如き記憶を散失せしむべき方法あらんか、不愉快は轉じて愉快となり、忽ち心狀を一新することを得べし、又人の不幸災難に際會するや同じく其記憶を心頭に留むるを以て、久しく苦痛を感じることもなるが、若しかゝる

不幸の記憶を消散する方法あらんか、苦痛を轉じて快樂となすことを得べし、此等の事情によりて觀るに、失念術の必要は記憶術の必要に一步も譲らざるなり、さて其方法は全く記憶術の反對にして、記憶を妨礙する方法を取らざるべからず、例へば記憶を強からしめんと欲せば一點に注意せんことを要すれども、之を失念せんと欲せば他の諸點に注意を散じて此一點に聚まることを妨げざる可らず、又或一點を失念せんとして注意を他點に移さざるを得ざるときは、全く之と反對の事柄を想出し、強ひて其點に注意を惹かんことを努むべきなり、此等のことは世人の知らず識らず躬に實行する所にして、多少失念の方法を講ぜしものと謂ふべし、余過日此問題につき廣く答案を求めたるに、栃木縣出井侃氏より左の答案を送られたり。

失念の方法は、或事件の忘れ難くして身に害あるときは、或他の事件を取り來りて此の一事に一念を専らにし、腦心をして復た前件を想ふに違なからしむるに在り、余は一切の事件は皆夫々の原因あるものと諦め、以て失望、怨恨、不快等の件を打掃はんと試むるも、一たび強く感じたときは道理の力を以て制し難きことあり、斯かる場合には前法、即ち基を圍み、詩歌を推敲する等、努めて想を他事に専らにし、以て之を忘るゝを常とす

是れ人々の一般に用ふる所の失念術なり、其他諸方より寄送せられし答案中には、或は歌を咏じ詩を吟じて其方に想を遷すものあり、或は天候の爽快なるに當りて、郊外を緩歩して新鮮の空氣を吸入

し、以て鬱想を消遣するあり、或は老莊の如き書により無爲恬澹以て失念の助となすあり、或は身體の一部に注意を惹くに足るべき疼痛を與へて、其方に想を轉ずるあり、或は座禪三昧の如き方法によりて失念を圖るものあり、概するに人々の工夫想出せる所大同小異にして、其要は注意を他點に移し或は之を散ぜしむるに外ならざるなり、蓋し失念の方法を講せんと欲せば、前に述べしが如く記憶術に反對せる方法によりて、之を實際の經驗に照し、心理學の道理に考へ、以て其順序を定むるときは能く一種の失念術を組織するに至るべきなり、予は他日その方法を組織して世に示す所あらんとす。

附 録

記憶術批評

近來頻りに記憶をよくする傳授法を講ずるものあり、其中、我邦にて古來傳ふるもの、一種を擧げて、批評を試んとす、俗間のまじなひ本中に、記憶の秘法を掲ぐるあり、秘事大全と云へる書中に、左の一項あり。

物忘れせぬまじなひ

五月五日に 鼈の爪を衣類の領の中に入れておくべし、覺よくなるなり。
近年發行の奇術奇法と題する冊子中に、左の一項あり。

物覺を能くする法

其法は、陰曆七月七日、蜘蛛一疋を生ける儘、己の衣類中、又は衣服の入れてある箆笥、箱などへ入れ、外へ出でざる様になしおくべし、二十日後には、健忘症の者は治まり、又通常の者にも、大に物覺がよくなるなり。

此二法は、共に世間に行はるゝ呪術の一種に屬し、決して道理あるものにあらず、唯之を信する人